

第2次

宝塚市男女共同参画プラン

～すべての人が性別にとらわれず、自分らしくいきいきと暮らせるまちをめざして～

平成28年(2016年)3月

宝塚市

はじめに

すべての人が、互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別にかかわらず、個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、21世紀の我が国の重要課題です。

本市においては、平成8年（1996年）に宝塚市女性プランを策定し、平成14年（2002年）には宝塚市男女共同参画推進条例を制定するなど、早くから男女共同参画社会実現を目指して取り組んでまいりました。

平成18年（2006年）には宝塚市男女共同参画プランを、平成23年（2011年）には宝塚市DV対策基本計画を策定し、男女共同参画の推進とともにDVを許さない社会を目指して取組を進めてきましたが、このたび、これらの計画の計画期間満了に伴い、平成28年度（2016年度）から10年間を計画期間とする第2次宝塚市男女共同参画プランを策定しました。

策定にあたっては、男女共同参画施策及びDV対策の推進に加え、平成27年（2015年）に制定された女性の職業生活における活躍の推進に関する法律も踏まえ、宝塚市男女共同参画推進審議会に諮問するとともに、パブリック・コメントを実施し、より広く市民の皆さまのご意見をお聴きしました。

今後は、この第2次宝塚市男女共同参画プランに基づき、施策を総合的・体系的に進め、すべての人が性別にとらわれず、自分らしくいきいきと暮らせるまちをめざしてまいります。市民の皆さまの温かいご理解、ご協力をお願い申し上げます。

最後になりましたが、計画策定に際しまして、宝塚市男女共同参画推進審議会委員の皆様をはじめ、計画案に貴重なご意見をいただきました方々に、心から感謝申し上げます。

平成28年（2016年）3月

宝塚市長 **中川智子**

● 目 次 ●

第1章	計画策定にあたって ……………	1
1	計画策定の趣旨……………	1
2	計画の位置付け……………	2
3	計画の構成……………	3
4	重点施策……………	3
5	計画の期間……………	3
第2章	計画策定の背景 ……………	4
1	世界の動き……………	4
2	国、県の動き……………	5
3	本市の動き……………	6
4	「男女共同参画プラン」と「DV対策基本計画」の推進状況……………	7
第3章	基本的な考え方 ……………	23
1	基本理念……………	23
2	基本方針……………	23
3	施策体系……………	24
第4章	具体的な取組 ……………	25
	基本方針Ⅰ 男女共同参画社会実現のための教育・学習・啓発の推進……………	25
	基本方針Ⅱ 女性への暴力の根絶とあらゆる人の人権の尊重……………	29
	基本方針Ⅲ ワーク・ライフ・バランスの推進と個性と能力を發揮できるまちづくり……………	45
	基本方針Ⅳ 男女共同参画社会実現のための総合的推進……………	54
	数値目標……………	58

I	男女共同参画に関わる現状	
1	男女共同参画を取り巻く社会状況	59
2	男女共同参画に関する市民意識調査結果（抜粋）	66
II	計画策定の体制及び経過	
1	計画策定の体制	84
2	宝塚市男女共同参画推進審議会の審議経過	84
3	宝塚市男女共同参画推進検討会等の審議経過	85
4	パブリック・コメント結果概要	86
5	宝塚市男女共同参画推進審議会規則（附則省略）	87
6	宝塚市男女共同参画推進審議委員名簿	88
7	宝塚市都市経営会議設置規程（附則省略）	89
8	宝塚市男女共同参画推進検討会設置要綱（附則省略）	90
9	宝塚市男女共同参画推進検討会委員名簿	91
III	法令関係	
1	日本国憲法（抜粋）	92
2	男女共同参画社会基本法（附則省略）	93
3	宝塚市男女共同参画推進条例	97
4	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	100
5	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	106

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

本市では、男女共同参画社会の実現を目指して、平成8年（1996年）に、計画期間10年の「宝塚市女性プラン」（以下「女性プラン」といいます。）を策定しました。

その後、全国的にも男女共同参画社会を目指す動きが顕著となり、平成11年（1999年）の「男女共同参画社会基本法」の制定、同法に基づく国における「男女共同参画基本計画」の策定を受けて、平成13年（2001年）に、女性プランの見直しを行い、平成18年（2006年）には、同プランを引き継ぐ「宝塚市男女共同参画プラン」（以下「男女共同参画プラン」といいます。）を策定しました。

平成13年（2001年）に、「配偶者からの暴力※¹の防止及び被害者の保護等に関する法律」（以下「DV防止法」といいます。）が制定され、本市でも平成23年（2011年）に「宝塚市DV対策基本計画」（以下「DV対策基本計画」といいます。）を策定し、ドメスティック・バイオレンス（以下「DV」といいます。）に関する体制の整備は大きく進みました。

また、全国的に少子高齢化が急速に進展する中、人材の多様性を進めるため、平成27年（2015年）8月には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律※²」（以下「女性活躍推進法」といいます。）が制定され、女性の職業生活における活躍の必要性が高まっています。

本計画は、男女共同参画プランとDV対策基本計画の計画期間満了に伴い、国内外の男女共同参画をめぐる社会状況の変化や、本市における状況を勘案し、両計画の成果と課題の検証結果に基づく見直しを行い、男女共同参画に関する施策を総合的・体系的に推進するために策定するものです。

1 配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス）

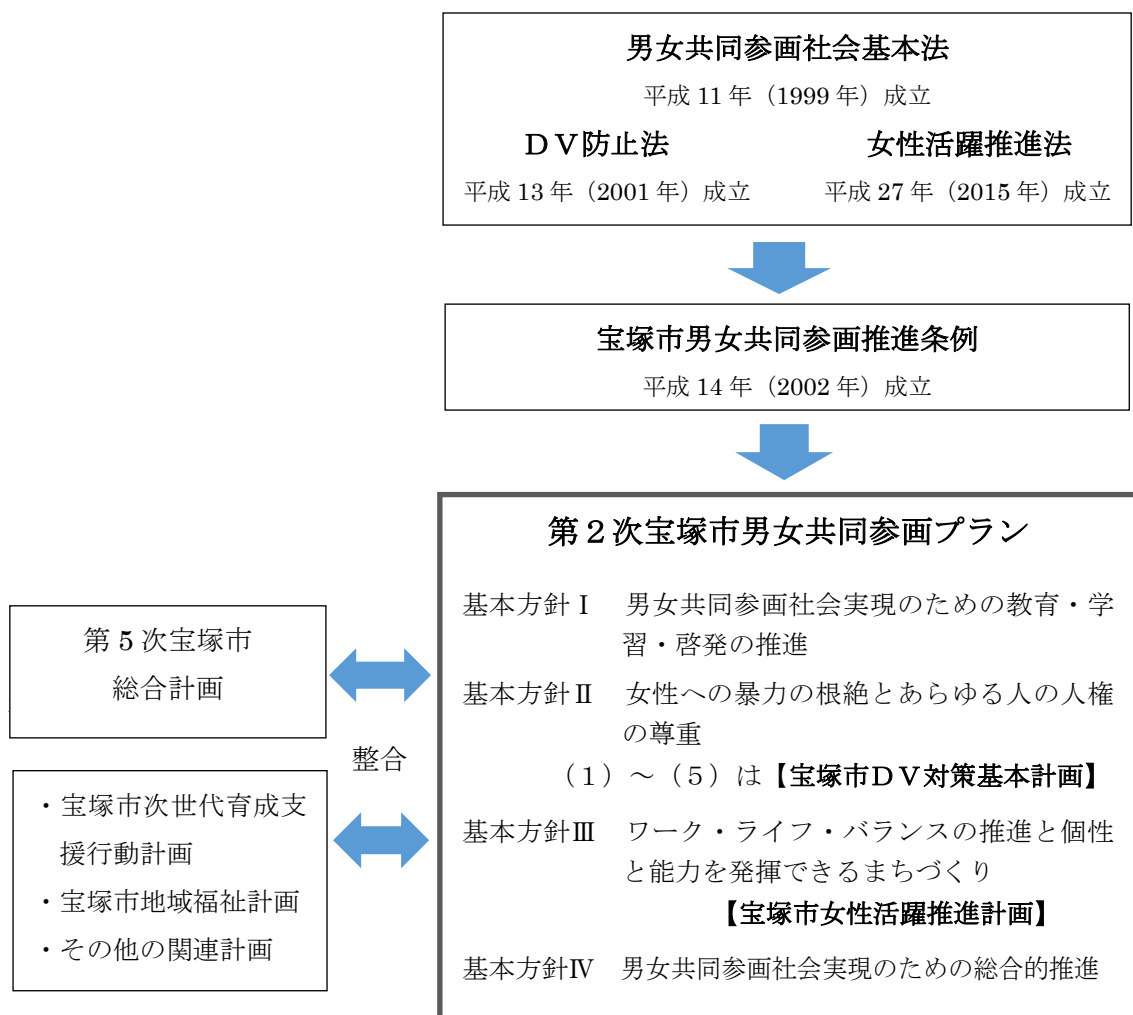
配偶者や恋人など親密な関係にある、またはあった配偶者から振るわれる暴力のことで、身体的暴力だけでなく、言葉や威嚇による精神的暴力、人との付き合いを制限する等の社会的暴力、生活費を渡さない等の経済的暴力、性行為の強要等の性的暴力、子どもを利用した暴力が含まれます。

2 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

豊かで活力ある社会の実現を図るためには、自らの意思によって職業生活を営み、または営もうとする女性の個性と能力が十分に発揮されることが一層重要であることから、女性の職業生活における活躍を推進することを目的に、平成27年（2015年）8月に成立した法律のこと。

2 計画の位置付け

- (1)本計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく市町村男女共同参画計画に該当し、本市における男女共同参画社会実現のための総合的な計画です。
- (2)本計画は、「宝塚市男女共同参画推進条例」第9条に基づく基本計画であり、男女共同参画プランを継続、発展させるものです。
- (3)本計画は、DV対策における新たな課題に対応するとともに、DV対策と他の男女共同参画施策とのより一層の連携を推進するため、DV対策基本計画と男女共同参画プランを統合するものであり、本計画の基本方針Ⅱの施策の方向1から5までの部分は、DV防止法第2条の3第3項に基づく市町村基本計画に該当するものです。
- (4)本計画の基本方針Ⅲは、女性活躍推進法第6条第2項に基づく、市町村推進計画（本計画では「女性活躍推進計画」といいます。）に該当するものです。
- (5)本計画は、「宝塚市総合計画」を上位計画とするとともに、他の関連計画等と整合を図り策定するものです。



3 計画の構成

本計画は、第1章計画策定の趣旨、第2章計画策定の背景を踏まえ、第3章に基本理念を掲げ、第4章で基本理念を具現化するための4つの基本方針を定めるとともに、施策の方向、主要な施策を示しています。さらに、主要な施策のもとに個別事業を位置付けています。なお、個別事業の所管課については、平成28年（2016年）4月1日付の組織改正を反映しています。

4 重点施策

本市のまちづくりにおける特色や、男女共同参画を取り巻く現状と課題、平成26年（2014年）に実施した「男女共同参画に関する市民意識調査（以下「市民意識調査」といいます。）」の結果、男女共同参画プランとDV対策基本計画の推進状況を踏まえ、本計画に掲げる「主要な施策」の中から、次の7つの施策を重点施策として位置付け、特に力点を置いて取り組みます。

- ・基本方針Ⅰ(1) ①男女共同参画に関する啓発活動の充実
- ・基本方針Ⅱ(2) ①配偶者暴力相談支援センター※³機能の充実
- ・基本方針Ⅱ(8) ①性的マイノリティ※⁴に関する理解の浸透
- ・基本方針Ⅲ(1) ①男女の多様な働き方に向けた理解の浸透と啓発の推進
- ・基本方針Ⅲ(3) ①男性の家事・育児・介護等への主体的な関わりの促進
- ・基本方針Ⅲ(5) ②様々な分野における女性の参画の促進
- ・基本方針Ⅳ(3) ②市自らの男女共同参画の推進

5 計画の期間

計画期間は、平成28年度（2016年度）から平成37年度（2025年度）までの10年間とします。

「個別事業」は前期5年間とし、後期の「個別事業」は平成32年度（2020年度）に改めてとりまとめます。

³ 配偶者暴力相談支援センター

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づき、被害者からの相談や保護、自立のための支援などの業務を行う機関のこと。

⁴ 性的マイノリティ

性同一性障がい（生物学的な性と心理的・社会的な性が個人の中で一致しないこと）、同性愛、バイセクシュアル（同性を好きになったり異性を好きになったりする人や、相手の性別にこだわらない人）、インターセックス（先天的に身体上の性別が不明確なこと）の人々など。

第2章 計画策定の背景

1 世界の動き

国連は昭和50年(1975年)を「国際婦人年」とし、それに続く昭和51年(1976年)からの10年間を「国連婦人の10年」と定め、「平等・開発・平和」の理念に基づき、女性の自立と地位の向上のための取組を進めてきました。

平成7年(1995年)には、北京で「第4回世界女性会議」が開催され、平成12年(2000年)に向けて世界的に取り組むべき優先的課題を盛り込んだ行動綱領と北京宣言が採択されました。その「行動綱領」においては、女性の権利を人権として確認するとともに、女性の地位向上促進のために、女性のエンパワーメント⁵の重要性が強調されました。

その後、平成12年(2000年)には、国連特別総会「女性2000年会議」がニューヨークで開催され、北京会議から10年、国際婦人年から30年となる平成17年(2005年)には第49回国連婦人の地位委員会がニューヨークで開催され、「北京宣言」や「行動綱領」と「女性2000年会議」で採択された成果文書が再確認されました。

平成22年(2010年)国連総会では、国連改革の課題の一環として、ジェンダー⁶関連4機関(女性の地位向上部(DAW)、国連婦人開発基金(UNIFEM)、国際婦人調査訓練研修所(INSTRAW)、ジェンダー問題事務総長特別顧問室(OSAGI))を統合し、UN Womenの設立が決議されました。世界、地域、国レベルでの「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関」(UN Women)として、平成23年(2011年)より新たな役割を担うこととなり、平成27年(2015年)には、UN Womenのアジアで初めての事務所が東京に開設されました。

このように国連では、女性差別の撤廃を目指して地球規模での行動を展開していますが、平成28年(2016年)3月女子差別撤廃委員会(CEDAW)は、日本に対しては女性にのみ課された再婚禁止規定や夫婦別姓を認めない民法規定の改善等を含む厳しい勧告を公表しました。国連では、さらなる男女平等への取組の推進を強く日本政府に求めています。

⁵ エンパワーメント

一般的には、個人や集団が自らの力を自覚して、自分の生活や環境をコントロールできるように行動すること。ここでは、女性が自ら意識と能力を高め、政治・経済・家庭等のあらゆる場で意思決定過程に参画するための力をつけることです。

⁶ ジェンダー(社会的性別)

人間には生まれつきの生物学的性別(セックス)があります。一方、社会通念や慣習の中には、社会や文化によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、人々は成長するにつれ、「男性に期待される行動」、「女性に期待される行動」を行うようになります。このようにして形成された男性、女性の別を「社会的性別」(ジェンダー)といいます。このような意味での「ジェンダー」は、国際的にも広く使われています。

2 国、県の動き

国では、国際的な動きと連動し、女子差別撤廃条約⁷やILO第156号条約（家族責任条約）の批准の後、平成11年（1999年）には、男女共同参画社会の実現を21世紀のわが国社会を決定する最重要課題と位置付ける「男女共同参画社会基本法」を制定しました。昭和60年（1985年）に成立した男女雇用機会均等法は、その後も改正を重ね、平成26年（2014年）の施行規則改正では、間接差別となり得る措置範囲の見直しやセクシュアル・ハラスメント⁸の予防・事後対応の徹底などが図られました。

労働と育児や介護の関係では、平成11年（1999年）に、子育てだけでなく介護も含めた支援促進のため、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（以下「育児介護休業法」といいます。）として名称が変更された後、平成21年（2009年）には、男女ともに子育てや介護をしながら働き続けられる雇用環境の整備に向けて、大幅な改正が行われました。

DVに関しては、平成12年（2000年）「ストーカー行為⁹等の規制等に関する法律」（以下「ストーカー規制法」といいます。）や平成13年（2001年）DV防止法が制定され、DVは重大な人権侵害として認知されるようになりました。

こうした中、男女共同参画社会実現のために、仕事と生活の調和を目指す方向性はより明確になり、平成19年（2007年）に、「ワーク・ライフ・バランス¹⁰憲章」と「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が制定され、平成25年（2013年）には、「日本再興戦略」において「女性の活躍促進」を日本の成長戦略の中核として位置付けることが閣議決定されました。平成27年（2015年）8月に「女性活躍推進法」が成立し、男性を含めた働き方の見直しを進め、国や地方公共団体、民間事業主に、数値目標や行動計画の公表等を義務付ける等の取組が始まっています。また平成27年（2015年）12月には、第4次男女共同参画基本計画が閣議決定され、男女共同参画社会の実現に向けた

⁷ 女子差別撤廃条約（女子に対するあらゆる形態の差別撤廃に関する条約）

昭和54年（1979年）12月、第34回国連総会において採択され、昭和56年（1981年）9月に発効しました。平成16年（2004年）3月26日現在の締約国数は177カ国。わが国は昭和55年（1980年）7月に署名、昭和60年（1985年）6月に批准しました。締約国は、条約の実施状況について、条約を批准してから1年以内に第1次報告を、その後は少なくとも4年ごとに報告を提出することとなっています。

⁸ セクシュアル・ハラスメント

相手方の意に反した、性的な性質の言動を行い、仕事などをする上で一定の不利益を与えたり、又はそれを繰り返したりすることによって就業環境などを著しく悪化させることで、雇用関係にある者の間のみならず、施設における職員と利用者との間や、団体における構成員間など、様々な生活の場で起こりえるものです。

⁹ ストーカー行為

ストーカー行為とは、つきまとい、面会や交際の要求、電話、メール、ファクシミリの送信、性的ないやがらせなど、相手に不安感を与えるような行為を反復して行うことをいいます。平成12年（2000年）11月に「ストーカー行為等の規制等に関する法律」が施行されたことによって、被害者からの相談があれば警察は勧告を、従わない場合は都道府県公安委員会が禁止命令を出せます。また、裁判でストーカー行為と認められれば罰則が適用されます。

¹⁰ ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）

ワーク・ライフ・バランス憲章では、仕事と生活の調和が実現した社会は、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」と定義されています。

取組は新たな段階に入りました。

兵庫県では、国の取組を受けて、平成 8 年（1996 年）に「新ひょうごの女性しあわせプラン後期実施計画」を策定し、平成 14 年（2002 年）には「男女共同参画社会づくり条例」を制定しました。平成 23 年（2011 年）に、「兵庫県男女共同参画計画—新ひょうご男女共同参画プラン 21」を策定し、県民、事業者、団体等と行政が一体となって様々な取組を行ってきました。

また、配偶者等からの暴力のない社会の実現を目指し、平成 18 年（2006 年）に「兵庫県配偶者等からの暴力（DV）対策基本計画」を策定、その後平成 21 年（2009 年）に改訂を行い、平成 26 年（2014 年）には、「兵庫県DV防止・被害者保護計画」を策定して取組を進めています。平成 28 年度（2016 年度）からは計画期間を 5 カ年とする「第 3 次兵庫県男女共同参画計画『ひょうご男女いきいきプラン 2020』」に基づく取組が進められる予定です。

3 本市の動き

本市では、平成元年（1989 年）に女性センターを設置、平成 4 年（1992 年）には、施策への提言を行う「宝塚女性ボード」を設置して女性の人材育成と市政への政策提言の取組を積極的に行ってきました。

平成 6 年（1994 年）には総理府（現内閣府）から、全国に先駆けて、大阪府堺市、長野県塩尻市とともに「男女共同参画宣言都市」の指定を受け、「男女共同参画社会実現に向けた声明」を公表しました。

平成 8 年（1996 年）には、計画期間を平成 17 年度（2005 年度）までの 10 年間とする女性プランを策定し、総合的、計画的な取組を推進しました。さらに具体的に取組を推進するため、平成 13 年（2001 年）から審議会等委員への女性の参画を進めるクォータ制¹¹を導入、平成 14 年（2002 年）には、「宝塚市男女共同参画推進条例」を制定しました。平成 18 年（2006 年）には、男女共同参画プランを策定しました。

平成 19 年（2007 年）から、男女共同参画センターに指定管理者制度¹²を導入し、指定管理者（NPO 法人）の持つノウハウを管理運営に活かすとともに、市民の視点に立った運営を行うことにより、市民サービスのさらなる向上に努めてきました。

¹¹ クォータ制

不平等是正のための方策の一つで「割り当て制度」などといいます。審議会の人数などで、男女の比率に偏りがないように定める方法で、結果の平等を目指したものとと言えます。本市では審議会等の委員に占める女性の割合を 40%以上 60%以下とすることを基準とし、基準の達成に向けた責務、参画状況の公表、事前協議などについて定めています。

¹² 指定管理者制度

市民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設である公の施設について、民間事業者等が有するノウハウを活用することにより、市民サービスの質の向上を図っていくことで、施設の設置の目的を効果的に達成するために設けられた制度。

配偶者等からの暴力防止の取組では、DVを許さない社会の実現を目指して、平成23年（2011年）にDV対策基本計画を策定、また、たからづかDV相談室（宝塚市配偶者暴力相談支援センター）を開設し、被害者の支援や自立に向けた取組等を行っています。

また、平成26年（2014年）には、市のトリプル周年（宝塚歌劇100周年・宝塚市制60周年・手塚治虫記念館20周年）と男女共同参画宣言都市から20周年を契機として、「全国男女共同参画宣言都市サミット」を開催しました。

4 「男女共同参画プラン」と「DV対策基本計画」の推進状況

4-1 男女共同参画プランの推進状況（主な成果と課題）

本市では、平成18年（2006年）5月に策定した男女共同参画プランで定めた6つの基本方針と各々の基本方針に対応する24の施策の方向に基づき、50項目にわたる具体的な施策（施策には、本市の特色等を踏まえた7つの重点施策を設定）を掲げ、179の個別事業に取り組んできました。

新たなプラン策定にあたり、現行プランの推進状況について総括を行い、基本方針ごとの成果と課題についてまとめました。そこからは、一定の成果が認められるものの、より一層の取組が必要な課題も残されており、新たに取り組むべき課題も明らかになっています。

今後、男女共同参画社会実現に向けて、新たなプランに基づく取組を進めていく必要があります。

(1) 男女共同参画プランの施策体系

(計画期間：平成 18 年度 (2006 年度) ～平成 27 年度 (2015 年度))

基本方針		施策の方向		主要な施策 (●：重点施策)			
I	男女共同参画社会実現のための教育・学習・啓発の推進	(1)	男女共同参画に対する理解の浸透	1)	男女共同参画に関する啓発活動を充実させる		
				2)	男女共同参画に関する情報の収集・提供を行う		
				3)	女性自らの意識の向上と能力開発を進める		
				4)	表現における女性の人権の尊重についての啓発を進める		
		(2)	子どもに対する男女共同参画を推進する教育の推進	1)	● 男女共同参画を推進する家庭教育を支援する		
				2)	● 個性尊重を基盤とした男女平等のための教育、保育を推進する		
		3)	自由な選択を促す進路指導を行う				
II	女性に対するあらゆる暴力の根絶と女性の健康の確保の推進	(1)	女性に対するあらゆる暴力の根絶	1)	● 潜在しやすい配偶者等への暴力を排除する		
				2)	セクシュアル・ハラスメントへの対応と防止に向けた啓発を進める		
				3)	性的被害者への対応と被害防止に向けた啓発を進める		
				4)	買春・援助交際や児童虐待などを許さない社会づくりを進める		
		(2)	リプロダクティブ・ヘルス/ライツの尊重	1)	リプロダクティブ・ヘルス/ライツについての意識を浸透させる		
				2)	学校等における性教育を進める		
				3)	H I V/エイズ、性感染症についての啓発を進める		
				4)	母子保健対策を充実させる		
		(3)	健康の保持増進と医療・保健サービスの充実	1)	健康・体力づくり事業を充実させる		
				2)	地域保健医療体制を充実させる		
		(4)	心身の健康保持のための相談機能の充実	1)	早期発見、予防対策のための相談事業を充実させる		
				2)	自立に向けての心理相談を充実させる		
		(5)	性的マイノリティに関する理解の浸透	1)	性的マイノリティに関する理解の浸透を進める		
		III	生活の場における男女共同参画の促進	(1)	政策・方針決定の場への女性の参画の促進	1)	女性の市政への参画を拡大する
						2)	審議会等への女性の参画を促進する
(2)	家庭生活における男女共同参画の促進			1)	家事・育児・介護等への男女共同参画を促進する		
				2)	● 男女共同参画社会づくりに向けての市民活動を支援する		
(3)	地域活動における男女共同参画の促進			1)	地域活動における男女共同参画を促進する		
				2)	● 男女共同参画社会づくりに向けての市民活動を支援する		
				3)	● 安全・安心のまちづくりにおける男女共同参画を促進する		
(4)	様々な分野における男女共同参画の促進			1)	国際協力・交流活動における男女共同参画を促進する		
				2)	環境問題に関する分野における男女共同参画を促進する		
(5)	生涯学習活動への参加支援			1)	生涯学習活動への参加を支援する		

基本方針		施策の方向		主要な施策（●：重点施策）	
IV	経済的自立と労働における男女共同参画の促進	(1)	女性の労働環境の整備・充実	1)	● 女性の労働環境改善のための啓発を行う
				2)	派遣社員、パートタイマー、アルバイトの労働環境改善について啓発を行う
		(2)	女性の雇用・就業及び起業等のための支援	1)	雇用・就業、起業等に関する情報の収集・提供を行う
				2)	雇用・就業、起業等に関する相談・支援事業を充実させる
				3)	職業能力開発・向上のための学習事業の実施、情報提供、啓発に努める
		(3)	男女の家庭責任と就業との両立	1)	子育て支援サービスを充実させる
				2)	一般事業主行動計画、育児休業・介護休業制度についての啓発を進める
				3)	男性を含めた働き方の見直しの啓発を進める
		V	自分らしい生活のために必要な支援の充実	(1)	高齢者・障害者の生活支援
2)	障害者の自立生活と社会参画を促進する				
(2)	外国人の生活支援			1)	外国人に対する相談・情報提供を行う
(3)	ひとり親家庭の生活安定の推進			1)	経済的負担を軽減する
				2)	雇用・就業援助対策等を促進する
(4)	子育て支援の充実	1)	子育て支援を充実させる		
VI	男女共同参画社会実現のための総合的推進	(1)	計画の進行管理	1)	計画の進行管理を行う
				2)	社会制度・慣行などの課題の研究を行う
		(2)	市民意識の把握とそのフィードバックの推進	1)	市民意識の把握とそのフィードバックを推進する
		(3)	「宝塚市男女共同参画推進審議会」の機能の充実	1)	「宝塚市男女共同参画推進審議会」の機能を充実させる
		(4)	男女共同参画センターの拠点機能の充実	1)	男女共同参画センターの拠点機能を充実させる
		(5)	庁内推進体制の充実	1)	庁内推進体制を充実させる
				2)	● 市自ら男女共同参画を推進する

(2) 総括

179 事業のうち、計画期間中に取り組んだ事業は 176 事業で、取り組むことができなかった事業は次の 3 事業でした。

- ①人材情報の整備
- ②地域における男女共同参画推進リーダーの育成
- ③社会制度・慣行の課題の研究

7つの重点施策については、44の個別事業を掲げ、家庭教育推進事業、女性のための相談事業、相談業務に関する関係各課の連携・情報共有、男女共同参画センター利用グループの支援、出前講座、男女共同参画に関する職員研修、男女共同参画推進リーダーの設置・活用等に取り組みました。

数値目標については、35の目標のうち、達成できた目標は14項目でした。また、市民意識調査の実施等が必要なため把握できなかった目標が4項目ありました。

(3) 基本方針ごとの主な成果と課題

I. 男女共同参画社会実現のための教育・学習・啓発の推進

● 「男女共同参画に対する理解の浸透」

「職員のための男女共同参画の視点に立った行政刊行物等の表現ガイドライン」を改訂・活用したほか、入札参加資格者名簿登録業者を対象とする男女共同参画に関するアンケート、市民等を対象にした啓発講座や市広報等による啓発活動を実施しました。

市民意識調査では、「男は仕事、女は家庭」という考え方に関する設問で、「性別にとられない考え方を肯定する市民の割合」が過半数を超えています。これまでの学習・啓発による一定の成果として、性別役割分業意識の固定化は解消されてきていると言えます。

しかしながら、まだ十分とは言えませんので、引き続き、男女共同参画社会実現のための教育・学習・啓発の推進が必要です。

● 「子どもに対する男女共同参画を推進する教育の推進」

重点施策 1 「男女共同参画を推進する家庭教育を支援する」

「家庭教育推進事業」として、市立幼稚園に通う保護者のみを対象に家庭教育学級を開催してきましたが平成 24 年度（2012 年度）で廃止し、事業内容を見直し、妊娠期から思春期（おおむね 15 歳）までの子どもの成長に応じた親育ち講座を実施しています。引き続き、より広く市民に受講機会を提供するため、各地域の児童館、子ども館での開

催にも取り組みます。

重点施策2 「個性尊重を基盤とした男女平等のための教育、保育を推進する」

「宝塚市人権保育基本方針」に基づき、一人ひとりを大切にする保育を行っています。保育職員の資質向上を図るため、さらなる研修等の充実が求められています。

教育関係者への研修では、一人ひとりを大切にする人権教育を基盤に据えた研修を年間2回以上実施するとともに、男女共生教育に関する研修会の実施に努めています。また、各学校園においては、授業研究・保育に取り組むことが定着しています。

男女共生教育教職員資料についても、「人権スキルブック」を各校に送付し、新たな資料を提供しました。今後もより一層、各学校園での研修内容の充実に努めます。

II. 女性に対するあらゆる暴力の根絶と女性の健康の確保の推進

● 「女性に対するあらゆる暴力の根絶」

重点施策3 「潜在しやすい配偶者等への暴力を排除する」

女性のための相談は、年々増加する傾向にあります。引き続き、様々な媒体やPRの機会を通じて、面接相談や電話相談のできる場所や時間帯の周知をさらに徹底し、困っている方への支援を強化する必要があります。

配偶者等からの暴力被害の早期発見や被害者の自立支援等に向けて、DV対策基本計画（配偶者等からの暴力対策基本計画）を平成23年（2011年）3月に策定しました。若い世代を対象にした取組を強化するとともに、引き続きDV被害者に対する支援の充実とDV防止のための啓発に取り組むことが必要です。

「セクシュアル・ハラスメントへの対応と防止に向けた啓発を進める」ため、出前講座や、男女共同参画センターにおける女性のための相談等を実施しました。引き続き女性のよりよい就業環境の確保を目指して、国、県並びに関係機関との連携等により、啓発活動や相談業務をより充実させていくことが必要です。

「性的被害者への対応と被害防止に向けた啓発を進める」ため、子どもや女性への性的被害防止に向けて、学習・啓発活動を行いました。引き続き人権学習会等の機会を活用した実効性のある取組が必要です。

「買春・援助交際や児童虐待等を許さない社会づくりを進める」ため、全国的に児童虐待の通報件数が増加する中、宝塚市要保護児童対策地域協議会を設置し、対応にあたっています。相互関係機関のネットワーク化を図り、さらなる効果的な対応を図ることが必要です。また、改訂した児童虐待防止マニュアルの周知をさらに徹底させ、未然防止に努めることも必要です。

● 「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ※¹³の尊重」

「女性のためのからだのセミナー&トーク」や、「母親学級・父親学級」において啓発を行うとともに、小・中学生に対しても性についての相談や知識の普及に努め、また、一般市民を対象に HIV/エイズや性感染症に対する正しい理解や認識を深めるため、パネル、ポスター、チラシなどによる啓発に取り組んできました。参加者のニーズを踏まえたセミナーの実施や、年齢に応じた情報提供の充実が必要です。

● 「心身の健康保持のための相談機能の充実」

女性のための相談事業を実施してきました。相談者の支援の充実のため、引き続き、相談担当者の相互の連携等が必要です。また、講座やグループカウンセリング後の自助グループの育成については、講座等の参加者の自助グループづくりに対する意識・意欲を高める取組が必要です。

● 「性的マイノリティに関する理解の浸透」

性的マイノリティについての理解はやっと社会的な認識が広がってきたところです。性的マイノリティの人権を尊重するため、まず、性的マイノリティについて理解すること、性的マイノリティの子どもたちの視点に立つことが重要です。

学校現場をはじめ、職場や日常生活等において、さらなる市民の理解を促進するため、基本的な方針の策定、同方針に基づく地道で着実な取組が必要です。

Ⅲ. 生活の場における男女共同参画の促進

● 「政策・方針決定の場への女性の参画の促進」

「審議会等への女性の参画を促進する」については、女性の参画率は、増加傾向にあるものの、3割台が続いており、やや伸び悩みの状態にあります。また、女性委員のいない委員会が2つあり、女性委員の割合が低い審議会等への積極的な女性の参画促進が必要です。そのためにも女性人材情報の整備が重要ですが、現行プランの計画期間においては未実施となっています。次期プランの計画期間の早期のうちに、女性の人材情報の整備を進め、審議会等への女性の参画促進に活用することが必要です。

● 「地域活動における男女共同参画の促進」

「地域における男女共同参画推進リーダーの育成」をまちづくり協議会等の地域団体に働きかけて実施する計画でしたが実施できていません。次期プランの計画期間の早期のうちに、関係部局とも連携し、同リーダー設置に向けて取り組むことが必要です。

¹³ リプロダクティブ・ヘルス／ライツ

「性と生殖に関する女性の健康／権利」のことです。リプロダクティブ・ヘルスは、個人、特に女性の健康の自己決定権を保障する考え方です。健康とは、疾病や病弱でないことではなく、身体的、精神的、及び社会的に良好な状態にあることを意味します。リプロダクティブ・ライツは、それをすべての人々の基本的人権として位置付ける理念です。リプロダクティブ・ヘルス／ライツの中心課題には、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、お互いに理解のある性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれており、また、これらに関連して、思春期や更年期における健康上の問題等生涯を通じての性と生殖に関する課題が幅広く議論されています。

また、男性の家事・育児・介護への参加を促す学習事業として、男女共同参画基礎講座や男性セミナーを開催していますが、男性の参加者数は設定した数値目標に届かず、伸び悩んでいることから、就労している男性を対象にした講座内容の工夫や啓発等、新たな男性の男女共同参画センター利用者を増やすことも必要です。

重点施策4 「男女共同参画社会づくりに向けての市民活動を支援する」

エル・フェスタ、センターフェスティバルの開催等を通じ、利用グループ等の活動支援を行いました。また、市民企画による講座支援の他、市民力開発講座等実践的な講座を実施しました。

男女共同参画センターで活動する利用登録グループ数は、目標の7割程度となっており、グループの固定化、グループ構成員の高齢化も課題となっています。

男女共同参画センターのさらなる周知に努め、新たなグループを育成するためにも、各グループの課題等について相談に応じたり、利用登録グループ連絡交流会においてグループ間の連携を促進する等の取組を通じて、市民活動を支援することが必要です。

● 「様々な分野における男女共同参画の促進」

重点施策5 「安全・安心のまちづくりにおける男女共同参画を促進する」

「防災・災害復興に関する施策立案への女性参画」では、毎年各団体に対して女性委員を選出してもらえるように要望してきました。近年女性の視点の導入の重要性が認識されるようになり、理解も広がり、防災会議における女性委員数は、徐々に増加しています。自主防災組織においても女性の参画を進められるよう、自主防災組織訓練やリーダー研修会を通じて、今後も引き続き働きかけを行うことが必要です。

IV. 経済的自立と労働における男女共同参画の促進

● 「女性の労働環境の整備・充実」

重点施策6 「女性の労働環境改善のための啓発を行う」

事業者への啓発として、入札参加資格名簿登録業者への男女共同参画に関するアンケートを実施しました。アンケートの配布・回収を通じて、全般的な理解を深めると同時に、個別の事業者に対応した取組も必要です。

また、事業者に、よりインセンティブを与え、実効性をもたせるため、入札制度における男女共同参画に関しての評価項目の見直しを検討する必要があります。

農業従事者へは、家族経営協定のメリットを伝え、協定締結を推進するため、引き続き農会等で制度を周知することが必要です。

● 「女性の雇用・就業及び起業等のための支援」

「雇用・就業、起業等に関する情報の収集・提供を行う」ため、男女共同参画センターにチャレンジ支援コーナーを設け、女性の就業・再就職等を支援した他、商工会議所の協力を得て、女性のための起業相談を実施しました。講座では、就業・支援セミナー等も実施しました。しかし派遣労働者の大半が女性であることから、派遣社員・パートタイマー等の非正規雇用者の労働環境改善が強く求められています。市としての着実な取組が必要です。

● 「男女の家庭責任と就業との両立」

「男性を含めた働き方の見直しの啓発を進める」ため、男性セミナーや保護者向け自立就職支援セミナー等を実施しました。

ハローワークや市内事業所、商工会議所等との連携を強め、各自の個性と能力を発揮できるように、起業支援、キャリアアップ相談等を行い、きめ細かい情報提供を通じて、立場の弱い女性に寄り添った支援をさらに進める必要があります。

V. 自分らしい生活のために必要な支援の充実

● 「高齢者、障がい者の生活支援」と「外国人の生活支援」

高齢者、障がい者、外国人が安心して生活するための支援として、国等の各種制度による運用の他、相談事業を実施しました。年を重ねても社会と関わりを持ちながら自分らしく生きていくことができるように、それぞれの状況に添った多様な支援が求められています。また、高齢者にやさしいまちづくり、エイジフレンドリーシティ※¹⁴の取組にも着目して施策を推進する必要があります。

● 「ひとり親家庭の生活安定の推進」

近年の経済情勢の悪化を受けて、ひとり親家庭、特に女性の貧困やそれに付随して子どもの貧困※¹⁵が顕在化しており、福祉金の支給や医療助成、児童扶養手当等経済的負担軽減のための給付事業の他、相談事業や技能訓練取得事業等を実施しました。今後も、男女共同参画センターが、身近な相談窓口のひとつとして、他の関係部局と連携しながら個々の状況に応じ、各種給付等の制度の紹介や技能向上等多様な支援へとつなげる必要があります。

重点施策 無し

¹⁴ エイジフレンドリーシティ

世界的な高齢化と都市化に対応するため、平成19年(2007年)、WHO(世界保健機関)が提唱した考え方であり、ソフト・ハード両面で、高齢者にやさしい都市を推進しようとするもの。

¹⁵ 子どもの貧困

平成26年(2014年)7月に厚生労働省が公表した子どもの相対的貧困率は16.3%とさらに悪化し、先進国にあって厳しい生活環境の下で暮らす子どもの存在が社会問題化しています。平成25年(2013年)6月には、貧困の世代間連鎖の解消などを目指して、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が成立し、平成26年(2014年)1月より施行されました。

VI. 男女共同参画社会実現のための総合的推進

● 「計画の進行管理」

現行プランの推進状況を市の条例に基づき毎年調査結果をホームページに掲載し、市民等に公表しています。

● 「市民意識の把握とそのフィードバックの推進」

市民意識調査では、男女共同参画についての一般的な認識は高まっていると見受けられる項目も増えています。しかしながら一方で、市民の男女共同参画への関心の目安とも言える同調査の回収率は約 30%となっており、単純比較はできないものの、市の他の調査に比べて低くなっています。また、「市の施策が男女共同参画の視点に立っているとする市民の割合」は、まだ十分とは言えません。引き続き市民の関心を高める取組が必要です。

● 「男女共同参画センターの拠点機能の充実」

男女共同参画センターの利用者数も横ばいからやや減少傾向にあることから、男女共同参画の広報や啓発活動による利用者の拡大が求められています。また、市民意識調査では、「男女共同参画センターを知っている市民の割合」は、まだ十分とは言えません。

平成 19 年度（2007 年度）から男女共同参画センターは、指定管理者が管理運営を行っています。市は指定管理者制度の趣旨に基づいた指定管理者との一層の連携や、民間のノウハウを活かした魅力的なセンターの運営・機能のさらなる充実が課題となっています。

男女共同参画センターがさらに多くの市民に利用されるとともに、女性も男性も自らの個性と能力を十分に発揮できる社会を目指した男女共同参画施策の定着が必要です。

● 「市内推進体制の充実」

重点施策 7 「市自ら男女共同参画を推進する」

新任職員や監督職職員を対象とする男女共同参画に関する研修を実施した他、全ての職員を対象にしたセクシュアル・ハラスメント防止やDV防止等の研修を実施し、意識啓発に努めました。女性職員の管理職の登用は、前期プラン策定時に比べて2倍の増加となり、新規採用者に占める女性職員の割合も増加しています。

平成 21 年(2009 年)7 月から市内各部局に男女共同参画推進リーダーを設置し、全ての部署において男女共同参画の視点が活かされるよう取り組んでいます。

今後は男女共同参画推進リーダーへの女性職員の参画をさらに促すとともに、リーダーの役割の充実・活性化が必要です。

また、市は、市内事業所の牽引役として、ワーク・ライフ・バランス推進の観点から、職員の長時間労働を見直し、男性職員の育児・介護休暇の取得やそれぞれの地域活動への参加奨励等の取組を行うことも必要です。

(4) 数値目標の達成状況

設定した 35 の数値目標のうち、達成できたものは 14 項目で、未達成が 17 項目、把握できていない項目が 4 項目となっています。

また、35 の数値目標の内、重点施策に関する項目は 10 項目あり、達成できた項目が 5、未達成の項目が 4、把握できていない項目は 1 となっています。

数値目標番号	重点施策	指 標	目標数値 (または、取り組み方向) 平成 23 年度末時点	後期個別事業 計画策定時点 の 現状数値	現状数値 H27.3.31現在	○達成 ×未達成
1		「男は仕事、女は家庭」という考え方にとらわれない市民の割合	50 %	38.9 %	50.1 %	○
2		男女共同参画センター主催講座の参加者数	2,445 人	1,881 人	1,443 人	×
3	●	事業所に対する出前講座の実施回数	10 回	4 回	2 回	×
4		男女共同参画センターを知っている市民の割合	50 %	39.7 %	34.9 %	×
5		男女共同参画プランを知っている市民の割合	40 %	19.6 %	38.5 %	×
6		メールマガジンの購読登録数	増加させる	540 人	723 人	○
7		男女共同参画センター情報コーナーの図書の出率	増加させる	62.2 %	48.4 %	×
8		男女共同参画センター情報コーナーの利用登録者数	増加させる	920 人	1,609 人	○
9	●	研修会における男女共同参画に関する研修の開催回数	2 回	2 回	2 回	○
10	●	保育士に対する男女共同参画に関する研修の開催回数	2 回	1 回	2 回	○
11		男女共同参画センターにおける女性のための相談件数	増加させる	840 件	967 件	○
12		マンモグラフィ（乳ガン検診）の受診率	17.4 %	14.4 %	19.1 %	○
13		審議会等委員（法令、条例）に占める女性の割合	40 %	33.9 %	35.2 %	×
14		女性委員のいない審議会等（法令、条例）の数	0	2	2	×
15		女性人材情報の登録者数	670 人	557 人	557 人	×
16		男女共同参画センターにおける男性対象講座の参加者数と参加率	210 人 100 %	105 人 75 %	11 人 12.2 %	×
17		家事において男女の不平等感を感じない市民の割合	40 %	16.6 %	8.6 %	×
18		育児において男女の不平等感を感じない市民の割合	40 %	15.8 %	8.3 %	×
19		介護において男女の不平等感を感じない市民の割合	40 %	24.1 %	21.0 %	×
20		自治会長に占める女性の割合	増加させる	18.7 %	19.3 %	○
21	●	男女共同参画センターの利用グループ数	100 団体	80 団体	68 団体	×
22	●	男女共同参画社会づくりをめざす自主活動助成グループ数	5 団体	5 団体	0 団体	×
23		男女共同参画センターにおける一時保育付き講座の開催回数	全て	全て	全て	○
24	●	家族経営協定締結戸数	5 戸	3 戸	2 戸	×
25		次世代育成支援行動計画に掲げる数値目標	-	-	※未把握	-
26		高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画に掲げる数値目標	-	-	※未把握	-
27		障害者長期推進計画に掲げる数値目標	-	-	※未把握	-
28		外国人のための相談件数	61 件	51 件	58 件	×
29		男女共同参画センターの年間利用者数	増加させる	61,768 人	54,346 人	×
30	●	男女共同参画に関する研修の開催回数	1 回	3 回	5 回	○
31	●	市役所の管理職に占める女性の割合	増加させる	19.8 %	22.0 %	○
32	●	市役所の新規採用者に占める女性の割合	増加させる	41.7 %	44.9 %	○
33	●	特定事業主次世代育成支援行動計画に掲げる数値目標	-	-	※未把握	-
34		審議会等（法令、条例）の会長（同相当職）に占める女性の割合	増加させる	12.1 %	15.6 %	○
35		男女共同参画センター利用者総数に占める男性の割合	増加させる	16.9 %	21.0 %	○

4-2 DV対策基本計画の推進状況(主な成果と課題)

本市では、平成23年(2011年)に策定したDV対策基本計画で定めた5つの基本目標と各々の基本目標に対応する18の施策の方向に基づき、44項目にわたる具体的施策を掲げ、85の個別事業に取り組んできました。

次期計画策定にあたり、現行計画について総括を行い、基本目標ごとの成果と課題についてまとめました。そこからは、一定の成果が認められるものの、まだ取組が必要な課題も残されており、新たに取り組むべき課題も明らかになっています。

今後、DVの根絶に向け、新たなDV対策基本計画に基づく取組を進めていく必要があります。

(1) DV対策基本計画の施策体系

(計画期間：平成23年度(2011年度)～平成27年度(2015年度))

基本目標	施策の方向	具体的施策
Ⅰ DV被害者の視点に立った相談体制の充実及び早期発見・通報	1 配偶者暴力相談支援センター機能の整備	1 配偶者暴力相談支援センター機能の整備
	2 相談体制の充実及び連携の強化	1 相談体制の強化と連携
		2 相談窓口の周知
	3 早期発見・通報のための啓発の推進	1 市内医療関係者への啓発推進
		2 福祉・保健関係者への啓発推進
		3 民生児童委員への啓発推進
		4 教育関係者等への啓発推進
		5 地域団体等への啓発推進
		6 市民への啓発推進
Ⅱ DV被害者の安全確保	1 一時保護までの支援	1 DV被害者の安全確保の徹底
		2 住民基本台帳等の閲覧制限
	2 警察との連携	1 警察との連携
Ⅲ DV被害者の自立支援	1 手続きの一元化の推進	1 手続きの一元化
		2 DV被害者への同行支援
		3 警察・司法機関との連携
	2 生活の支援	1 医療保険、年金、司法手続き等に関する情報提供手続き支援
		2 生活費等の貸付・給付制度
	3 心理的ケアの充実	1 保健医療機関等との連携による心理的ケアの実施
		2 自助グループ等の活動支援
		3 DV被害者への情報提供

基本目標	施策の方向	具体的施策	
	4 就業の支援	1 公共職業安定所との連携による支援	
		2 保育所への優先入所	
		3 企業・団体の協力・連携	
	5 住宅確保に向けた支援	1 公営住宅等優先枠の条件整備・周知	
		2 母子生活支援施設の活用	
		3 ステップハウス（中間的施設）の確保	
	6 子どもに対する支援	1 関係機関との連携	
		2 子どもの安全確保	
		3 子どもの心のケアの体制の充実	
		4 子どもの就学に関する支援	
		5 子どもが親と面会する権利の保障	
	IV DVを許さない社会づくり	1 教育・啓発の推進	1 家庭、地域、職場等への啓発の推進 2 学校等における教育・啓発の推進
		2 DVに関する調査・研究	1 DVに関する調査・研究
	V 計画の推進体制	1 関係機関との連携	1 県等との連携
			2 民間団体等との連携
2 庁内の推進体制づくり		1 推進体制づくりの整備	
		2 「DV被害者等対応マニュアル」等の整備	
3 秘密の保持		1 相談窓口等における情報の管理	
4 苦情処理体制の確立及び周知		1 苦情処理体制の確立及び周知	
5 DV被害者支援に関わる人材育成		1 専門職員の資質向上及びケア	
		2 職務関係者に対する研修の実施	
		3 関係機関職員等への研修の実施	
		4 市職員への研修の実施	

(2) 総括

85の事業のうち、計画期間中に取り組んだ事業は82事業で、取り組むことができなかった事業は次の3事業でした。

- ① 市内の医療機関との連携
- ② 生活費等の貸付・給付費制度等の検討
- ③ DV被害者の就労促進についての企業・団体への啓発

(3) 基本目標ごとの主な成果と課題

I DV被害者の視点に立った相談体制の充実及び早期発見・通報

● 「配偶者暴力相談支援センター機能の整備」

平成23年(2011年)に配偶者暴力相談支援センター(たからづかDV相談室)を設置し、DV専門相談員による被害者の支援を行ってきました。同相談室においては、相談、各種支援、関係機関との連絡調整等を行い、相談については面談と専用電話の開設により、被害者が相談しやすい体制の充実に努めています。今後とも、同相談室における相談体制の充実が必要です。

また、広域的な対応も必要なことから、県主催の連絡会議等に参加し、連携の強化に努める必要があります。

● 「相談体制の充実及び連携の強化」

DV被害者の相談・支援について、窓口の一元化を図るとともに、DV被害者情報の一元化と関係機関における共有を図るためDV相談連絡票を作成しましたが、十分な活用はできていません。

広報誌やホームページ、リーフレット、カード等により、DV防止の啓発及びたからづかDV相談室の周知に努めてきました。市民意識調査では、「たからづかDV相談室を知っている市民の割合」が13.7%と周知度が低いことから、広報の内容や方法について充実し、今後とも市民への周知に努めていく必要があります。

相談員の研修への参加と、DV被害者の二次的被害¹⁶防止のために作成したDV被害者等対応マニュアルの見直し等も行ってきましたが、DV被害の相談内容や対応が複雑化、多様化し、相談件数も増加していることから、相談員のさらなる資質向上をはじめ相談体制の充実が必要です。

¹⁶ 二次的被害

DVにより心身ともに傷ついた被害者が、保護、捜査、裁判等の過程において、DVの特性や被害者の置かれた立場を理解しない職務関係者の不適切な言動で、更に傷つくことをいいます。

II DV被害者の安全確保

● 「一時保護※¹⁷までの支援」

DV被害者の安全確保のため、DV被害者等対応マニュアルに基づき、体制づくりの強化に努めてきました。一時保護にあたっては、関係機関との連携とともに、他市及び県等との広域的な連携が必要です。高齢者の場合は高齢者福祉関係機関等、子どもがいる場合は児童虐待担当課とも連携して安全確保に努めています。今後とも多様な状況に対応していくために、関係機関との連携を強化し、DV被害者の安全確保に努める必要があります。

住民基本台帳の閲覧等の制限について、関係課職員に周知徹底するとともに、たからづかDV相談室において閲覧等の制限に必要な証明を発行することができるようになり、DV被害者の利便性が高まりました。今後とも関係課及び関係機関との連携の強化が必要です。

III DV被害者の自立支援

● 「手続きの一元化の推進」

DV被害者に必要な手続きについて一元的に対応できるよう、たからづかDV相談室におけるワンストップサービスの提供に努めてきました。しかしながら関係機関等との共用のために作成したDV相談連絡票は十分な活用ができていません。同連絡票の全庁的な活用と関係機関との共用に向けた取組が必要です。

DV被害者の自立に向け、市関係課や警察署等関係機関への同行支援を行うとともに、たからづかDV相談室における支援を行ってきました。DV被害者の多様なニーズに対応していくため、支援体制の整備・充実が必要です。

● 「住宅確保に向けた支援」

DV被害者の住居確保のため、市営住宅の空家募集において優先枠を設定し周知しました。周知にあたっては慎重を期すために関係機関との情報交換等綿密な連携が必要です。

DV被害者の自立に向け、一時的な居住の場として母子生活支援施設の利用とステップハウス※¹⁸の確保を行いました。母子生活支援施設の利用の継続の検討と、ステップハウスの確保に向けた情報収集が必要です。

17 一時保護

緊急に保護が必要な被害者を一時的に保護すること。

18 ステップハウス

一時入居施設のこと。自立意欲がありながら住まいを確保できない被害者に対し、恒久住宅へ移行するまで一時的に提供する住宅のこと。

● 「子どもに対する支援」

DV被害者の子どもに対する支援については、要保護児童対策地域協議会においてケース対応の会議を行っています。各ケースにおける各機関の役割分担の明確化が求められており、また、各学校・園への会議趣旨の周知や、情報の共有が必要です。子どもの安全確保のため教育機関等へ協力の要請を行っており、今後とも緊密な連携が必要です。

子どもの心のケアについては、専門家による教育相談やカウンセリング等を実施しています。学校においては、教員、スクールカウンセラー※¹⁹、スクールソーシャルワーカー※²⁰による相談体制を充実し、支援を行ってきました。

子どもの就学については、住民票の異動がなくても転校手続きを可能とする等の支援を行っています。

IV DVを許さない社会づくり

● 「教育・啓発の推進」

広報誌やホームページを通じて、DV防止の啓発や相談窓口の周知に努めてきました。デートDV※²¹防止については、高校生を対象とする予防教室を実施しているほか、啓発リーフレットを作成し、公共施設や学校に配布しています。外国人に対しても4か国語併記のDV相談カードを作成し、国際交流協会や公共施設に配布しています。今後とも地道な啓発と周知に努めていくことが必要です。

DV防止のためには互いの存在を尊重できる意識づくりが必要であることから、学校園等での男女平等、男女共生に関する教育、保育に取り組み、定着してきています。教職員に対する人権研修も行っており、意識も向上しつつあります。学校園等でのさらなる取組と発達段階に応じた教材の利用、系統的な取組等の継続が必要です。

また、デートDV予防教室については、高校生だけでなく、中学生や大学生等も含めるなど対象の拡充が必要です。

V 計画の推進体制

● 「関係機関との連携」

市内相談業務担当者等連絡会において、たからづかDV相談室について周知するとともに、DV被害者対応等について意見交換、情報共有、研修を行ってきました。今後は、相談ケースの共有等、より具体的、効果的な連携を図ることが必要です。

¹⁹ スクールカウンセラー

児童生徒の相談に応じ、心理的な発達を援助する活動を行う専門家のこと。

²⁰ スクールソーシャルワーカー

児童生徒と向き合うとともに、家庭や行政、福祉関係施設等関係機関と連携しながら、取り巻く環境を調整する専門家のこと。

²¹ デートDV

婚姻関係はないが、親密な関係にある恋人間に起こるDVのこと。

専門的な知見を持つ民間支援団体等との連携については連携可能な団体等の情報の把握に努め、また、DV被害者の立場に立って柔軟で機動的な支援が可能なNPOやボランティア団体への活動の支援については調査研究等の取組が必要です。

● 「庁内の推進体制づくり」

DV対策推進連絡会議を開催し、DV被害者対応上の留意点等の周知や情報・意見交換を行ってきました。また、個々の事案に応じて関係機関によるケース検討会議を実施しました。法律改正等に伴いDV被害者等対応マニュアルを改訂してきましたが、さらなる活用が必要です。

● 「DV被害者支援に関わる人材育成」

相談員等の支援者の専門性とソーシャルワーク※²²能力向上のため、県が実施する研修に、相談員やケース担当職員が参加してきました。また、支援者の二次受傷※²³やバーンアウト※²⁴等の予防のため、スーパーバイズ研修※²⁵を行ってきました。今後とも相談員の資質向上と二次受傷やバーンアウトの予防に努めることが必要です。

配偶者暴力相談支援センター連絡会議に参加し、他自治体との情報交換、相互交流により、たからづかDV相談室の取組を充実させることができました。

市職員に対する研修を実施した他、市役所の総合案内窓口や電話交換担当者に対して、DV被害者への対応要領について周知を行ってきました。今後は対象ごとの研修が必要です。

²² ソーシャルワーク

社会福祉の専門従事者が人間の福利の増進を目的として、社会生活を送る個人、集団、地域等と環境との相互作用の中で起こる問題を解決、緩和するために行う専門的な援助のこと。

²³ 二次受傷

相談員など支援者が、被害者からの深刻な被害状況などについて数多く話を聞くうちに、自らも同様の心理状態に陥ること。

²⁴ バーンアウト

燃え尽き症候群のこと。仕事などに没頭してきた人が意欲を失う現象です。

²⁵ スーパーバイズ研修

カウンセラーが自分のカウンセリングを見直すために、経験豊富なカウンセラーに指導を受けること。

第3章 基本的な考え方

1 基本理念

本計画の基本理念は、次のとおりとします。

社会のあらゆる分野に、男女が共に参画する機会が保障されるまち、
すべての人が性別に捉われず、自分らしく生き生きと暮らせるまち、
各々の個性と能力を十分に発揮し、男女が共に責任を分かちあえるまち、
性の多様性が尊重されるまち、

本市は、このような男女共同参画社会を目指します。

2 基本方針

本計画の基本理念に基づき、4つの基本方針を掲げて取り組みます。

- I 男女共同参画社会実現のための教育・学習・啓発の推進
- II 女性への暴力の根絶とあらゆる人の人権の尊重
- III ワーク・ライフ・バランスの推進と個性と能力を発揮できるまちづくり
- IV 男女共同参画社会実現のための総合的推進

基本方針	施策の方向	主要な施策（★：重点施策）	
I 男女共同参画社会実現のための教育・学習・啓発の推進	(1) 男女共同参画に関する理解の浸透	★ ①	男女共同参画に関する啓発活動の充実
		②	女性自らの意識の向上と能力開発
	(2) 男女共同参画に関する子どもの教育の推進	①	個性尊重を基盤とした男女平等のための教育・保育の推進
		②	自由な選択を促す進路指導
II 女性への暴力の根絶とあらゆる人の人権の尊重	(1) DVを許さない社会づくり	①	教育・啓発の推進
		②	DVに関する調査・研究
	(2) DV相談体制の充実と早期発見・通報	★ ①	配偶者暴力相談支援センター機能の充実
		②	早期発見・通報のための啓発の推進
	(3) DV被害者の安全確保	①	緊急時におけるDV被害者の安全確保の強化
		①	手続きの一元化の推進
			②
	(4) DV被害者の自立支援	③	子どもに対する支援
		①	関係機関及び市役所内における連携
			②
	(6) セクシュアル・ハラスメントや児童虐待等の防止	①	セクシュアル・ハラスメント、ストーカー等の防止
		②	子どもへの性暴力や児童虐待等の防止
	(7) リプロダクティブ・ヘルス/ライツと健康づくりの推進	①	リプロダクティブ・ヘルス/ライツの尊重
②		健康保持のための医療・保健サービスと相談機能の充実	
(8) 性的マイノリティの人権の尊重	★ ①	性的マイノリティに関する理解の浸透	
(9) ひとり親家庭への支援	①	ひとり親家庭の自立と生活安定の推進	
(10) 高齢者・障がいのある人・外国人等への生活支援	①	高齢者・障がいのある人・外国人等への生活支援	
III ワーク・ライフ・バランスの推進と個性と能力を發揮できるまちづくり	(1) ワーク・ライフ・バランスの理解促進	★ ①	男女の多様な働き方に向けた理解の浸透と啓発の推進
		②	市自らの取組
	(2) 女性の労働環境の整備と支援	①	非正規雇用の労働環境の改善
		②	女性の雇用・就業・起業等のための支援
	(3) 男性の家事・育児・介護等への主体的な関わりの促進	★ ①	男性の家事・育児・介護等への主体的な関わりの促進
①		子育て支援策の充実	
	(4) 子育て・介護支援の充実	②	介護支援策の充実
(5) あらゆる分野への女性の活躍促進		①	政策・方針決定の場への女性の参画の促進
	★ ②	様々な分野における女性の参画の促進	
IV 男女共同参画社会実現のための総合的推進	(1) 市民・事業所等との連携による施策の推進	①	計画の進行管理
		②	市民意識調査や事業所等における課題の研究
	(2) 男女共同参画センターの充実	①	男女共同参画センターの拠点機能の充実
		①	男女共同参画推進審議会等の機能の充実
	★ ②		市自らの男女共同参画の推進

第4章 具体的な取組

基本方針 I 男女共同参画社会実現のための教育・学習・啓発の推進

男女共同参画社会基本法では、男女共同参画社会の実現を21世紀のわが国の最重要課題として位置付け、その実現のための様々な施策に取り組んできました。法的な環境整備が徐々に進み、「女性の活躍」が、わが国の成長戦略の中核に位置付けられるなど注目が集まっていますが、社会における「男は仕事、女は家庭」といった性別による固定的な役割分担意識※²⁶や女性に対する差別を解消するためには、まだ多くの課題があります。

本市では、女性も男性も自らの意思に基づき、個性と能力を発揮できる多様性に富んだ豊かで活力のある男女共同参画社会の実現に向けて、低年齢からの保育・教育、学校での教育や社会教育等の学習機会を通じて、男女共同参画に関する理解が深まるよう、取組を進めます。

また、男女共同参画の取組は、国際社会の取組とも連動して行われてきました。昭和50年（1975年）の国際婦人年には第1回世界女性会議において、「平等・開発・平和」の理念の下、平和のためには、女性が男性と同様にあらゆる分野に参画する必要性が唱えられました。本市では平成元年（1989年）に非核平和都市宣言を行っており、平和や反暴力の理念に基づいた平和に関する啓発活動を通じて、男女共同参画社会の実現に取り組みます。

施策の方向（1） 男女共同参画に関する理解の浸透

女性も男性も性別にとらわれず、自分らしく各々の個性と能力を十分に発揮できるように、男女共同参画のさらなる推進を図ります。そのため男女共同参画の理解を進める教育や学習、啓発の機会を提供し、各種講座や出前講座等を実施します。また、事業者への啓発として、入札参加資格者名簿登録者への意識向上を図るため、引き続きアンケートを実施するとともに、アンケート結果の施策への反映等その活用に取り組めます。

行政からの情報発信に際しては、「職員のための男女共同参画の視点に立った行政刊行物等の表現ガイドライン」に基づき、男女共同参画の視点に配慮するとともに、固定的な性別役割分担意識を助長することがないように努めます。

また、現代は多くの情報が氾濫している時代でもあり、マス・メディアや各種情報媒体等からの大量の情報を主体的に読み解き、女性自らが発信する能力を高めることが望まれます。メディア・リテラシー※²⁷の向上に関する取組を進め、女性のエンパワーメ

²⁶ 固定的な性別役割分担意識

「男は仕事、女は家庭」「男性は主要な業務、女性は補助的業務」等、男性・女性の性別を理由として役割を決めつける考え方をいいます。

²⁷ メディア・リテラシー

メディア情報を視聴者や読者が無批判に受け入れるのではなく、主体的かつ客観的に解釈、選択し、使いこなす能力や、メディアを適切に選択し、発信する能力のこと。

ントのための啓発・学習機会を提供します。

☆主要な施策

1) 男女共同参画に関する啓発活動の充実(重点施策)

事業番号	事業名	事業の内容	担当課
11101	「職員のための男女共同参画の視点に立った行政刊行物等の表現ガイドライン」の活用	広報誌などの編集の際には、同ガイドラインの考え方に沿った視点で、文章表現やイラストの描き方などに留意する。	広報課 ＜関係課・関連団体＞ 全課 関係団体
		市の各種刊行物、公文書等の作成に際しては、同ガイドラインに基づき、男女共同参画を推進する表現となるように配慮する。 また、同ガイドラインの改訂を行う。	人権男女共同参画課
11102	入札参加資格者名簿登録業者への意識啓発	入札参加資格者名簿への登録を希望する事業者に対して、男女共同参画に関するアンケートを実施する。 また、アンケート結果の施策への反映を行う。	契約課 人権男女共同参画課
11103 【数値目標 1、2】	男女共同参画に関する啓発講座	講演会等事業 (人権問題講演会、人権学習など)	人権文化センター
		市民等を対象に男女共同参画に関する啓発講座を実施する。	人権男女共同参画課
11104 【数値目標 1、3】	出前講座	地域団体、事業者等を対象に男女共同参画社会づくりのための講座を実施する。	人権男女共同参画課
11105 【数値目標 1、4、5】	市広報等による啓発	「広報たからづか」、「男女共同参画センターだより」等の媒体により男女共同参画の視点に立った啓発活動を展開する。	人権男女共同参画課
11106	メディア・リテラシーに関する啓発講座	男女共同参画の視点から、メディア・リテラシー向上のための啓発講座を実施する。	人権男女共同参画課
<新規> 11107	平和に関する啓発事業	非核平和都市推進事業、男女共同参画センターにおける啓発事業等において、「男女共同参画と平和」をテーマとする事業を実施する。	人権男女共同参画課
<新規> 11108	図書館資料整備事業	6月の男女共同参画週間にあわせて、男女共同参画に関する図書の展示コーナーを設けることにより、市民の男女共同参画意識の高揚を図る。	市立図書館

2) 女性自らの意識の向上と能力開発

事業番号	事業名	事業の内容	担当課
11201 【数値目標2】	エンパワーメントのための情報提供・講座	女性に対して、エンパワーメントのための情報提供及び講座を開催する。	人権男女共同参画課
11202 【数値目標6】	女性のための相談	「女性のための相談」をはじめとする相談業務において当事者に関する相談に対応する。	人権男女共同参画課 <関係課・関連団体> 相談関係各課 各市男女共同参画センター

施策の方向（2） 男女共同参画に関する子どもの教育の推進

日本国憲法（第14条）、教育基本法（第3条、第5条）により、人は性別によって差別されないことが保障されています。性別に関わらず、一人ひとりの個性に応じて能力を伸ばすことができるよう、「宝塚市人権保育基本方針」に基づき保育を行い、男女共生教育を行います。また、保育職員や教育関係者への研修については、男女共同参画の視点を踏まえた研修を充実させます。教材や資料については、授業での活用を進め、進路指導やキャリア教育※²⁸においても、性別に関わりなく子ども自らが自由に選択できるように教育を推進します。

☆主要な施策

1) 個性尊重を基盤とした男女平等のための教育・保育の推進

事業番号	事業名	事業の内容	担当課
12101	「宝塚市人権保育基本方針」の推進	乳幼児を権利の主体と捉え一人ひとりを大切にする保育を実践する。	保育企画課
12102 【数値目標7、8】	教育、保育関係者の研修の充実	保育所職員研修計画に基づき、男女共同参画に関する研修を実施し、資質の向上を目指す。 男女共生教育に関する研修会を開催する。	保育企画課 教育研究課
12103	男女共生教育教職員資料の活用	学校授業において男女共生教育教職員資料を活用する。	学校教育課
12104	男女共生教育推進状況調査の実施	男女共生教育推進状況調査を実施し、推進する。	学校教育課

²⁸ キャリア教育

児童生徒が、自己の将来の夢、目標、希望を持ち、その実現に向け、必要な知識や技能を学び、社会人として自らの人生を主体的に生きる力を育てるための教育活動のこと。

事業番号	事業名	事業の内容	担当課
12105	家庭教育推進事業	子どもの成長過程に応じて親学習を実施することで、子育てにおける不安感や負担感を軽減し、家庭における子育て力・教育力の向上を図る。 妊娠期から思春期の保護者を対象として、家庭において子どもと関わる全ての大人を支援することを目的とする。	子ども家庭支援センター

2) 自由な選択を促す進路指導

事業番号	事業名	事業の内容	担当課
12201	トライやるウィーク事業	市内の公立中学校の2年生が地域での体験活動に取り組む。その際に、性別にとらわれない職業観等を育むことに留意する。	学校教育課
12202	理工系分野への進路選択を可能にするイメージづくり	進路指導を行う際の様々な職種に携わる様々な人たちを教材とする。	学校教育課
12203 【数値目標7】	教育関係者の研修の充実 (再掲)	(12102の再掲)	教育研究課

基本方針 II 女性への暴力の根絶とあらゆる人の人権の尊重

わが国においては、日本国憲法に個人の尊重、法の下での平等がうたわれており、男女の人権尊重は、男女が心豊かに生きていく上での基盤となるものです。

DVは、被害者の身体だけではなく、その精神にも大きな危害を与え、生命も脅かす犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。このDVの被害者の多くは女性です。また、子どもの目の前で起こるDVは児童虐待であり、そうした家庭で育った場合に、子どもの心身への深刻な影響が懸念されます。DV被害者の安全確保や自立支援を行い、女性への暴力の根絶、DVを許さない社会の実現に向けて取り組みます。

職場、学校、地域等様々な場面で発生しているセクシュアル・ハラスメントやストーカ行爲、大きな社会問題のひとつとなっている子どもへの性暴力や児童虐待等の課題に対応するため、援助体制の充実、啓発等、その防止や解決に向けて取り組みます。

女性は妊娠・出産に備えての身体的機能を有しているため、女性特有の心身の問題に直面することから、男性とは異なる健康の維持・管理が必要です。個人の意思が尊重され、生涯にわたって女性が健やかに生活できるよう、性の自己決定への理解や健康づくりに取り組みます。

性的マイノリティについては、これまで社会的に認識・理解される機会が少ないこと等から、当事者が抱えている問題の困難性が潜在化しています。そこで、まず、その存在を認識し、その困難性を理解するための啓発等、性の多様性が尊重される社会の実現に向けて取り組みます。

また、貧困など生活上の困難に直面しているひとり親家庭への支援、地域で孤立しがちな高齢者や、障がいのある人、また、地域の情報・慣習に不慣れな外国人等が、居住している場所で安心して暮らせる環境整備等を行います。本市で暮らす、様々な困難を抱えたあらゆる人の人権尊重を基盤にした地域社会の実現に向けて取り組みます。

施策の方向（1） DVを許さない社会づくり

DVは犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害ですが、暴力の内容によっては被害者がDVを受けていると認識していない場合もあります。また、被害者は加害者と親密な関係にあるため、加害者に罪の意識が薄く、また、当事者のみで解決しようとする傾向にあり、被害者が第三者に相談しづらい状況もあります。そしてDVは家庭内もしくは当事者間において起きることが多いことから、DVがエスカレートし、被害が深刻になっても潜在化し続ける特徴があります。

このような状況を改善していくためには、市民がDVについての理解を深め、DVと定義される内容が暴力であることへの認識を深めることが必要です。また、配偶者や恋人等親密な関係にある相手であっても、互いの人権を尊重し、個人の尊厳を傷つけるDVを含むあらゆる暴力を許さないという意識を社会全体で共有していくことが必要です。このため、家庭、地域、職場、学校等においてDVに関する理解を深め、人権を尊重する意識を育むための教育や啓発に取り組みます。

☆主要な施策

1) 教育・啓発の推進

※DV関係担当課名は、被害者、相談担当者の安全確保のため、一部の事業について、「所管課非公開」と記載しています。

事業番号	事業名	事業の内容	担当課
21101	DV防止セミナー等の開催	・DV防止への理解を深めるため市民等を対象としたセミナー等を開催する。 ・自治会やまちづくり協議会等の地域団体に対して、DV防止について関心をもち理解する機会となるセミナー等を開催する。	人権男女共同参画課 市民協働推進課
21102	出前講座等の活用	地域、企業、各種団体等へ、出前講座等を活用し、DV防止に関する啓発を行う。	人権男女共同参画課
21103	広報誌、ホームページ、リーフレット等による啓発	・広報誌やホームページ、各種リーフレットの設置等あらゆる方法により、DV防止への理解や相談窓口等の啓発、周知を行う。 ・市民向けや若年層向け、児童・生徒向け等、各対象に応じたDVに関する啓発用のリーフレットを作成する。 リーフレットの作成に際しては、可能な限り多言語併記等を行うとともに、外国人に対する積極的な啓発・広報を行う。	所管課非公開
21104	学校等における教育・啓発の推進	学校（小学校、中学校）、幼稚園、保育所等の全教育活動等を通じて、児童・生徒等の発達段階に応じて、人権尊重を基盤とした男女平等観に立った考え方ができるよう、男女平等、男女共同参画に関する教育、啓発を推進する。	学校教育課 保育企画課
21105	教育関係者への啓発推進	学校、幼稚園関係者が児童虐待とともに、DVについて理解するため、必要な情報や通報窓口、さらにはその活用方法についての情報を提供する。	所管課非公開
21106 【数値目標9】	デートDV予防教室の実施	中学生、高校生、大学生等を対象に、デートDV防止のための教育、啓発を行う。	人権男女共同参画課

2) DVに関する調査・研究

事業番号	事業名	事業の内容	担当課
21201	DVに関する事例の検討	困難な事例等について、関係機関とともにケース検討を行うとともに、スーパーバイズ研修において検証を行う。	所管課非公開
21202	市民意識調査結果に基づく調査・研究	男女共同参画に関する市民意識調査において、DV対策に必要な調査を計画的に実施し、調査結果を分析し、DV被害者の立場に立った支援施策を検討するとともに、今後の施策立案の基礎資料とする。	人権男女共同参画課

施策の方向（2） DV相談体制の充実及び早期発見・通報

DVは、家庭内もしくは当事者間において起きることが多いため、外部からの発見が難しく、潜在化しやすいものです。また、被害者だけでなく、同居する子どもの心身に深刻な影響を及ぼします。被害は、時間が経つにつれ深刻化する傾向にあり、心身への影響も甚大です。加害者からの報復を恐れ、相談することへのためらいが生じる場合もあります。

このため、被害者の個人情報を守られ、安心して相談できる体制づくりに取り組みます。また、被害を深刻化させないため、被害者を発見しやすい立場にある関係機関や地域の人々の協力のもと、DVを早期に発見し、支援につなげる体制づくりを進めます。

☆主要な施策

1) 配偶者暴力相談支援センター機能の充実(重点施策)

事業番号	事業名	事業の内容	担当課
22101	配偶者暴力相談支援センター機能の充実	相談から自立まで、相談、各種支援、情報提供、関係機関との連絡調整等、総合的・総括的機能を担う体制のもと、DV被害者にとって安全で安心して相談できる環境を充実させる。	所管課非公開
22102	高齢者、障がいのある人、外国人、性的マイノリティ等相談者及び男性相談者に配慮した対応体制の整備と充実	高齢者虐待担当課と連携した相談体制、聴覚に障がいのある相談者のための手話通訳、外国語通訳を必要とする相談者のための通訳者の確保、男性相談者のための相談体制等、女性であることで、複合的により困難な状況におかれていることを含めたそれぞれの多様な状況にある相談者に配慮した対応及び関係機関との連携等体制の整備を行う。 また、すみやかな一時保護が必要な場合等、緊急時の対応について、各相談機関での情報を共有するとともに連携を強化する。	所管課非公開
22103 【数値目標 11】	相談窓口の市民等への周知	相談窓口の情報を掲載したリーフレットやカードの配置先の工夫、広報誌、ホームページ等、様々な方法により、相談窓口を周知する。	所管課非公開
22104 【数値目標 11】	保健事業や、児童虐待の窓口等様々な機会における相談窓口の周知	母子健康手帳交付時や乳幼児健診等、様々な保健事業の機会を通じて、相談窓口を周知する。また、児童虐待の相談窓口において、DV相談窓口を周知する。	健康推進課 子育て支援課
22105 【数値目標 11】	店舗や病院等における相談窓口の周知	女性が利用することの多い店舗等の市内事業者に対しては商工会議所等を通じて、また、病院、診療所に対しては医師会等を通じて、リーフレットやカードの配置について協力を依頼し、より広く市民に相談窓口を周知する。	所管課非公開

2) 早期発見・通報のための啓発の推進

事業番号	事業名	事業の内容	担当課
22201	保健、医療関係者へのDVの早期発見と通報窓口と通報方法の情報提供	保健事業の機会を通じて、児童虐待やDV被害を発見しやすい立場にある保健師に対して、DV防止に関するさらなる啓発及び通報窓口や通報方法を周知するとともに、医師会、歯科医師会、薬剤師会、助産師会、看護協会等を通じて、市内各医療機関等に対し、DV被害者支援の協力を依頼し、情報提供の方法や支援機関との連携方法等について情報提供に努める。	所管課非公開
22202	職務を通じて高齢者虐待やDV被害を発見しやすい立場にある職員への通報窓口や通報方法等の情報提供	高齢者虐待やDV被害を発見しやすい立場にあるケアマネジャー、ホームヘルパー、訪問看護師等に対し、DV防止に関してさらなる啓発を行うとともに、通報窓口や通報方法等の情報を提供する。	所管課非公開
22203	職務を通じて児童虐待やDV被害を発見しやすい立場にある職員への通報窓口や通報方法等の情報提供	児童虐待やDV被害を発見しやすい立場にある保健師、保育士等の保育所関係者、児童福祉施設関係者、学校・幼稚園関係者に対し、DV防止に関してさらなる啓発を行うとともに、通報窓口や通報方法等の情報を提供する。	所管課非公開
22204	民生児童委員に対するDVに関する情報提供と研修の機会の提供	家庭に接する機会が多く、DV被害を発見しやすい立場にある民生児童委員に対して、民生委員児童委員連合会の協力も得ながら、早期発見を行うため、DVに関する情報や通報方法等の情報提供、研修の機会を提供する。	所管課非公開

施策の方向（3） DV被害者の安全確保

DVは生命の危険に関わり、加害者による被害者への追跡が予想されるため、被害者の安全確保が極めて重要であり、特に避難して安心できる場の確保が必要です。

このため、DVから逃れてきた被害者や子ども等の同伴者が安心して心と体を休めることができるよう、一時保護を行うとともに、一人ひとりの状況に応じたケアを行い、心身の安全確保に取り組みます。

☆主要な施策

1) 緊急時におけるDV被害者の安全確保の強化

事業番号	事業名	事業の内容	担当課
23101	「DV被害者等対応マニュアル」に基づくDV被害者の安全確保	「DV被害者等対応マニュアル」に基づき関係機関と連携し、DV被害者及び同伴の家族の状況に応じた迅速な安全確保に努める。	所管課非公開
23102	高齢者、障がいのある人、外国人、性的マイノリティ等相談者及び男性相談者等多様な状況に応じた安全確保	DV被害者が、女性であることで、複合的により困難な状況におかれていることを含めたそれぞれの多様な状況に応じて、関係機関と連携し安全確保の体制を強化する。	所管課非公開
23103	警察との連携	DV被害者の安全確保のため、夜間・休日等の緊急時に対応できるよう警察との連携を深め、支援に必要な情報の共有や手続きの円滑化を推進する。 また、DV被害者の安全確保と不安軽減のため、必要に応じて、同行支援や助言を行う。	所管課非公開

施策の方向（4） DV被害者の自立支援

DV被害を逃れた後の被害者にとっては、心理的ケアのみならず、新しい生活を始めるために、住まいや就労先を探すこと、子どもがいる場合は保育所等への入所等、様々な手続きが必要です。また、警察や司法機関との関わりが必要な場合もあります。

被害者の自立支援については、DV防止法においても、生活保護法、児童福祉法、母子及び父子並びに寡婦福祉法その他の法令に定めるところにより、必要な措置を講じなければならないと定められています。被害者の置かれた状況を理解し、生活支援、心理的ケア、就業支援、住宅確保に向けた支援等について、関係機関が相互に連携して支援を行います。

☆主要な施策

1) 手続きの一元化の推進

事業番号	事業名	事業の内容	担当課
24101	手続きの一元化	「DV相談連絡票」を全庁的に活用するとともに、「DV被害者等対応マニュアル」を活用し、DV被害者に必要な様々な手続きについて、一元的に対応できる、いわゆるワンストップサービスを提供するための体制づくりを行う。	所管課非公開
24102	DV被害者への同行支援	DV被害者の必要に応じて、市役所内の関係課及び市役所以外の警察署、公共職業安定所、裁判所等の公的機関等への同行支援を行う。また、警察や弁護士会、法テラス等の司法関係機関との連携に努める。	所管課非公開

2) 生活の支援

事業番号	事業名	事業の内容	担当課
24201	必要な手続き等に関する情報提供手続き支援	医療保険、年金等の手続きについて、わかりやすく説明する。 また、保護命令、離婚、親権に関する調停等の申し立て方法等、司法手続きについて情報提供や手続き支援を行う。	所管課非公開
24202	生活費等の貸付・給付制度の調査、研究	現行制度のはざままで支援を受けることが困難な事案等を想定した生活費等の貸付・給付制度等について調査・研究の上、検討する。	所管課非公開
24203	住宅確保に向けた支援	新しい生活を始めるまでの一時的な居住施設として、母子生活支援施設の活用やステップハウスの確保に取り組むとともに、市営住宅への優先枠についての周知と公営住宅の広域活用システム構築について県等に働きかける。	所管課非公開
24204	就業の支援	・公共職業安定所におけるDV被害者を対象とした取組に関する情報の提供に努め、適性或状況に応じた助言を行う等、きめ細やかに支援を行う。 ・子どものいるDV被害者について、保育所入所が必要な場合、引き続き、保育所への優先的な入所を行う。 ・DV防止に関する啓発活動を通じて、DV被害者の就労の促進について企業・団体に理解を求める。	所管課非公開
24205	心理的ケアの充実	公的な相談機関や、心理的なケアのサポート体制等に関する情報提供を行うことにより、DV被害者の心理的ケアを行う。	所管課非公開

3) 子どもに対する支援

事業番号	事業名	事業の内容	担当課
24301	子どもの心のケア体制の充実	学校における教員、スクールカウンセラー等による相談、スクールソーシャルワーカーとの連携、及び家庭相談員、地域における民生児童委員、児童福祉施設、保健・医療機関等の協力・連携による継続的なケア等を行う。	所管課非公開
24302	子どもが親と面会する権利の保障	子どもが、親（加害者）と安全に会う権利を保障するための「(仮称)面会センター」の整備について、県に働きかける。	所管課非公開
24303	保育、就学等に関する支援体制の充実	子どものいるDV被害者について、今後も住民票の異動がなくても転校手続きを可能とする等、学校への就学に関する支援を行う。	所管課非公開
24304	情報の適切な管理体制の充実	・子どもの転校先や居住地等の情報を適切に管理し、子どもの安全確保について、教育機関等に協力を要請する。 ・「要保護児童対策地域協議会」の全市的なネットワークにより、関係機関との連携をさらに強化し、適切な対応を行う。	所管課非公開

施策の方向（5） DV対策の推進体制

DV対策については、市域を超えた関係機関との連携が不可欠です。今後とも、警察や県、他自治体、民間団体等、様々でかつ広域的な関係機関との連携を強化して取り組みます。

また、DV被害者の大多数は女性ですが、男性被害者も存在しています。男性からの相談の他、外国人や障がいのある人、高齢者等からの相談にも適切に対応し、支援につながるよう、研修内容を充実させ、さらに専門性の高い人材の育成を行います。

☆主要な施策

1) 関係機関及び市役所内における連携

事業番号	事業名	事業の内容	担当課
25101	関係機関との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・「市内相談業務担当者等連絡会」のより機能的な組織運営を目指し、ネットワークの強化を進める。 ・広域ネットワークの構築を県に働きかけ、情報の共有化、社会資源の有効活用、相互の協力体制等、市の圏域を超える広域での連携を強化し、それぞれの役割分担を明確にしながら、より機動的で効果的な取組に努める。 ・特に、DV被害者の住居確保のため、公営住宅の広域活用が可能となるよう県に働きかける。 ・専門的な知見を持つ民間支援団体等の協力に 	所管課非公開

事業番号	事業名	事業の内容	担当課
		<p>よる研修会の実施、共同で相談対応技術向上のための取組を行う等、連携と協力体制づくりに努める。</p> <p>・DV被害者の立場に立って柔軟で機動的な支援を行うことが可能なNPOやボランティア団体に対し、その活動の継続性や安定性に資するための支援を検討する。</p>	
25102	市役所内における連携	<p>「DV対策推進連絡会議」において、DV被害者等対応に関し、関係各課が相互の連携を図り、DVの防止及び被害者への適切な支援等の取組を推進する。</p> <p>また、個々の事案に応じた対応を行うため、「実務担当者会議」や「ケース検討会議」等、実務的で柔軟な組織を設置し、定期的な会合と迅速かつ的確な対応に努める。</p>	所管課非公開
25103	相談窓口等における秘密の保持	<p>・相談窓口における相談者及び同伴する家族等の情報管理体制を強化し、DV被害者等の安全を確保する。</p> <p>・住民基本台帳からの情報に基づき事務を行う部署において、閲覧制限の対象となっているDV被害者の情報の厳正な管理を徹底する。</p> <p>・DV被害者の安全確保のため、DV相談連絡票等の情報の保護と管理を徹底するとともに、相談支援に関わる職員や民間団体等の情報の保護に努める。</p> <p>・相談者や関係職員は、情報セキュリティの重要性について共通認識を持って業務を遂行する。そのため、関係職員等に対し、情報の保護と管理に関する研修を計画的に行う。</p>	所管課非公開
25104	苦情処理体制の確立及び周知	<p>DV被害者からの苦情の申出があった場合は、適正かつ迅速に対応する必要があり、そのための一定のルールや仕組みを整備する。また、その仕組みについては、広く市民に対してホームページ等により周知する。</p>	所管課非公開

2) DV被害者支援に関わる人材育成

事業番号	事業名	事業の内容	担当課
25201	相談員等支援者の資質向上	<p>相談員等の支援者の専門性とソーシャルワーク能力を高めるため、DVに関する研修の機会を増やすとともに、関係機関や民間支援団体の職員との交流等、幅広い知見の獲得に努める。</p> <p>また、他自治体の配偶者暴力相談支援センターとの情報交換、相互交流等を通して、相互の相談員等スタッフの能力向上に努める。</p>	所管課非公開

事業番号	事業名	事業の内容	担当課
25202	相談員等支援者への支援	支援者の二次受傷やバーンアウトの対応等、職員のセルフケアの観点を含めた研修を実施する。	所管課非公開
25203	職務関係者や関係機関職員等に対する研修の実施	・市役所受付案内業務受託事業者、代表電話担当職員、住民票等発行担当職員等被害者保護等の職務関係者に対し、DVの特性や被害者について配慮すべき事項についての理解を深めるための研修を行い、適切な対応を心がける。特に、対応者の心ない言動によって更に被害者を傷つけてしまうといった二次的被害を与えないよう啓発を行う。 ・学校・幼稚園・保育所等の職員、医療機関や福祉・保健関係者、児童福祉施設関係者を対象とするDVに関する研修やセミナーを実施する。	所管課非公開
25204	市職員への研修の実施	職員全員を対象に市職員として、DVに対する正しい理解とDV予防に関する啓発を行うため、様々な研修機会を活用して、DVに関する研修を行う。	所管課非公開

施策の方向（6）セクシュアル・ハラスメントや児童虐待等の防止

セクシュアル・ハラスメントやストーカー行為は、当事者の基本的人権を深く傷つける人権問題であり、男女共同参画の実現を妨げるものです。最近ではマタニティ・ハラスメント※²⁹による被害も顕在化してきており、主に女性に対する様々な形での人権侵害を解消するために、市民や事業者に対して学習や意識啓発を行い、被害の未然防止に取り組めます。

また、最も弱い立場である子どもへの被害を無くすために、児童虐待に関する講座の開催や宝塚市要保護児童対策地域協議会を通じて、児童虐待の早期発見、早期対応を図ります。

☆主要な施策

1) セクシュアル・ハラスメント、ストーカー等の防止

事業番号	事業名	事業の内容	担当課
26101	雇用セミナー	市内事業所を対象に、セクシュアル・ハラスメントやマタニティ・ハラスメント等の雇用に関する研修を実施する。	商工勤労課 ＜関係課・ 関連団体＞ 商工会議所 雇用促進連絡協 議会

²⁹ マタニティ・ハラスメント

職場において妊娠や出産者に対して行われる嫌がらせを指す言葉のこと。

事業番号	事業名	事業の内容	担当課
26102	性暴力防止に関する学習・啓発	性暴力防止に向けて、セクシュアル・ハラスメント防止等をテーマとする人権講演会等により、学習・啓発を進める。	人権男女共同参画課
26103	女性のための相談	(11202 の再掲)	人権男女共同参画課 ＜関係課・関連団体＞ 市立病院

2) 子どもへの性暴力や児童虐待等の防止

事業番号	事業名	事業の内容	担当課
<新規> 26201	子どもへの性暴力防止に関する学習・啓発	性暴力防止に向けて、人権講演会等により、学習・啓発を進める。	人権男女共同参画課 ＜関係課・関連団体＞ 学校教育課
26202	児童虐待防止に関する啓発	児童虐待防止のための講座等を実施する。 ・広報たからづかの特集記事等で啓発する。 ・児童虐待防止市民啓発講座を実施する。	人権男女共同参画課 子育て支援課
26203	宝塚市要保護児童対策地域協議会	要保護児童(虐待、非行等の要保護児童が対象)の早期発見や適切な保護を図るため、医師会、健康福祉事務所、民生委員児童委員協議会、学校園、保育所、行政関係課、関係機関等で構成した児童福祉法に基づく「宝塚市要保護児童対策地域協議会」を設置し、ネットワークにより対応する。	子育て支援課 ＜関係課・関連団体＞ 関係各課
26204	相談事業	・「子ども家庭なんでも相談」 18歳未満の児童の家庭を対象に、家庭相談員が子育てに関する悩み、家庭問題や児童虐待の通報・相談に応じる。 ・「24時間対応電話相談」 地域小規模児童養護施設「御殿山ひかりの家」との連携により24時間対応の電話相談「ハッピートークたからづか」を実施する。	子育て支援課 ＜関係課・関連団体＞ 川西子ども家庭センター、御殿山ひかりの家
26205	児童虐待防止マニュアルの作成	関係機関の共通認識のため、マニュアルを活用し、早期発見、早期対応に努める。	子育て支援課
26206	学校保健教育の実施	子どもの発達段階に応じた性教育を実施する。	学事課
26207	青少年相談事業	青少年の健全育成・非行防止についての啓発・相談を行う。	青少年センター
26208	防犯ブザーの貸出し	児童の安全をより確保する方策の一つとして、小・特別支援学校の1～6年生に防犯ブザーを無償で貸与する。	学校教育課
26209	アトム110番連絡所事業	市内の各家庭、各事業所にプレートの掲示を依頼し、子どもたちの生命を市民の手で守るとともに、防犯に対する市民の意識を高める。	青少年センター

施策の方向（7）リプロダクティブ・ヘルス／ライツと健康づくりの推進

あらゆる世代の女性の性の自己管理、自己決定の尊重を図る観点から、エイズや性感染症など病気についての正しい理解を進めるために、年齢や出産などに応じて身体が大きく変化する母体へのケア等の身体に関する情報提供や健康に関する講座を開催し、知識の習得を図ります。また、生涯にわたり健康に生き生きと過ごせるように、性差医療※³⁰についての意識啓発や健康づくりの講座等を通じて、自分自身の健康への関心や知識を高めます。

☆主要な施策

1) リプロダクティブ・ヘルス／ライツの尊重

事業番号	事業名	事業の内容	担当課
27101	リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する啓発	あらゆる世代の女性の性の自己管理、自己決定の尊重を図るため、情報提供や学習会等を実施する。	人権男女共同参画課 <関係課・関連団体> 市助産師会
27102	母親学級、父親学級(両親学級)	・母親学級 妊婦を対象に、妊娠中の日常生活、妊婦体操、お産の経過、妊娠中・産後の栄養、育児、沐浴等の講義、実習を行い、安心して出産・育児に臨めるよう支援する。 ・父親学級(両親学級) まもなく親になる人を対象に妊娠中の体の変化、育児、沐浴等について、講義、実習を行う。	健康推進課
27103	性に関する資料の提供	男女共同参画センターにおいて、性に関する図書、資料により情報を提供する。	人権男女共同参画課
27104	健全母性育成事業	思春期の男女を対象として、喫煙、飲酒、性をテーマに講義や実習を行う。	健康推進課 学事課 <関係課・関連団体> 宝塚市助産師会
27105	啓発冊子等の配布	啓発冊子を各学校園に配布し啓発を行う。	学事課
27106	性に関する学習	養護教諭部会と連携して講演会を実施する。	学事課
27107	教育関係者の研修の充実(再掲)	(12102の再掲)	教育研究課
27108	H I V / エイズ、性感染症に関する啓発	H I V / エイズ、性感染症に対する正しい理解や認識を深め、偏見や差別をなくすため、感染予防についての啓発を行う。	人権男女共同参画課 健康推進課

³⁰ 性差医療

男女の様々な差異により発生する疾患や病態の差異を念頭において行う医療のこと。

事業番号	事業名	事業の内容	担当課
			<関係課・ 関連団体> 健康福祉事務所
27109 【数値目標12】	男女共同参画センターだより メールマガジンの発行	機関紙等の発行を通して、男女共同参画に関する情報を提供する。	人権男女共同参画課
27110	新生児訪問指導、赤ちゃん訪問指導事業	生後3か月までの乳児の家庭を訪問し、乳児に対する保健指導や育児相談を実施し、子育て支援情報を提供する。また、産婦の健康相談を行う。	健康推進課
27111	相談事業	妊婦・産婦・乳児・幼児についての健康相談、育児相談を行う。	健康推進課

2) 健康保持のための医療・保健サービスと相談機能の充実

事業番号	事業名	事業の内容	担当課
27201 【数値目標13】	健康診査	各種検診等により疾病の早期発見・早期治療に努める。	健康推進課 <関係課・ 関連団体> 市医師会
27202	健康づくりのための講座	骨づくり・元気づくり教室、健康づくり・介護予防講座、健康大学講座等を実施する。	健康推進課
27203	健康に関する相談	各種検診時の健康相談、成人健康相談、食事で健康づくり相談ほかを随時実施する。	健康推進課
27204	性差医療についての意識啓発	市民に対し、男女の性差に応じた的確な医療についての知識の普及を行う。 当面は、女性外来・更年期外来の特殊外来を実施する。	健康推進課 市立病院
27205 【数値目標6】	女性のための相談	(11202の再掲)	人権男女共同参画課 <関係課・ 関連団体> 相談関係各課
27206	自助グループの育成	連続講座終了後に、ニーズに応じて自助グループの育成を行う。	人権男女共同参画課
27207	心身の健康保持のための相談機関の連携	あらゆる相談業務に女性の自立をめざした視点をもりこんだ支援を行うため、相談担当者が相互に連携する。	人権男女共同参画課 <関係課・ 関連団体> 相談関係各課

施策の方向（8）性的マイノリティの人権の尊重

これまで人間の性は男女の性別二元論による異性愛や固定的な性別役割を前提として扱われることが多く、そうした中で性的マイノリティは、様々な葛藤を抱えながら、周囲との違和感や孤立感を深めることがありました。私たちが性の多様性を認識し、性的マイノリティに関する理解を深めることで、お互いに尊重し合える地域社会をつくることは、男女共同参画と人権尊重の観点からも重要です。

性的マイノリティに関する取組の基本的な方向性を示した「ありのままに自分らしく生きられるまち宝塚」に基づき、性的マイノリティに関する講演会の開催など学習や啓発活動を通じて、家庭や学校、職場や地域社会などにおける理解の浸透を図る等、性の多様性を尊重するまちづくりに向けた取組を進めます。

☆主要な施策

1) 性的マイノリティに関する理解の浸透(重点施策)

事業番号	事業名	事業の内容	担当課
<新規> 28101 【数値目標14】	「ありのままに自分らしく生きられるまち宝塚」に基づく取組の推進	誰もが住みやすいまちづくりを目指して、性的マイノリティに関する理解や認識を深めるための啓発、情報発信、相談等の事業を行う。	人権男女共同参画課 <関係課・関連団体> 全課
28102	公文書等の性別表記の見直し	性的マイノリティの人権尊重の観点から、公文書等の性別表記の見直しを行う。	人権男女共同参画課 <関係課・関連団体> 全課

施策の方向（9） ひとり親家庭への支援

ひとり親家庭においては、不安定な非正規雇用で働く母親が大半を占めるなど、低い世帯収入や格差拡大が課題になっています。また、日本の子どもの貧困はさらに深刻化し、6人に1人の子どもが貧困状態にあるなど、貧困の連鎖を止めることが必要な状況です。市では、ひとり親家庭の状況を把握し、ひとり親家庭相談を実施する他、各種福祉金や手当などの支給を通じて、経済的に困難な状況にある家庭への支援を行います。子どもへの支援としては、家庭環境に関わらず教育の機会が公平に得られるように、学習支援や奨学金の支給等による支援を行い、貧困の世代間連鎖を断ち切るための取組を進めます。また、このような施策に関わる情報がひとり親家庭に確実に届くよう、窓口等での一元的な情報提供を充実させます。

☆主要な施策

1) ひとり親家庭の自立と生活安定の推進

事業番号	事業名	事業の内容	担当課
29101	母子福祉金、父子福祉金	母子状態にある者、父子状態にある者に対して福祉金を支給する。(所得制限有)	医療助成課
29102	母子家庭・父子家庭医療助成	母子家庭、父子家庭に対して医療費の一部を助成する。(所得制限有)	医療助成課
29103	児童扶養手当	父又は母と生計を共にできない児童が養育されている家庭の生活の安定と自立を助けるために、児童の母又は父や、父母に代わってその児童を養育している者に支給する。父又は母がいても極めて重度の障がいがある場合には支給する。(所得制限有)	子育て支援課
29104	「母子世帯」の市営住宅への優先申込みの実施	空家入居者募集時に優先申込住宅を設定する。	住まい政策課
29105	ひとり親（離婚前含む）家庭相談	母子家庭の母等の生活や就労等の相談に応じる。また、支援に関する様々な情報を提供する。	子育て支援課
29106	母子家庭等高等職業訓練促進給付金等事業	母子家庭の母、父子家庭の父の訓練受講中の生活の安定を図るため、養成機関で修業する場合に一定期間「高等職業訓練促進給付金等」を支給し、生活費の負担を軽減する。(支給対象者、対象資格の指定等要件有)	子育て支援課
29107	母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業	母子家庭の母、父子家庭の父が自主的に行う職業能力の開発を推進するため、指定する教育訓練講座を受講した場合、受講費の一部を支給する。(対象要件有)	子育て支援課

施策の方向（10）高齢者・障がいのある人、外国人等への生活支援

本市における高齢化率（全人口に占める65歳以上の割合）は年々上昇し、これに伴いひとり暮らしや高齢者のみの世帯も増加する見込みです。このような現状も踏まえて、高齢者にやさしいまちづくりをめざすエイジフレンドリーシティの取組を進めます。

障がい者福祉では、様々な社会資源を活用しながら地域でともに暮らす、共生社会づくりが求められています。高齢者や障がいのある人が地域から孤立することなく、また、介護者が追いつめられて虐待等に至らないように、本人や介護者の負担軽減となる取組を進めます。

また、市内には2,837人（平成28年(2016年)2月末現在）の外国人が居住しています。これら外国人が言語や習慣、文化などの違いから地域とのつながりが希薄になるなど、生活上の困難や疎外感が生じないように支援の取組を進めます。

この他にも様々な理由による人権上の課題があり、さらに女性であることで、複合的により困難な状況に置かれることがないように、あらゆる人の人権尊重の観点からの配慮を行い、施策を推進します。

☆主要な施策

1) 高齢者・障がいのある人・外国人等への生活支援

事業番号	事業名	事業の内容	担当課
<新規> 210101	包括的支援事業	高齢者が住み慣れた地域において安心して生活できるよう、地域包括支援センターにおいて、高齢者等の介護や健康等に関する多様な相談に応じるとともに、必要に応じて適切な機関、制度、サービスにつなぎ、継続的・包括的支援を行う。	高齢福祉課 <関係課・関連団体> 地域包括支援センター7か所
<新規> 210102	エイジフレンドリーシティ推進事業	エイジフレンドリーシティ行動計画(平成28年度(2016年度)策定)に基づく取組を推進する。	地域福祉課
210103	相談支援事業	障がいのある人の自立生活を支援するための相談支援事業を実施する。	障害福祉課 <関係課・関連団体> 社会福祉法人宝塚市社会福祉協議会 社会福祉法人宝塚さざんか福祉会 社会福祉法人希望の家

事業番号	事業名	事業の内容	担当課
<新規> 210104	障がいのある人の権利擁護事業	高齢者・障がい者権利擁護支援センターにおいて、障がいのある人の権利擁護※ ³¹ に関する総合的な支援を行なう。	障害福祉課 <関係課・ 関連団体> 社会福祉法人宝塚市社会福祉協議会
<新規> 210105	自立支援事業	福祉サービスの基盤整備を図り、障害福祉サービス等の提供により、地域での生活を支援する。	障害福祉課
<新規> 210106	地域生活支援事業	移動支援、日常生活用具（移動用リフト、住宅改修費等）の給付や、意志疎通支援（手話通訳者派遣等）を行うことで、地域での生活を支援する。	障害福祉課
210107 【数値目標10】	外国人のための相談及び情報提供	異文化間生活相談等事業として外国人市民の生活相談と日本語学習を実施する。また、多言語ホームページによる情報提供を実施する。	文化政策課 <関係課・ 関連団体> 宝塚市国際交流協会
210108	公共施設の多言語表記の推進	外国人が利用しやすいように、公共施設の案内表示に、英語、ハングルなどの表記を推進する。	文化政策課 人権男女共同参画課 <関係課・ 関連団体> 各公共施設担当課
210109	異文化相互理解事業	異文化相互理解事業として韓国・朝鮮をはじめとするアジア諸国と相互理解を深めるため、講演会、外国語講座、外国人日本語スピーチ大会等を実施する。	文化政策課 <関係課・ 関連団体> 宝塚市国際交流協会 宝塚市外国人市民文化交流協会

³¹ 権利擁護

自分の権利や意思をうまく表現できない・不利益に気付かない人に代わって、本人の権利を護ること。福祉分野においては、サービスの利用援助や苦情・不服の代行を行い、自己決定のもとで自分らしく暮らし続けることを支援することを意味します。

基本方針	Ⅲ	ワーク・ライフ・バランスの推進と個性と能力を発揮できるまちづくり
-------------	----------	---

日本全体で急激な人口減少と少子高齢化が進む中、本市においても持続可能な地域社会を創ることは喫緊の課題です。国では、女性活躍推進法の下、職業生活における女性の活躍を推進するため、企業に対するインセンティブの付与をはじめ、希望に応じた多様な働き方への支援、男性の家事・育児等の家庭生活への参画、職業生活と家庭生活の両立のための環境整備等の施策に取り組むこととなっており、地方自治体にも必要となっています。

女性も男性も育児、介護など人生の様々なステージを通じて、多様な生き方が選択できるよう、長時間労働等の男性型の働き方等の見直しのための取組や、子育て・介護の支援の充実等により、市民、事業者とも連携・協力しながらワーク・ライフ・バランスを推進します。

働く権利は、基本的人権として保障されており、性別や婚姻、家族状況によって差別されてはなりません。しかしながら、現実には、わが国の女性の労働には、子育て後に再就職するという中断型労働（いわゆるM字型カーブ※³²）、男性よりも非正規労働に占める割合が高い、男女の賃金格差、女性の管理職への登用が少ない等の問題があることから、女性の労働環境の整備、支援に取り組みます。

男女共同参画社会は、多様な生き方を尊重し、すべての人が職場、地域、家庭等あらゆる場面で活躍できる社会であり、男性にとっても暮らしやすい社会です。長時間労働の見直し、介護の問題等の課題に対応するためにも、男性の男女共同参画への理解の浸透を進めます。

国ではさらなる女性の活躍に向けて、平成32年（2020年）までに指導的地位に占める女性の割合を30%に向上させることを目標に取り組んでいます。本市においても審議会等の委員や地域における各種委員などあらゆる分野において、女性がさらに活躍できるように取り組めます。

施策の方向（1）	ワーク・ライフ・バランスの理解促進
-----------------	--------------------------

仕事と生活の調和がとれた豊かな地域社会を目指して、市内事業所に対して、ワーク・ライフ・バランスへの理解を求めるほか、両立支援を実施している市内外の事業所の取組事例を紹介し理解の浸透を図ります。入札参加資格者名簿登録業者には、アンケートの実施等を通じて、女性の積極的な登用と女性も男性も働きやすい環境整備への理解を進めます。また、女性の活躍を推進するために、入札制度における男女共同参画に関する評価項目の見直しの検討を行います。

本市は、次世代育成支援対策推進法に定める特定事業主として、同法及び女性活躍推

³² M字型カーブ

日本の女性の労働力率を年齢層別にみると、M字型の曲線になりますが、このような日本の女性に特徴的な就業形態のことです。日本の女性も学校卒業後はフルタイムで働くケースが多いものの、20歳代の後半に結婚や子育てで退職する人が増加します。そして、子育てが一段落した後、再度パートタイマーなどで働く人が増加するという就業形態です。

進法に基づく「特定事業主行動計画」を策定し、同計画に掲げる取組によりワーク・ライフ・バランスを推進する立場にあり、その取組状況を市民に公表します。また、女性活躍推進法に基づく「女性活躍推進計画」を策定し、同計画に掲げる取組を推進します。

☆主要な施策

1) 男女の多様な働き方に向けた理解の浸透と啓発の推進(重点施策)

事業番号	事業名	事業の内容	担当課
31101 【数値目標15】	ワーク・ライフ・バランスに関する啓発講座	ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進のための啓発講座を実施する。	人権男女共同参画課
31102 【数値目標3、15】	出前講座(再掲)	(11104の再掲)	人権男女共同参画課
31103	事業者への啓発	関係機関と協力して、事業者に対して、講座、研修により、育児休業・介護休業制度等に関する啓発を実施する。	人権男女共同参画課 商工勤労課 <関係課・関連団体> 商工会議所 雇用促進連絡協議会
31104	入札参加資格者名簿登録業者への意識啓発(再掲)	(11102の再掲)	契約課 人権男女共同参画課
31105	市民、事業者への働き方の見直しに関する啓発	仕事と家庭や地域での生活との両立の観点に立った働き方の見直しを促すための意識啓発を行う。	人権男女共同参画課 商工勤労課 <関係課・関連団体> 商工会議所 雇用促進連絡協議会
<新規> 31106	入札制度における男女共同参画に関する評価項目の見直し	事業者に、よりインセンティブを与え、実効性をもたせるため、入札制度における男女共同参画に関する評価項目の見直しを検討する。	契約課 人権男女共同参画課

2) 市自らの取組

事業番号	事業名	事業の内容	担当課
<新規> 31201	女性活躍推進法及び次世代育成支援対策推進法に基づく「特定事業主行動計画」の推進	女性活躍推進法及び次世代育成支援対策推進法に基づく「特定事業主行動計画」に掲げる取組を推進する。	人材育成課 <関係課・関連団体> 消防本部総務課 選挙管理委員会事務局 監査・公平委員会事務局 議会事務局 職員課 上下水道局総務課 市立病院事務局
<新規> 31202	女性活躍推進法に基づく「女性活躍推進計画」の推進	男女共同参画推進検討会において、ワーク・ライフ・バランスの理解の推進に向けて連携を図る等、女性活躍推進法に基づく「女性活躍推進計画」に掲げる取組を推進する。	人権男女共同参画課

施策の方向（2） 女性の労働環境の整備と支援

近年パート、アルバイト、派遣社員などの非正規雇用労働者が増加し、不安定な雇用環境や低い賃金などが社会的な問題になっています。非正規雇用労働者の割合は、男女ともに増加していますが、女性の方がその割合が高いこと等から、その労働環境の改善についての意識啓発、学習を進めます。

また、働き方が多様化する中、女性の雇用・就業・起業支援として、チャレンジ支援コーナーを充実させ、近隣市や関係機関で行われる講座等の情報を積極的に提供します。就労を希望する女性がステップアップを図れるように、就業支援セミナー等を開催して女性の就業や再就職の支援に取り組みます。

☆主要な施策

1) 非正規雇用の労働環境の改善

事業番号	事業名	事業の内容	担当課
32101	パートタイマー等の労働環境の改善についての意識啓発、学習	市内の事業所や市民に対しセミナーなどを実施する。	人権男女共同参画課 商工勤労課 <関係課・関連団体> 商工会議所 雇用促進連絡協議会

事業番号	事業名	事業の内容	担当課
32102	雇用セミナー (再掲)	(26101 の再掲)	商工勤労課 ＜関係課・ 関連団体＞ 商工会議所 雇用促進連絡協 議会
32103	労働実態調査	市民や市内事業所に対し、労働実態調査を行 う。	商工勤労課

2) 女性の雇用・就業・起業等のための支援

事業番号	事業名	事業の内容	担当課
32201	雇用セミナー (再掲)	(26101 の再掲)	商工勤労課 ＜関係課・ 関連団体＞ 商工会議所 雇用促進連絡協 議会
32202	事業者への啓発 (再掲)	(31103 の再掲)	人権男女共同参 画課 商工勤労課 ＜関係課・ 関連団体＞ 商工会議所 雇用促進連絡協 議会
32203	雇用・就業、起 業等に関する講 座	雇用・就業、起業等に関する講座を実施する。	人権男女共同参 画課 ＜関係課・ 関連団体＞ 商工会議所
32204 【数値目標 16】	農業従事者に対 する啓発	農業従事者に対し、家族経営協定の締結を推進 する。	農政課
32205	チャレンジ支援 コーナーの充実	男女共同参画センターにチャレンジ支援コー ナーを設け、国、県、県民局、近隣男女共同参 画センター、民間団体等の資格取得等に関する チラシ等を配置するなどにより、女性の就業、 再就職等を支援する。	人権男女共同参 画課 ＜関係課・ 関連団体＞ 商工勤労課
32206	女性の労働実態 や法律・制度、 資格取得や職業 訓練に関する情 報提供	女性の労働に関する図書や資料等を市民に情 報提供する。	商工勤労課

事業番号	事業名	事業の内容	担当課
32207	起業相談	商工会議所の協力を得て、女性のための起業に関する相談を実施する。	人権男女共同参画課 <関係課・関連団体> 商工勤労課 商工会議所
32208	女性のための相談（再掲）	（11202 の再掲）	人権男女共同参画課
32209	ワークサポート宝塚の運営	女性の就労に関する相談を実施するほか、合同就職説明会を開催する。	商工勤労課

施策の方向（3）男性の家事・育児・介護等への主体的な関わりの促進

男女共同参画社会基本法の第6条では、家族を構成する男女が相互に協力して子育てや介護等にあたることが明記されており、女性が出産・育児・介護などの理由によって仕事を断念することがなく、各々の個性と能力を十分発揮できる男女共同参画社会の実現のためには、男性が積極的に家事・育児・介護等を担うことが欠かせません。国際的に見ても日本の男性は長時間労働の傾向が強く、家事・育児・介護等への関与が少ない結果となっており、6歳未満の子どもを持つ夫の場合、家事・育児に関する時間は1日1時間程度となっています。

すべての女性の活躍促進と男性の個性と能力を発揮するためにも、男性の男女共同参画に関する理解の促進に取り組みます。

☆主要な施策

1) 男性の家事・育児・介護等への主体的な関わりの促進(重点施策)

事業番号	事業名	事業の内容	担当課
33101 【数値目標17、18、19、20、21】	男性の家事・育児・介護への主体的な関わりを促す学習	男性の家事・育児・介護への主体的な関わりの促進と、それを支える社会意識や社会環境の整備に向けての学習・啓発を実施する。	人権男女共同参画課
33102	母親学級、父親学級(両親学級) (再掲)	(27102 の再掲)	健康推進課 <関係課・関連団体> 市助産師会
33103	家庭教育推進事業(再掲)	(12105 の再掲)	子ども家庭支援センター
<新規> 33104	男性グループへの支援及び連携	家事・育児・介護等に関する活動を行っている、または、行おうとする男性グループの活動を支援するとともに、それらのグループと連携した取組を実施する。	人権男女共同参画課

施策の方向（４） 子育て・介護支援の充実

男女共同参画をめぐる法的な整備は着実に整ってきてはいるものの、実際には、出産や子育て期には女性の方が離職し子育てに従事するなど、女性の労働力が一時的に低下する傾向は、まだ十分改善されているとは言えません。子育てと就労の両立のために、保育所等の保育施設の整備や、孤立しがちな若い子育て世帯を支援するための病児・病後児保育、休日保育など柔軟な支援の取組を進めます。また、高齢化が急速に進行している今日では、子育てだけではなく介護の問題に直面し、女性も男性も仕事の中断や退職に至るケースが生じています。各々が自分のライフステージに応じて、自分らしく働き、生活との調和が図れるように、子育てや介護の支援を充実させます。

☆主要な施策

1) 子育て支援策の充実

事業番号	事業名	事業の内容	担当課
34101	保育施策の推進 (保育所の整備・運営、多様な保育サービス、地域子育て支援センター事業)	<ul style="list-style-type: none"> ・保育ニーズに的確に応えるために、保育所を整備・運営する。 ・保護者の生活実態やニーズを踏まえ、産休明け保育、延長保育、休日保育、病児・病後児保育、一時保育（一時預かり）等の多様な保育サービスを実施する。 ・保育所の専門的な機能や施設を地域の子育て支援に活用する。 	保育企画課 <関係課・関連団体> 認可保育所
34102	ファミリーサポートセンター事業	子育ての援助を行いたい人と援助を受けたい人がお互い会員となり、保育所や地域児童育成会の送迎や保護者の病気、急用、リフレッシュの時の預かりなど、地域での相互援助活動を支援する。ひとり親家庭などには、特に配慮をもってコーディネートする。	子ども家庭支援センター
34103	地域児童育成会事業	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る。	青少年課
34104	児童館における子育て推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の子どもたちが気軽に立ち寄り、安心して過ごせる場、乳幼児とその親が集う場、地域の世代間交流の場として、コミュニティの7つのブロック毎に運営する。 ・中高校生の居場所として、また地域児童館を統括し全市域的に児童を育成する要として大型児童館を運営する。 ・児童館のない各小学校区へ児童厚生員が出向き、より身近な地域で児童の健全な遊びの場の提供、遊びの指導、親子の居場所の提供を行う。 	子ども家庭支援センター

事業番号	事業名	事業の内容	担当課
34105	子ども家庭支援センター事業	<ul style="list-style-type: none"> ・概ね0～3歳までの親子の交流の場の提供、子育て相談、子育て情報の提供、親子育てグループの育成支援を実施する。 ・子育て支援の中核的施設として、子育て総合コーディネーターを配置し、全市域の子育て支援策のマネジメントの役割を担う。 	子ども家庭支援センター
34106	産後・育児支援ヘルパー派遣事業	産後の体調不良のため家事や育児が困難な家庭、多胎児や低出生体重児を出産した家庭、また、養育に支援が必要とされる家庭にホームヘルパーを派遣し、産後の家事負担を軽減し体を休め安心して子育てができる環境を整備する。 (対象：産後8週間以内で15回、多胎児・低出生体重児は1年まで30回)	子ども家庭支援センター

2) 介護支援策の充実

事業番号	事業名	事業の内容	担当課
<新規> 34201	包括的支援事業(再掲)	(210101の再掲)	高齢福祉課 <関係課・関連団体> 地域包括支援センター7か所
<新規> 34202	高齢者の権利擁護事業	高齢者・障がい者権利擁護支援センターにおいて、高齢者の権利擁護に関する総合的な支援を行う。	高齢福祉課 <関係課・関連団体> 社会福祉法人宝塚市社会福祉協議会
<新規> 34203	ゴールドプラン21※ ³³ の推進	高齢者の見守りや介護する家族等への支援等を行うため、施設整備や在宅サービスの充実を図る。	高齢福祉課 介護保険課

³³ ゴールドプラン21

宝塚市高齢者福祉計画・宝塚市介護保険事業計画の総称。高齢者が住み慣れた地域の中で暮らし続けられる生活支援体制づくりに向けた施策の推進を目的とした計画。

施策の方向（５）あらゆる分野への女性の活躍促進

政策・方針決定の場への女性の参画を促進するためには、日頃から市政を身近に感じてもらふことが必要です。市の計画や方針等に対して、その策定段階で市民が意見を述べることのできるパブリック・コメント制度に関する啓発を行う他、審議会委員への女性の参画の促進や市民公募委員における女性の積極的な登用を図ります。

様々な分野における女性の参画を促進するため、地域で男女共同参画を推進するキーパーソンとしての「地域における男女共同参画推進リーダー」の設置・活用に向けて取り組むほか、これまで男性中心の組織や運営形態であった防災・災害復興等の施策については、女性の視点を重視し、女性の参画を進めることで、地域の安心・安全施策を充実させます。

☆主要な施策

1) 政策・方針決定の場への女性の参画の促進

事業番号	事業名	事業の内容	担当課
35101	パブリック・コメントへの参加のための意識啓発	市の実施機関が実施するパブリック・コメントの管理・運用を行う。	市民相談課
35102 【数値目標 22、23、24】	審議会等委員への女性の参画促進	クオータ制に基づき、全ての審議会等への女性の参画を促進する。 審議会等(ただし、法律・附属機関設置条例・その他の条例等に基づくもの)における女性委員の参画率が、審議会等全体として、また個々の審議会等において、40%以上60%以下となるようにする。	人権男女共同参画課 <関係課・関連団体> 審議会等所管課
35103	人材情報の整備	審議会等への女性の参画促進に活用するため、社会の様々な分野で活躍する女性の人材を広く発掘するとともに、情報を収集・整備する。	人権男女共同参画課
35104 【数値目標25】	女性職員の管理職への登用の推進	市政等に関わる政策・方針決定過程への女性の参画を推進するため、女性職員(行政職給料表適用者)の管理職への登用を推進する。	人材育成課 職員課

2) 様々な分野における女性の参画の促進(重点施策)

事業番号	事業名	事業の内容	担当課
35201	地域団体への啓発	地域団体等に対し、管理的指導的立場への女性の積極的登用について啓発し、協力を要請する。	市民協働推進課 ＜関係課・関連団体＞ 自治会 まちづくり協議会
35202 【数値目標 26】	地域における男女共同参画推進リーダーの育成	地域における男女共同参画を推進するため、各まちづくり協議会に、男女共同参画推進リーダーの選任を働きかける。	人権男女共同参画課 ＜関係課・関連団体＞ 市民協働推進課 自治会 まちづくり協議会
35203	市民力開発講座	市民力を引き出し、市民との協働による男女共同参画社会づくりを推進することを目的とした講座を実施する。	人権男女共同参画課 ＜関係課・関連団体＞ 市民協働推進課 自治会 まちづくり協議会
35204 【数値目標 27】	市民企画支援、市民活動支援、利用グループ等活動支援事業	・男女共同参画社会実現に向けた市民の企画する講座等を支援する。 ・男女共同参画社会づくりに向けての市民活動を支援するため、センターフェスティバル、各種講座等を実施する。 ・男女共同参画センターで活動するグループ等の活動を支援する。	人権男女共同参画課
35205 【数値目標 28】	講座・講演会開催にともなう一時保育の実施	講座・講演会開催にともなう一時保育を実施する。	人権男女共同参画課 ＜関係課・関連団体＞ 関係各課
		主催講座・フォーラム等を開催する際に一時保育を実施する。	市立公民館
35206	防災・災害復興に関する施策立案への女性の参画	市防災会議及び市国民保護協議会への女性の参画促進に努める。また、インクルーシブ防災(みんなで備える防災)の観点も踏まえ、防災計画への男女共同参画の視点の反映に努める。	総合防災課
35207	自主防災組織における男女共同参画促進	自主防災組織における男女共同参画を促進するため、自主防災訓練、自主防災リーダー研修会、防火教室等を実施する。	予防課

基本方針 IV 男女共同参画社会実現のための総合的推進

本市では平成6年(1994年)「男女共同参画宣言都市」の指定を受け、平成14年(2002年)には「宝塚市男女共同参画推進条例」を制定するなど、積極的に男女共同参画社会実現に向けた取組を推進してきました。

引き続き、この取組を着実に進めるため、あらゆる分野において男女共同参画の視点に立って関連施策を企画・立案・実施するとともに、市自らが男女共同参画推進の牽引役を果たすなど、市役所が一体となって取り組みます。その際には、協働の観点から市民、団体、事業者等とともに取り組むと同時に、国、県、他自治体、関係機関と連携・協力して取り組みます。また、男女共同参画施策所管課が中核となって、職員研修等により職員の意識を高めるとともに、市役所内の連携・調整を行います。

男女共同参画センターの運営については、市と指定管理者が連携・協力することにより、男女共同参画社会実現のための拠点としての機能をさらに充実させます。

また、計画をより一層推進するため、数値目標の設定、その達成状況の把握など、計画のより着実な進行管理を行い、その推進状況について広く公表します。

施策の方向(1) 市民・事業所等との連携による施策の推進

市民・事業者の男女共同参画に関する着実な理解や行動を把握し、課題を研究するために、定期的に市民意識調査を実施する他、事業者に対しては労働実態調査を通じて、男女共同参画の視点からの取組の推進に活用します。また各種統計調査等において、男女別による統計を行い、計画や方針等の改善に役立てます。

☆主要な施策

1) 計画の進行管理

事業番号	事業名	事業の内容	担当課
41101	目標達成状況の検証	数値目標等の達成状況を把握するなどにより、プランの推進状況を把握する。	人権男女共同参画課

2) 市民意識調査や事業所等における課題の研究

事業番号	事業名	事業の内容	担当課
41201	男女共同参画施策の推進に必要な男女別統計の実施	男女共同参画施策推進に必要な統計に関しては、できる限り男女別統計を実施する。	市民相談課 人権男女共同参画課 <関係課・関連団体> 関係各課
41202	市民意識調査	市民の意識と実態を把握するため、定期的に調査を実施する。	人権男女共同参画課
41203	労働実態調査(再掲)	(32103の再掲)	商工勤労課

施策の方向（2）男女共同参画センターの充実

男女共同参画センターの周知度を上げて、講座への参加や学習交流室の使用等の市民の利用をさらに促進するために、情報誌やインターネットを活用して情報発信を行います。センターの利用グループ等への活動支援を行い、グループ活動の活性化に取り組みます。また、指定管理者制度の利点を活かして、市民サービスのさらなる向上に努め、市民企画による講座開催や情報コーナーの充実などを行い、男性も含めた多様な人々による市民活動を促進します。

☆主要な施策

1) 男女共同参画センターの拠点機能の充実

事業番号	事業名	事業の内容	担当課
42101 【数値目標 4、29、30】	男女共同参画センターの拠点機能の充実	男女共同参画社会実現を目指す拠点としての男女共同参画センターの運営と事業を充実させる。	人権男女共同参画課
42102 【数値目標 29、30】	男女共同参画センターの運営への市民参画の促進	男女共同参画センターの運営への市民参画を促進する。	人権男女共同参画課
42103 【数値目標12】	男女共同参画センターだよりメールマガジンの発行(再掲)	(27109の再掲)	人権男女共同参画課
42104 【数値目標 31、32】	情報・図書コーナーの充実	男女共同参画センターの情報・図書コーナーにおいて、男女共同参画に関する図書等の情報を収集・提供する。	人権男女共同参画課

施策の方向（3）庁内推進体制の充実

学識経験者や市民公募委員などから構成される男女共同参画推進審議会において、定期的に男女共同参画プランの進捗状況の点検評価を行い、施策評価に反映させるとともに、市民へ公表します。

また、市自らが率先して男女共同参画を推進するために、セクシュアル・ハラスメント防止など男女共同参画に関する研修を充実させ、職員全体の意識啓発を図ります。庁内の各部局に配置されている男女共同参画推進リーダーの役割のさらなる充実と実効性を高めるとともに、女性職員のさらなる参画を促し、全庁的に男女共同参画を推進します。ワーク・ライフ・バランスの実現には、女性職員に限らず、男性職員の育児休業等の取得促進や長時間勤務の是正等への取組を進めます。女性職員の活躍促進の観点からは、女性職員の管理職の登用を積極的に進め、結果を市民に公表します。

☆主要な施策

1) 男女共同参画推進審議会等の機能の充実

事業番号	事業名	事業の内容	担当課
43101	「宝塚市男女共同参画推進審議会」の機能の充実	「宝塚市男女共同参画推進審議会」の機能を充実させる。	人権男女共同参画課 <関係課・関連団体> 全課
43102	「男女共同参画推進検討会」による庁内推進	「男女共同参画推進検討会」において、男女共同参画の推進に関する施策の策定及び推進、部局間の調整を行う。	人権男女共同参画課

2) 市自らの男女共同参画の推進(重点施策)

事業番号	事業名	事業の内容	担当課
43201 【数値目標 33、34】	市職員研修の充実	階層別研修、人権問題職場研修、男女共同参画に係る講演会等を実施する。	人材育成課 人権男女共同参画課
43202 【数値目標 25】	女性職員の管理職への登用の推進(再掲)	(35104 の再掲)	人材育成課 職員課
43203 【数値目標 35】	職域において性別に偏らない採用の推進	あらゆる職種において、性別にとらわれない採用を推進する。	人材育成課 職員課 消防本部・総務課 市立病院
<新規> 43204 【数値目標 36】	女性活躍推進法及び次世代育成支援対策推進法に基づく特定事業主行動計画の	(31201 の再掲)	人材育成課 <関係課・関連団体> 消防本部総務課

事業番号	事業名	事業の内容	担当課
	推進(再掲)		選挙管理委員会 事務局 監査・公平委員会事務局 議会事務局 職員課 上下水道局総務課 市立病院事務局
<新規> 43205	女性活躍推進法に基づく「女性活躍推進計画」の推進	(31202の再掲)	人権男女共同参画課
43206	職員に対するセクシュアル・ハラスメント防止・相談体制の充実	「宝塚市セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する要綱」に基づき、被害者等からの苦情の申し出や相談に対応するため、苦情相談窓口、専門カウンセラーを設置する。また、苦情相談へ対応するため、苦情処理委員会を設置する。	人材育成課
43207	「職員のための男女共同参画の視点に立った行政刊行物等の表現ガイドライン」の職員への周知徹底	「職員のための男女共同参画の視点に立った行政刊行物等の表現ガイドライン」を職員へ周知する。	人権男女共同参画課
43208	男女共同参画推進リーダーの配置・活用	市役所内の男女共同参画を推進するため、男女共同参画推進リーダーを配置、活用する。リーダーの役割に性的マイノリティへの理解に関する取組を加える等役割を充実させる。	人権男女共同参画課

数値目標

下記の数値目標（前期）を掲げて取り組みます。

番号	重点 施策	指 標	担当課	現状数値 (H27.3.31現在)	目標数値(前期) (H33.3.31時点)
1		「男は仕事、女は家庭」という考え方に反対する市民の割合	人権男女共同参画課	50.1 %	60 %
2	★	男女共同参画センター主催講座の参加者数(年間)	人権男女共同参画課	1,532 人	2,000 人
3	★	事業所に対する出前講座の実施回数(年間)	人権男女共同参画課	2 回	5 回
4		男女共同参画センターを知っている市民の割合	人権男女共同参画課	34.9 %	50 %
5		男女共同参画プランを知っている市民の割合	人権男女共同参画課	38.5 %	75 %
6		男女共同参画センターにおける女性のための相談件数(年間)	人権男女共同参画課	967 件	1,050 件
7		教師に対する研修会における 男女共同参画に関する研修の開催回数(年間)	教育研究課	2 回	2 回
8		保育士に対する男女共同参画に関する研修の開催回数(年間)	保育企画課	2 回	2 回
9		デートDV予防教室(中学、高校)の開催回数(年間)	人権男女共同参画課	2 回	6 回
10		外国人のための相談件数(年間)	文化政策課	46 件	60 件
11	★	DV相談室における相談件数(年間)	所管課非公開	317 件	増加
12		メールマガジンの購読登録数	人権男女共同参画課	723 人	800 人
13		マンモグラフィ(乳がん検診)の受診率	健康推進課	19.1 %	50 %
14	★	性的マイノリティに関する市民啓発事業の開催回数(年間)	人権男女共同参画課	2 回	4 回
15	★	ワーク・ライフ・バランスに関する講座の開催回数(年間)	人権男女共同参画課	0 回	1 回
16		家族経営協定締結戸数	農政課	2 戸	5 戸
17	★	男女共同参画センターにおける 男性対象講座の参加者数と定員充足率(年間)	人権男女共同参画課	11 人 12.2 %	90 人 100 %
18		家事において男女の不平等を感じない市民の割合	人権男女共同参画課	8.6 %	40 %
19		育児において男女の不平等を感じない市民の割合	人権男女共同参画課	8.3 %	40 %
20		介護において男女の不平等を感じない市民の割合	人権男女共同参画課	21.0 %	40 %
21		自治会長に占める女性の割合	市民協働推進課	15.9 %	増加
22		審議会等委員(法律・附属機関設置条例・その他の条例等に基づくもの)に占める女性の割合	審議会等所管課	35.6 %	40以上60以下 %
23		女性委員のいない審議会等(法律・附属機関設置条例・その他の条例等に基づくもの)の数	審議会等所管課	2	0
24		審議会等(法律・附属機関設置条例・その他の条例等に基づくもの)の会長(同相当職)に占める女性の割合	人権男女共同参画課	15.6 %	30 %
25	★	市役所の管理職に占める女性の割合	人材育成課 職員課	22.0 %	30 %
26	★	地域における男女共同参画推進リーダーの人数	人権男女共同参画課	0 人	10 人
27		男女共同参画センターの利用グループ数	人権男女共同参画課	68 団体	90 団体
28		男女共同参画センターにおける一時保育付き講座の開催回数(年間)	人権男女共同参画課	全て	全て
29		男女共同参画センターの利用者数(年間)	人権男女共同参画課	54,346 人	増加
30	★	男女共同参画センター利用者総数に占める男性の割合	人権男女共同参画課	21.0 %	25 %
31		男女共同参画センター情報コーナーの図書の貸出率	人権男女共同参画課	48.4 %	60 %
32		男女共同参画センター情報コーナーの利用登録者数	人権男女共同参画課	1,609 人	1,800 人
33		男女共同参画に関する研修の開催回数(年間)	人材育成課 人権男女共同参画課	5 回	5 回
34	★	性的マイノリティに関する職員研修の開催回数(年間)	人権男女共同参画課	2 回	6 回
35		市役所の新規採用者に占める女性の割合	人材育成課	44.9 %	増加
36	★	特定事業主行動計画に掲げる数値目標 (男性の育児休暇取得率)	人材育成課 消防本部総務課 選挙管理委員会事務局 監査・公平委員会事務局 議会事務局 職員課 上下水道局総務課 市立病院経営統括部	2.9 %	10 %

資料編

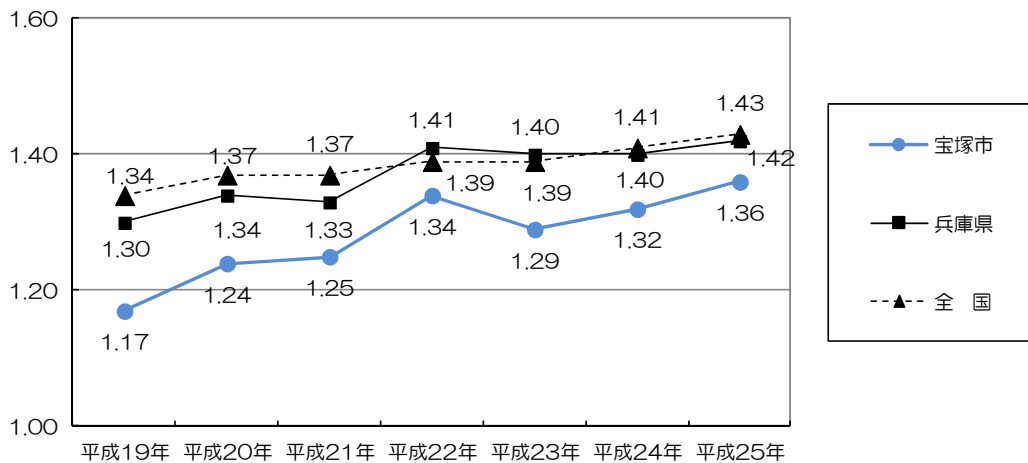
I 男女共同参画に関わる現状

1 男女共同参画を取り巻く社会状況

(1) 少子高齢化の進展

合計特殊出生率は、全国、県、市ともに上昇傾向にあり、本市において平成25年は1.36となっており、全国よりも0.07、県よりも0.06低くなっています。

合計特殊出生率の推移

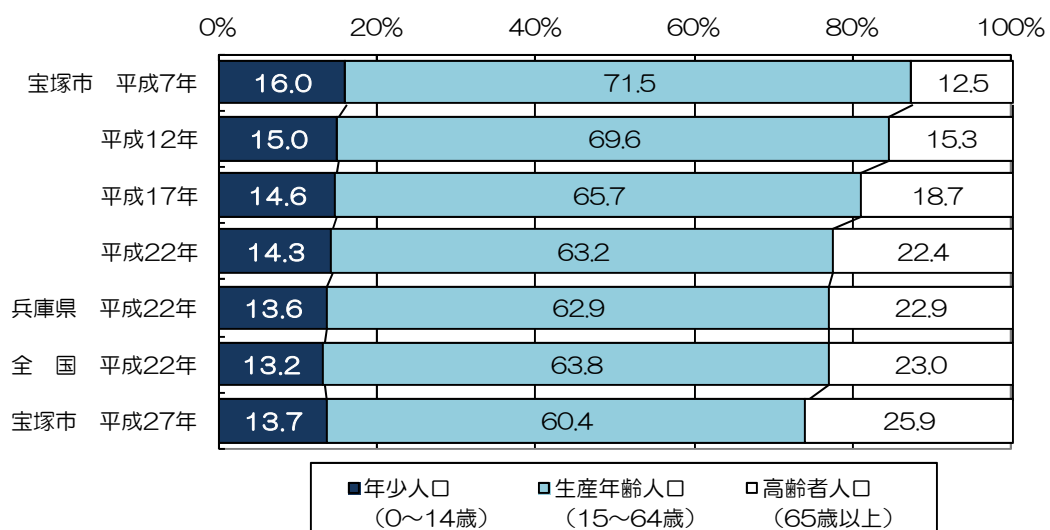


資料：宝塚市

兵庫県・全国は人口動態統計

人口構成を年齢3区分別にみると、高齢者人口（65歳以上）の割合が次第に上昇し、年少人口（0～14歳）及び生産年齢人口（15～64歳）は減少しつつあります。

年齢3区分別人口構成の推移

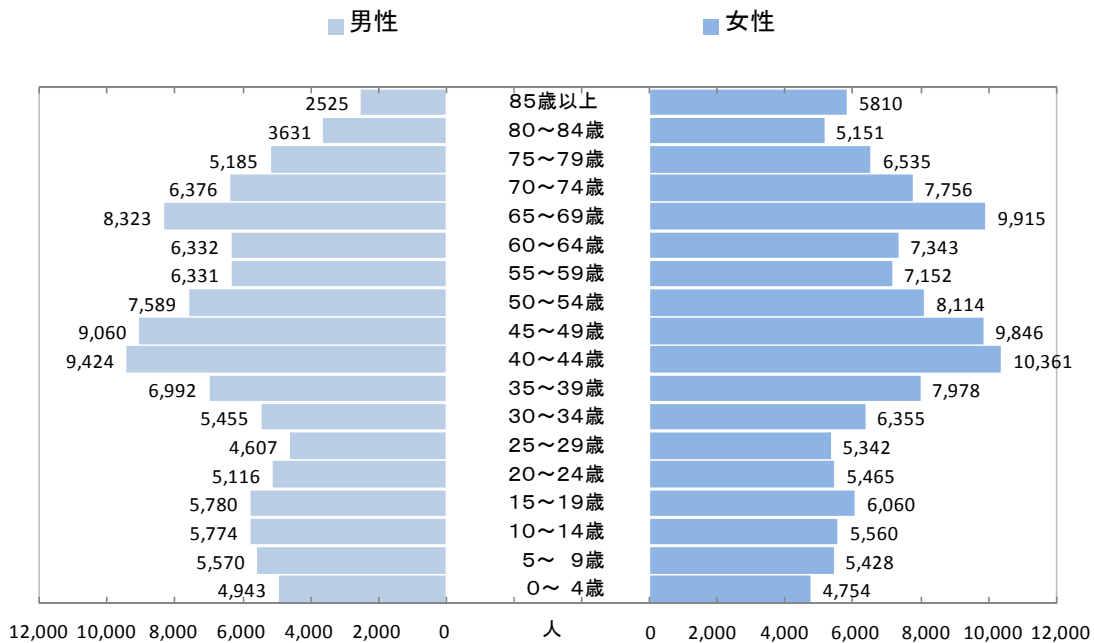


資料：平成7年～平成22年は国勢調査（各年10月1日）

平成27年は住民基本台帳（9月末）

本市の平成28年2月末の総人口は233,938人、女性124,925人、男性109,013人となっています。年齢5歳階級別にみると、年少人口層が少なく、中高年層が多い、ひょうたんに近い型となっています。60歳以上になると、次第に女性の人口が男性に比して多くなります。

性別年齢階級別（5歳）人口構成（宝塚市）

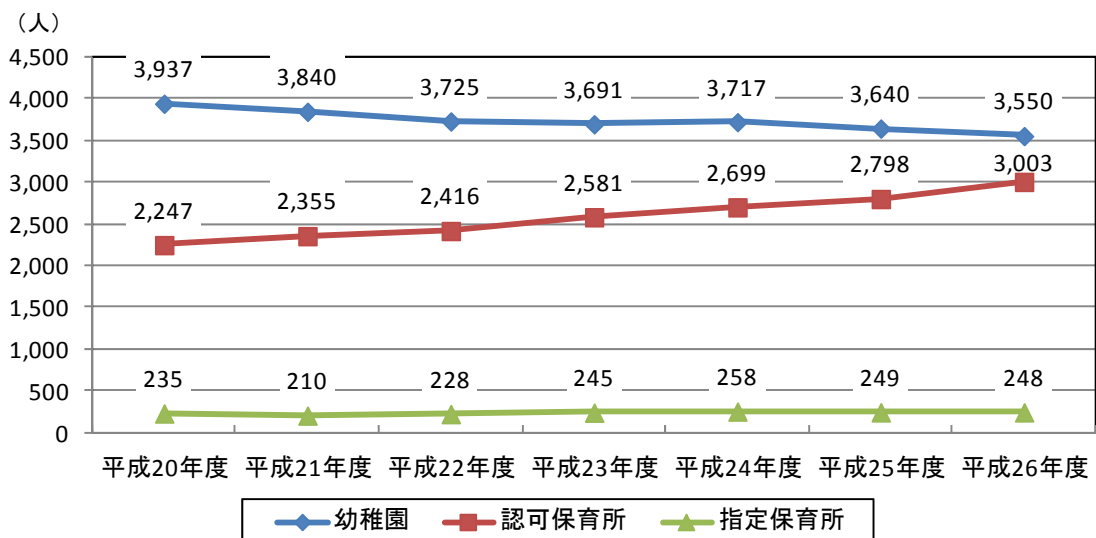


資料：宝塚市住民基本台帳（平成28年2月末）

（2）子どもと女性の人権に関わる現状

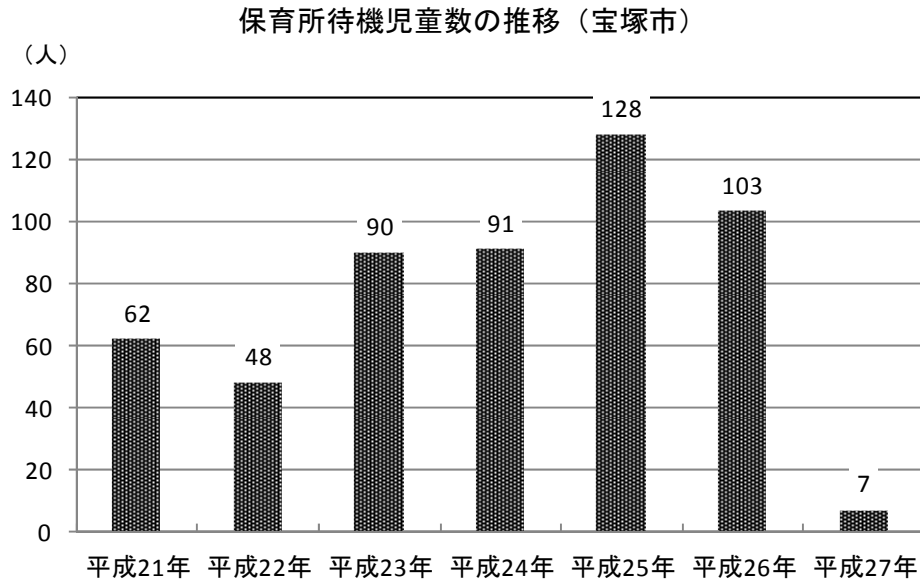
幼稚園園児数・保育所入所児童数の推移をみると、幼稚園児数は次第に減少し、認可保育所における児童数は増加しつつあります。

幼稚園園児数・保育所入所児童数の推移（宝塚市）



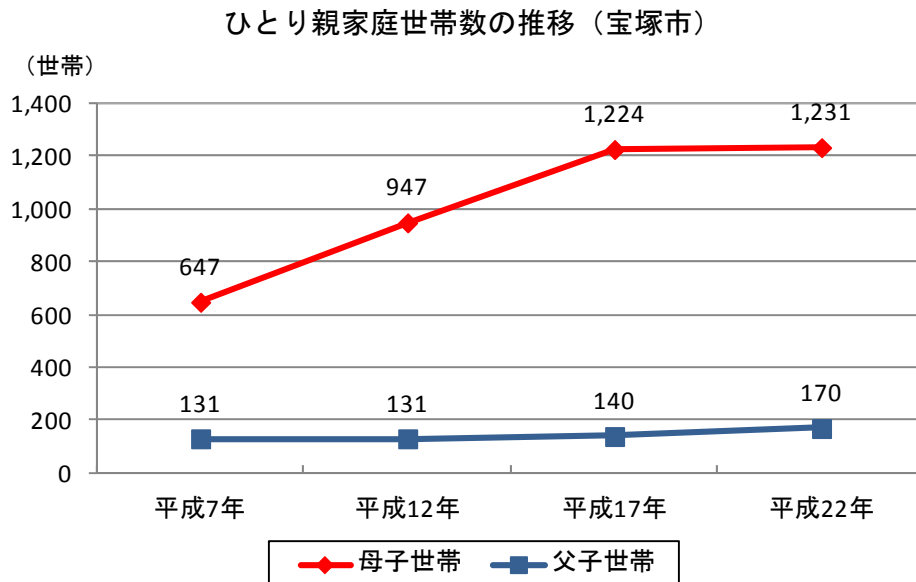
資料：保育事業課、学事課（各年5月1日現在）

保育所待機児童数の推移をみると、平成25年をピークに減少傾向にあり、平成27年では7人となっています。



資料：保育事業課（各年4月1日現在）

国勢調査により、ひとり親家庭世帯数の推移をみると、母子世帯数は平成17年以降、横ばいで、父子世帯数は増加傾向にあります。

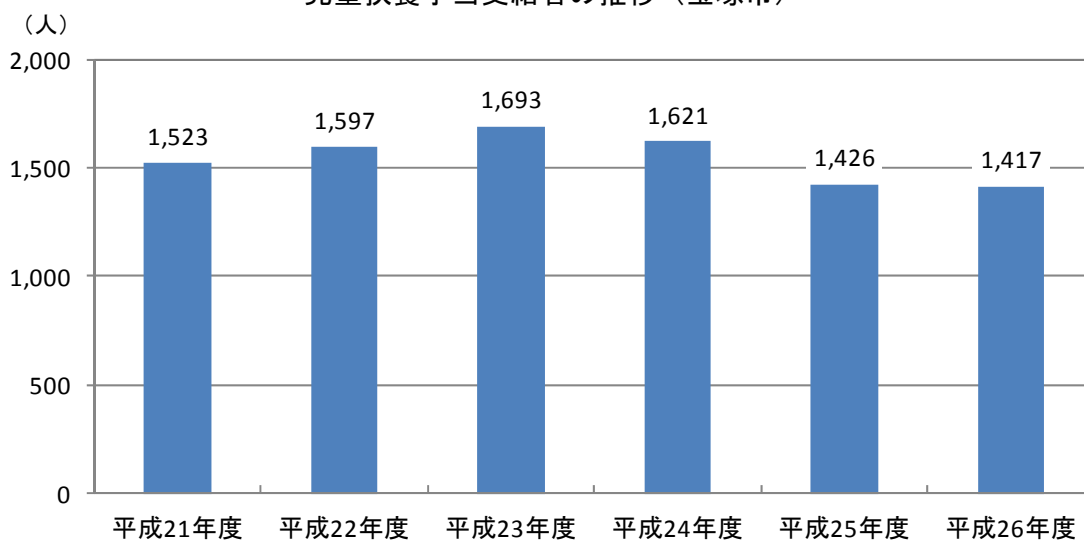


資料：国勢調査（各年10月1日）

注：母子世帯・父子世帯とは、核家族のうち未婚、死別又は離別の女親もしくは男親と、その未婚の20歳未満の子供のみから成る一般世帯をいう。

児童扶養手当受給者の推移をみると、平成 23 年度をピークに減少傾向にあり、平成 26 年度では 1,417 人となっています。

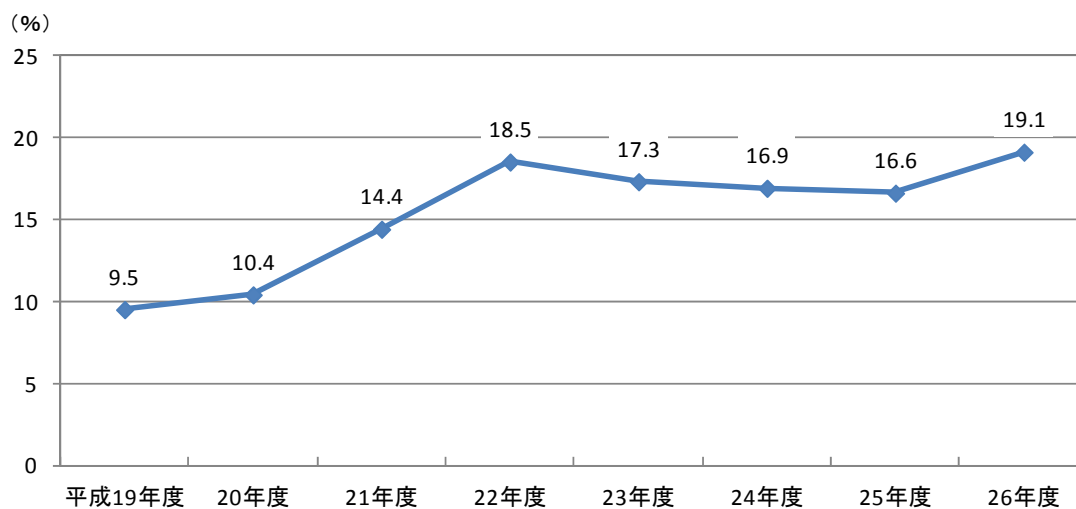
児童扶養手当受給者の推移（宝塚市）



資料：子育て支援課

マンモグラフィ受診率の推移をみると、平成 22 年度以降減少傾向にありましたが、平成 26 年度は過去最高の 19.1%となっています。

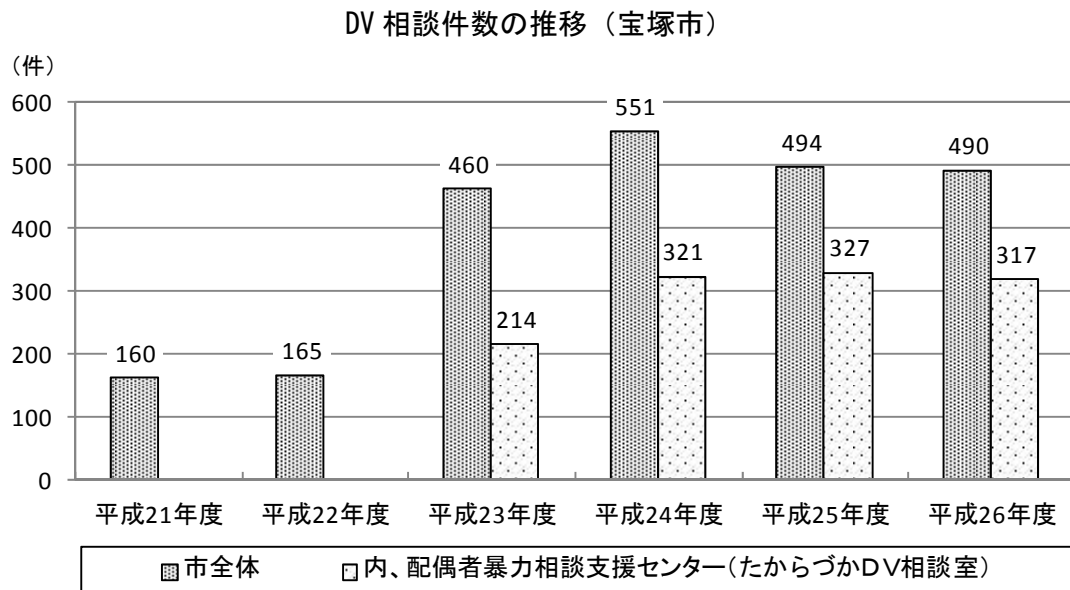
マンモグラフィ受診率の推移（宝塚市）



資料：健康推進課

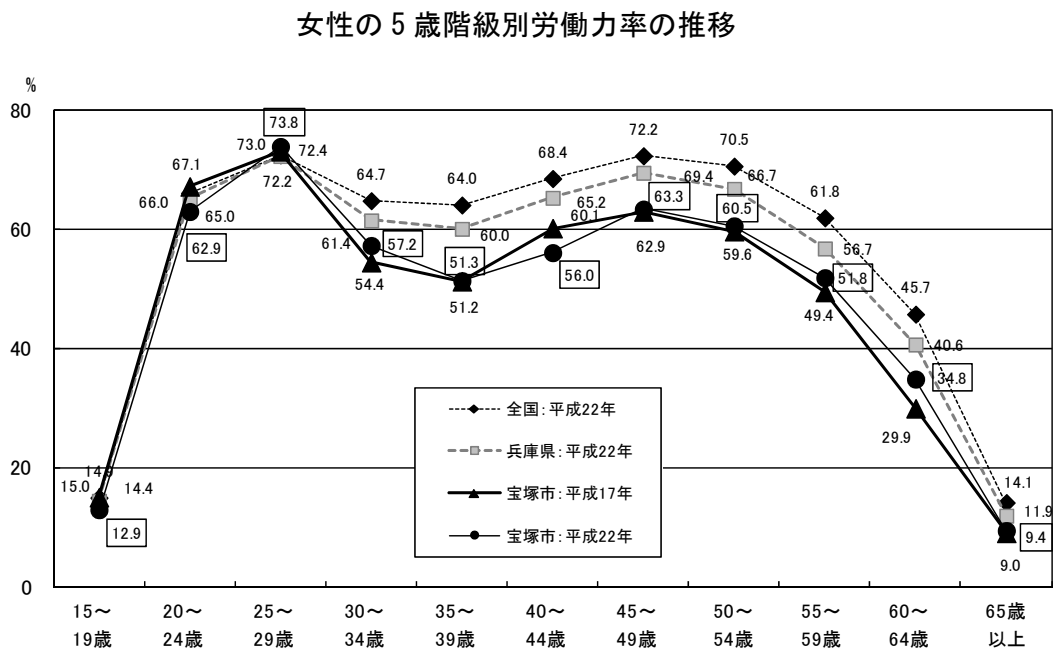
注：平成 21 年度から計算方法を見直し。平成 23 年度から対象者数の考え方を見直し。

DV相談件数の推移をみると、平成24年度をピークに、平成25年度、26年度は490件程度で推移しています。



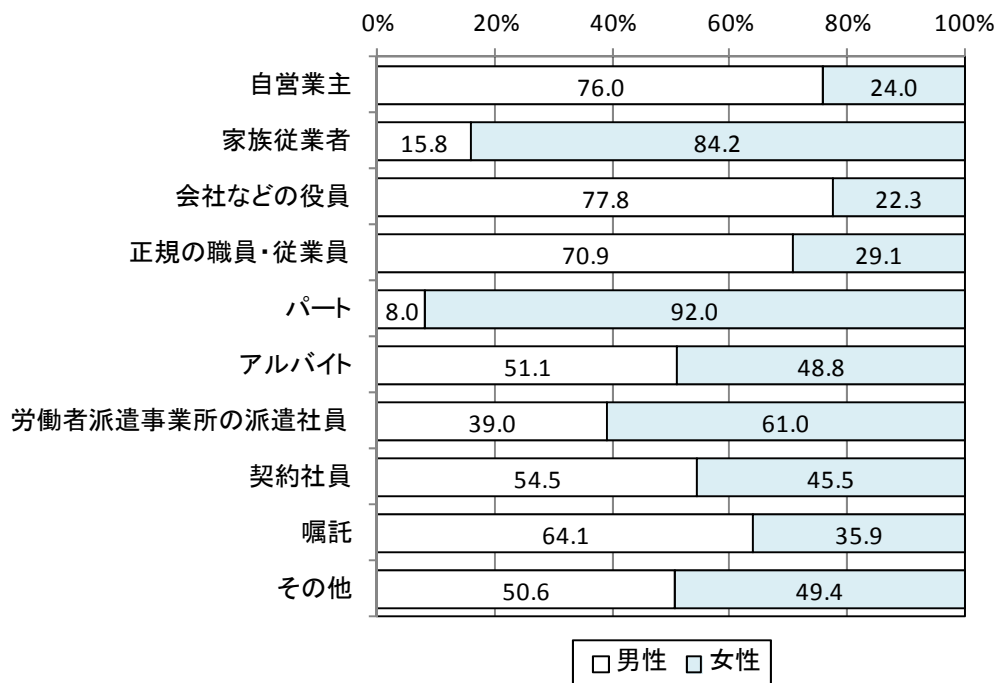
(3) 女性を取り巻く労働環境

女性の5歳階級別労働力率の推移をみると、本市では、30～34歳、50歳以上64歳以下の層で上昇が見られますが、35～39歳ではほぼ同じ、40～44歳では低下しており、M字型カーブの解消は進んでいるとは言えない状況です。



男女別に従業上の地位、雇用形態をみると、家族従業者及びパートに占める女性の割合が高く、それぞれ84.2%、92.0%となっています。正規の職員・従業員に占める女性の割合は、29.1%となっています。

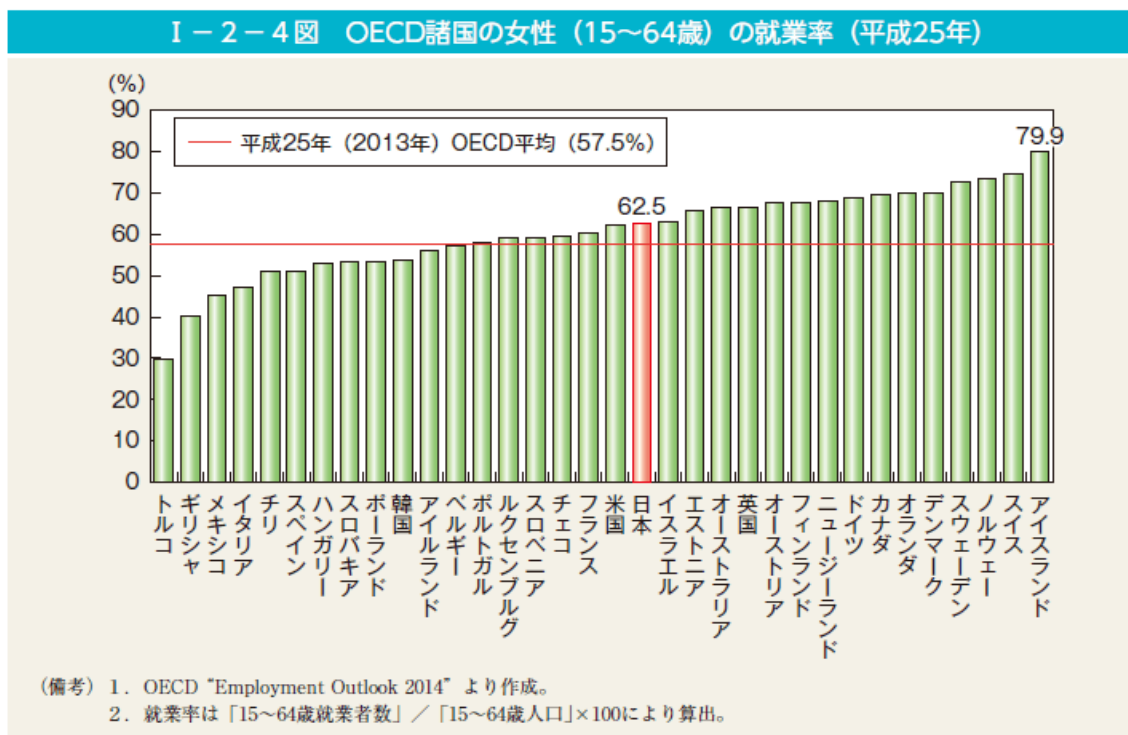
男女別従業上の地位、雇用形態（兵庫県市部）



資料：就業構造基本調査（平成24年10月）

OECD諸国における平成25年の女性の就業率をみると、日本は62.5%で、中位にあります。

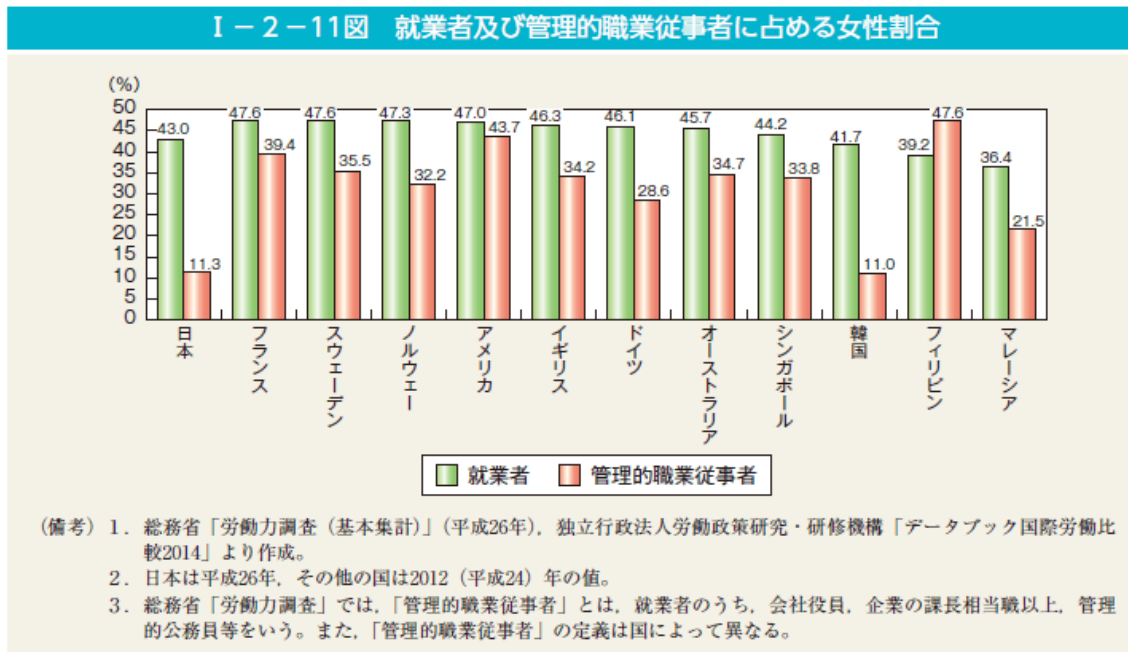
OECD 諸国の女性（15～64歳）の就業率の国際比較



資料：平成27年版 男女共同参画白書

平成 26 年の就業者及び管理的職業従事者に占める女性の割合をみると、日本はそれぞれ 43.0%、11.3%となっています。

就業者及び管理的職業従事者に占める女性の割合



資料：平成 27 年版 男女共同参画白書

（1）調査の概要

1. 調査の目的

宝塚市では平成 18 年（2006 年）に男女共同参画プランを策定し、施策を推進してきた。本調査は、その後の社会情勢の変化に鑑み、市民の男女共同参画についての市民意識を把握して、第 2 次男女共同参画プランを適正に策定するための基礎資料とすることを目的として実施した。

2. 調査項目

- （1）男女平等の意識について
- （2）男女共同参画社会実現に必要な宝塚市の施策について
- （3）宝塚市立男女共同参画センターについて
- （4）男女共同参画社会に関する法制度・計画・用語の認知について
- （5）子どもの教育について
- （6）性別役割分業について
- （7）「仕事」「家庭や地域活動」「個人生活」の関わり方について
- （8）セクシュアル・ハラスメントについて
- （9）ドメスティック・バイオレンスについて
- （10）リプロダクティブ・ヘルス/ライツについて

3. 調査設計

- （1）調査地域：宝塚市全域
- （2）調査対象：宝塚市内に居住している満 16 歳以上の男女 3,000 人
- （3）抽出方法：住民基本台帳から、市内の性別・年齢別構成を考慮し、3,000 人を層化抽出した。
- （4）調査方法：郵送配付、郵送回収
- （5）調査期間：平成 26 年（2014 年）9 月 26 日（金）から 10 月 14 日（火）まで

4. 回収率

調査票の回収状況は以下のとおりである。

割当標本数	不到達標本数	到達標本数	回収数 (有効回答数)	割当標本数に対する有効回答率	到達標本数に対する有効回答率
(a)	(b)	(c) = (a) - (b)	(d)	(e) = (d) / (a)	(f) = (d) / (c)
3,000	7	2,993	891	29.7	29.8

※不到達：転居先不明等で市に返送されたもの

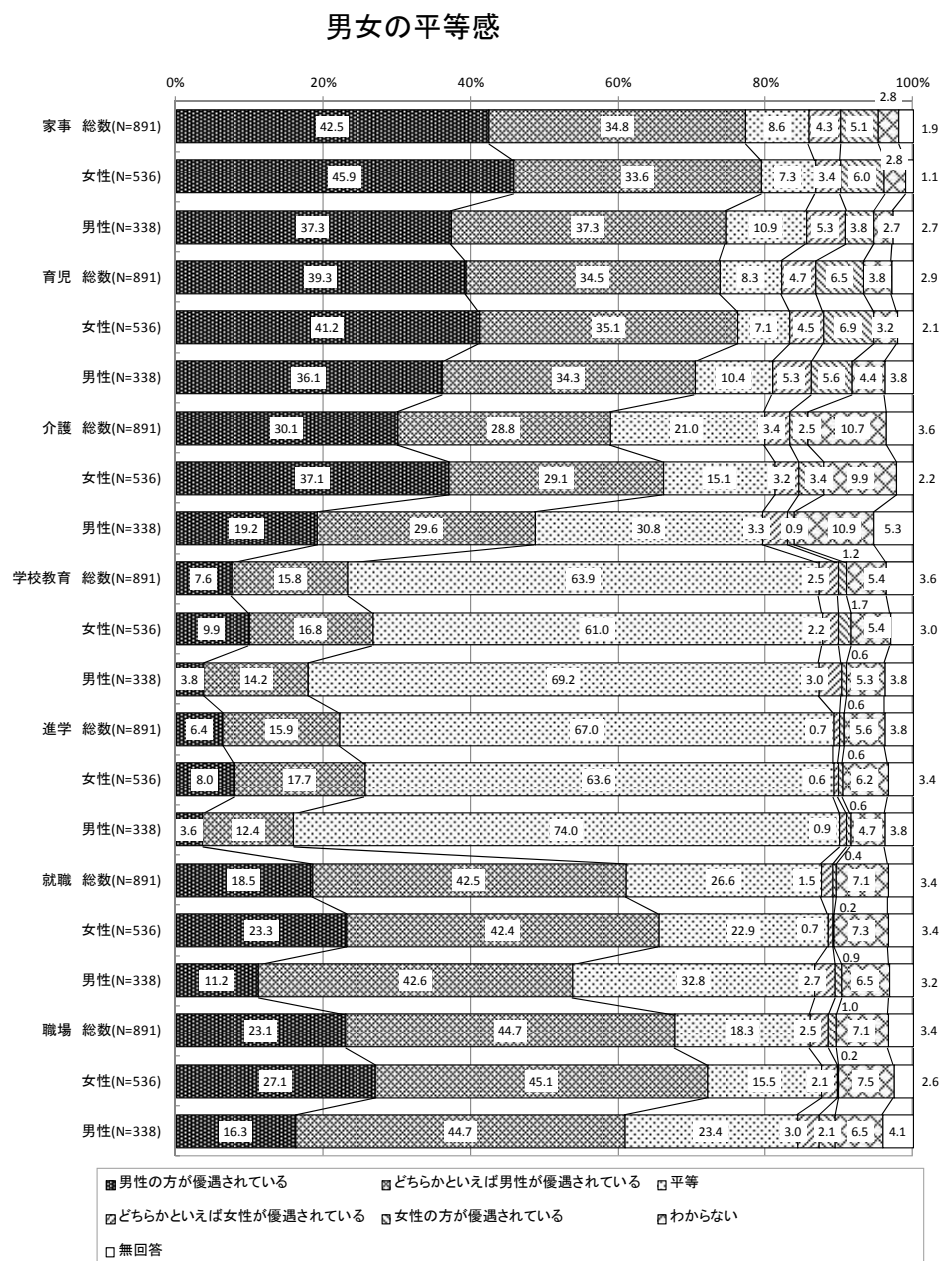
(1) 男女平等の意識について

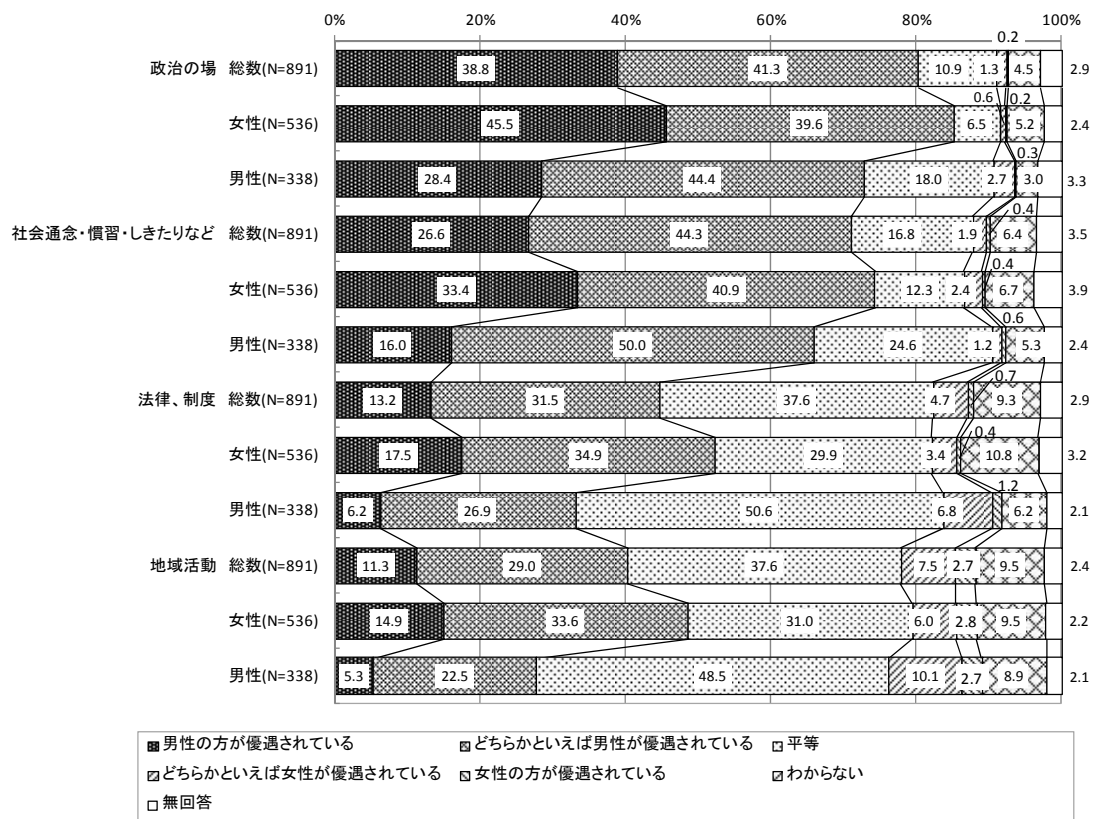
1) 男女の平等感

男女の平等感について11分野についてきいたところ、「平等」と感じている割合を総数でみたときの順位は、「進学」(67.0%)、「学校教育」(63.9%)、「法律、制度」(37.6%)、「地域活動」(37.6%)、「就職」(26.6%)、「介護」(21.0%)、「職場」(18.3%)、「社会通念・慣習・しきたりなど」(16.8%)、「政治の場」(10.9%)、「家事」(8.6%)、「育児」(8.3%)である。

性別でみると、最も高い「進学」では、女性が63.6%、男性が74.0%、「学校教育」では、女性が61.0%、男性が69.2%などとなっている。最も低い「育児」では、女性が7.1%、男性が10.4%、次いで「家事」では、女性が7.3%、男性が10.9%などとなっている。

すべての分野において、「平等」と感じている割合は女性の方が男性よりも低く、かつ男女ともに男性の方が優遇されていると感じている。

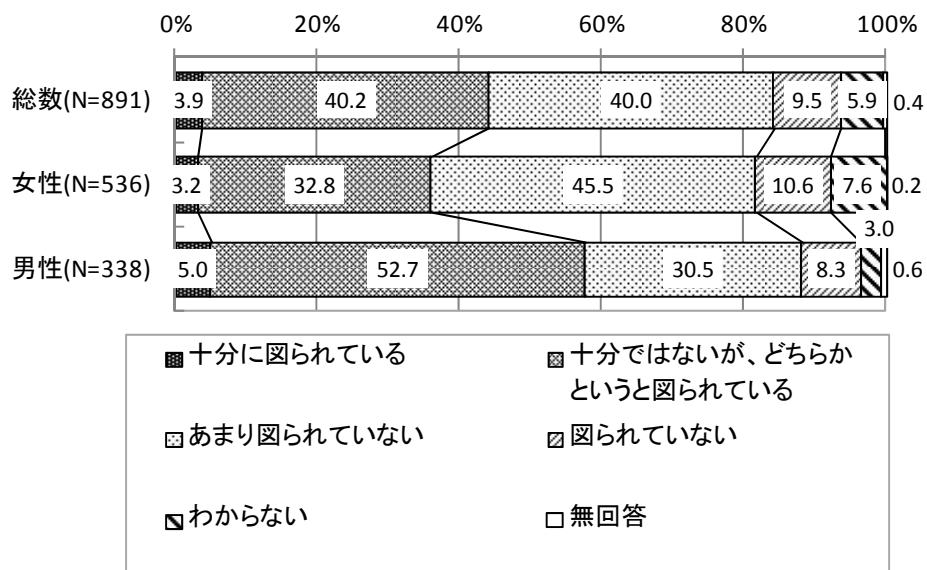




2) 社会における男女の機会均等について

性別で見ると、「十分に図られている」と「どちらかという図られている」を合計した数字は女性で36.0%、男性で57.7%となり、男性が21.7ポイント上回った。逆に、「あまり図られていない」「図られていない」を合計すると女性が56.1%、男性が38.8%となり、女性が17.3ポイント上回った。

社会における男女の機会均等について



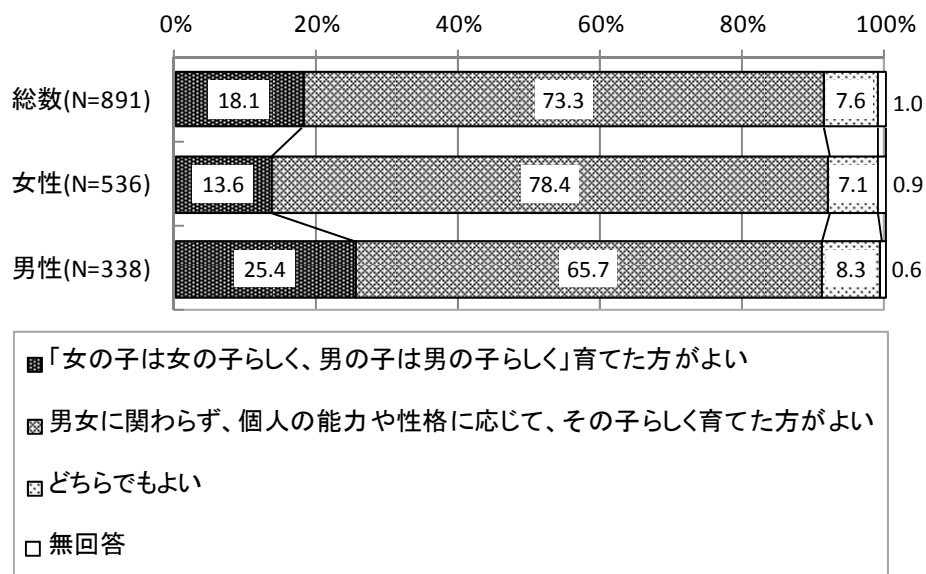
(2) 男女の役割分担について

1) 子どもの育て方に関する考え

子どもの育て方に対する考えについて、性別で見ると、「女の子は女の子らしく、男の子は男の子らしく」育てた方がよい」と答えた人は女性で 13.6%、男性で 25.4%となり、男性が 11.8 ポイント上回った。「男女に関わらず、個人の能力や性格に応じて、その子らしく育てた方がよい」と答えた人は女性で 78.4%、男性で 65.7%となっており、女性が 12.7 ポイント上回った。

前回とは選択肢が異なることから、単純な比較はできないものの、「女の子は女の子らしく、男の子は男の子らしく」育てた方がよい」と答えた人は女性で 25.4 ポイント、男性で 32.3 ポイントの減少となり、前は男性の半数以上がこれを選択していたことからすると、男性の変化が著しいことが指摘できる。またこの項目は前々回から一貫して選択する人が減り続けている。また「どちらでもよい」も男女とも減少しており、女性で 16.6 ポイント、男性で 7.8 ポイント少なくなった。

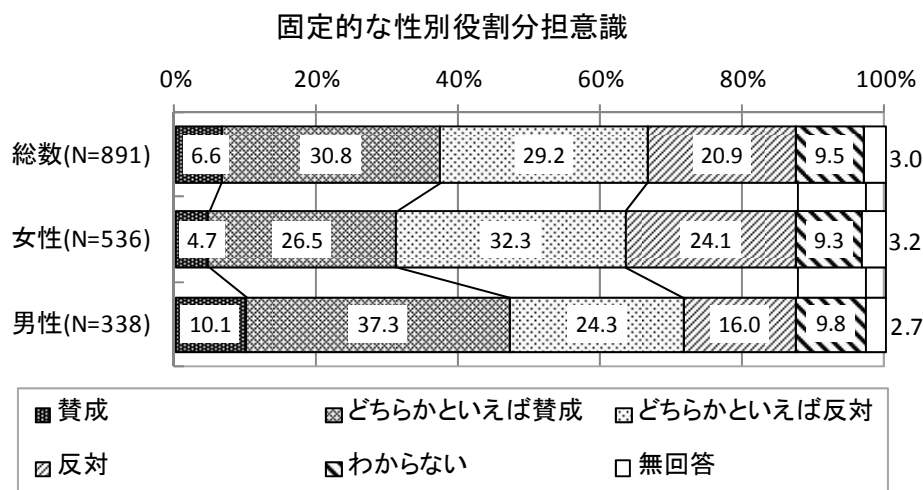
子どもの育て方に対する考え



2) 性別役割分担について

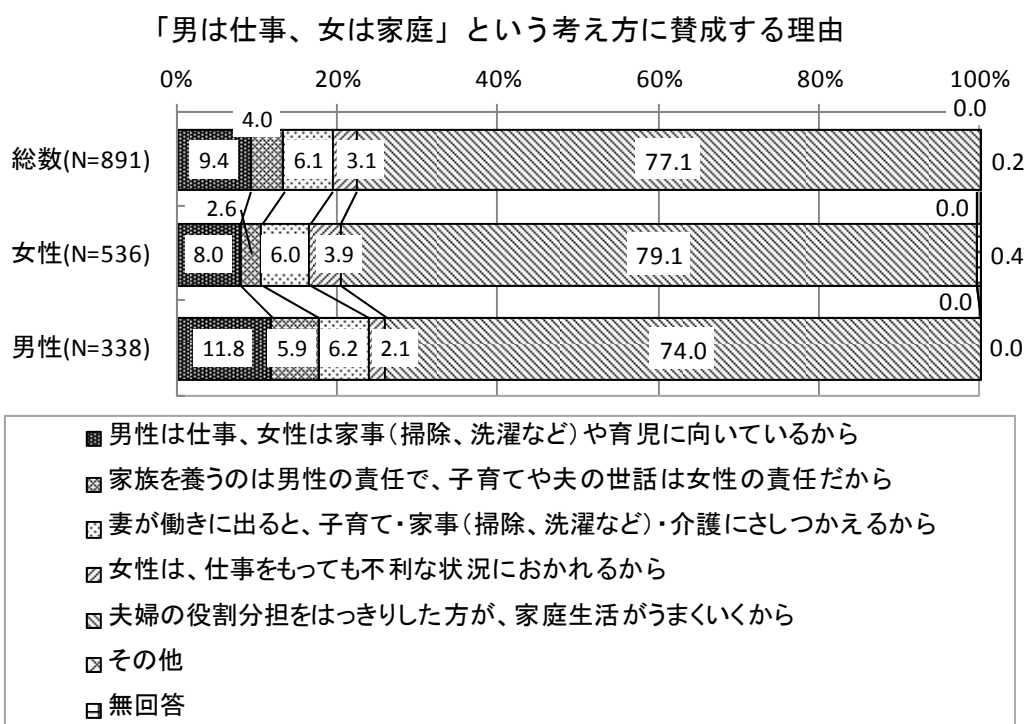
固定的な性別役割分担について、性別で見ると、「賛成」「どちらかといえば賛成」と答えた賛成派は女性で 31.2%、男性で 47.4%となっており、男性が女性を 16.2 ポイント上回った。

これを前回と比べると、いずれも賛成派が減少しており、女性で 6.5 ポイント、男性では 9.4 ポイント減った。



「男は仕事、女は家庭」という考え方に賛成する理由について、性別で見ると、「夫婦の役割分担をはっきりした方が、家庭生活がうまくいくから」と答えた人が女性で 79.1%、男性で 74.0%といずれも 7 割を超えた。ついで「男性は仕事、女性は家事や育児に向いているから」が女性で 8.0%、男性で 11.8%、「家族を養うのは男性の責任で、子育てや夫の世話は女性の責任だから」は女性で 2.6%、男性で 5.9%となっており、ジェンダー容認傾向が男性のほうが若干高いことは指摘できるが、男女間の大きな違いはみられない。

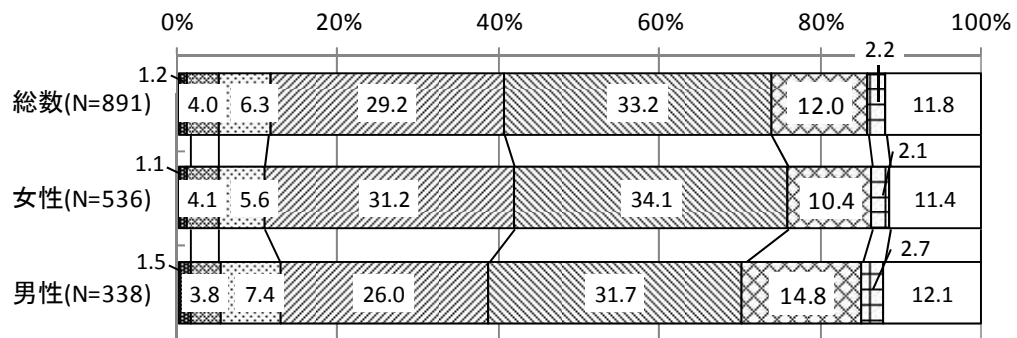
前回と比べてみると、「夫婦の役割分担をはっきりした方が、家庭生活がうまくいくから」が女性で 48.7 ポイント、男性で 41.9 ポイントと大幅に増加した以外はすべて減少している。



女性が職業をもつことについての考え方について、性別で見ると、男女とも「子どもができたら職業をやめ、子どもが大きくなったら再び職業をもつほうがよい」と答えた人がもっとも多く女性で34.1%、男性で31.7%、ついで多いのは「子どもができて、ずっと職業を続けるほうがよい」と答えた人で女性で31.2%、男性で26.0%となった。また「女性は職業をもたないほうがよい」は女性で1.1%、男性でも1.5%と男女とも非常に少なかった。

前回と比べてみると、「子どもができたら職業をやめ、子どもが大きくなったら再び職業をもつほうがよい」（前回は「子どもができたら職業を離れるが、子どもに手がかかなくなったら再び職業についたほうがよい」）が女性で14.1ポイント、男性で12.1ポイントと男女とも減少し、「子どもができて、ずっと職業を続けるほうがよい」（前回は「結婚して子どもができて、職業を持ち続けたほうがよい」）と答えた人が女性で7.4ポイント、男性で6.9ポイントと男女とも増加した。

女性が職業をもつことについての考え方



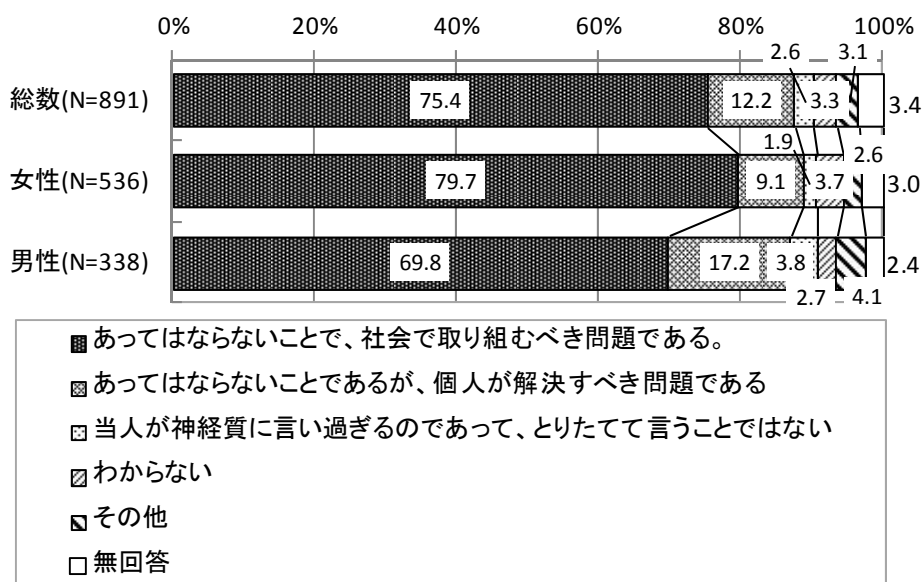
- 女性は無職業のほうがよい
- 結婚するまでは、職業をもつほうがよい
- 子どもができるまでは、職業をもつほうがよい
- 子どもができて、ずっと職業を続けるほうがよい
- 子どもができたら職業をやめ、子どもが大きくなったら再び職業をもつほうがよい
- その他
- わからない
- 無回答

(3) 性にまつわる暴力について

セクシュアル・ハラスメントについて、性別で見ると、「あつてはならないことで、社会で取り組むべき問題である」と答えた人が女性では79.7%、男性では69.8%と、ほぼ10ポイント女性の方が高かった。また「あつてはならないことであるが、個人が解決すべき問題である」と答えた人は女性で9.1%、男性で17.2%と、男性が8.1ポイント高かった。「当人が神経質に言い過ぎるのであつて、とりたてて言うことではない」と答えた人は女性で1.9%、男性で3.8%と、男女ともごくわずかである。

前回とくらべてみると、「あつてはならないことで、社会で取り組むべき問題である」と答えた人は男女とも増加し、女性で26.3ポイント、男性で21.7ポイント増加した。また「あつてはならないことであるが、個人が解決すべき問題である」と答えた人も男女とも増え、女性で4.3ポイント、男性で7.7ポイント増加した。ひとつ選択肢が減った分がこれらふたつに振り分けられたと考えられるが、「社会で解決すべき課題」としてセクシュアル・ハラスメントを理解する人が増えたことは確かであろう。

セクシュアル・ハラスメントについて

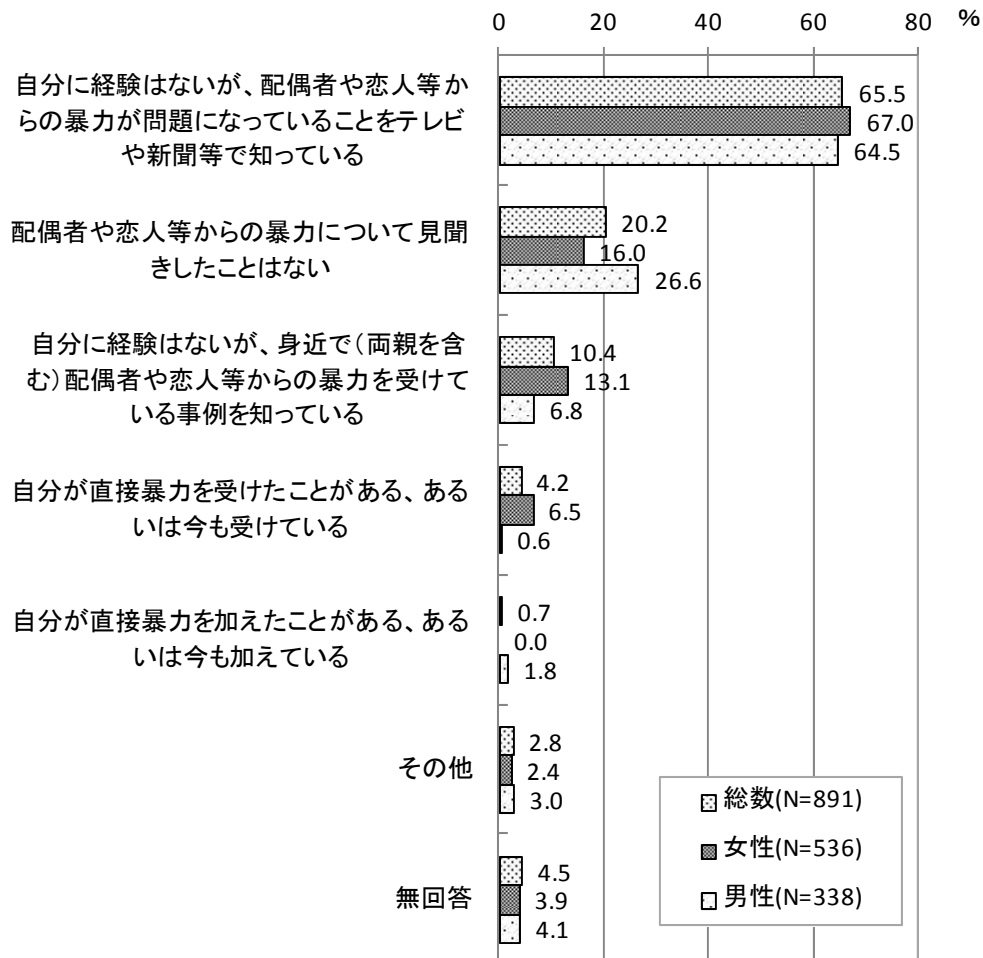


ドメスティック・バイオレンスについて、性別で見ると、「自分には経験はないが、配偶者や恋人等からの暴力が問題になっていることをテレビや新聞等で知っている」（テレビや新聞で知っている）は男女とも65%以上を占め、さほど差はないが、「自分に経験はないが、身近で配偶者や恋人等からの暴力を受けている事例を知っている」（身近で配偶者や恋人等からの暴力を受けている事例を知っている）は女性で13.1%、男性で6.8%と女性が6.3ポイント高く、また「自分が直接受けたことがある、あるいは今も受けている」も女性が6.5%、男性が0.6%と、女性が5.9ポイント上回った。また、「配偶者や恋人等からの暴力について見聞きしたことはない」は女性が16.0%、男性が26.6%と、男性が10.6ポイント高かった。

前回と比べると、「自分には経験はないが、配偶者や恋人等からの暴力が問題になっていることをテレビや新聞等で知っている」（テレビや新聞で知っている）に大きな違いはないが、「配偶者や恋人等からの暴力について見聞きしたことはない」が男女とも増加しており、

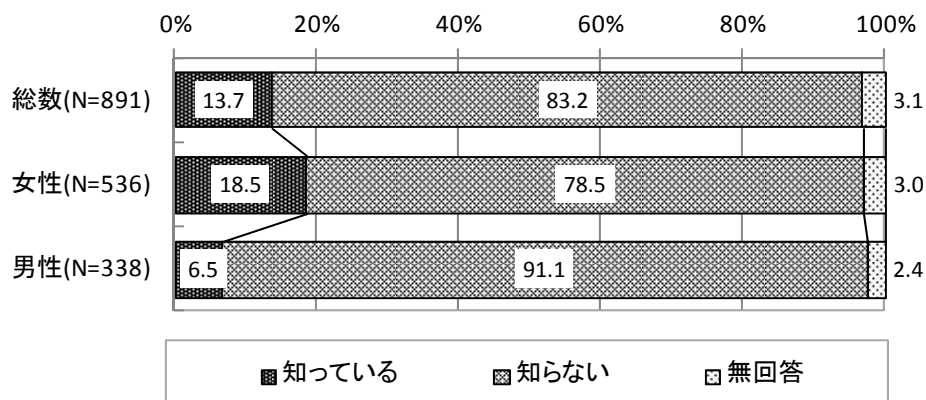
とりわけ男性が 12.8 ポイントも増えたことが目立っている。また、「自分が直接受けたことがある、あるいは今も受けている」と答えた人は、男性よりも女性が上回っている傾向に変化はない。

ドメスティック・バイオレンスについて



たからづかDV相談室について、性別で見ると、「知っている」と答えた人は女性で 18.5%、男性で 6.5%と女性が 12.0 ポイント多く、逆に「知らない」は男性が 91.1%、女性が 78.5%と、男性が 12.6 ポイント多かった。

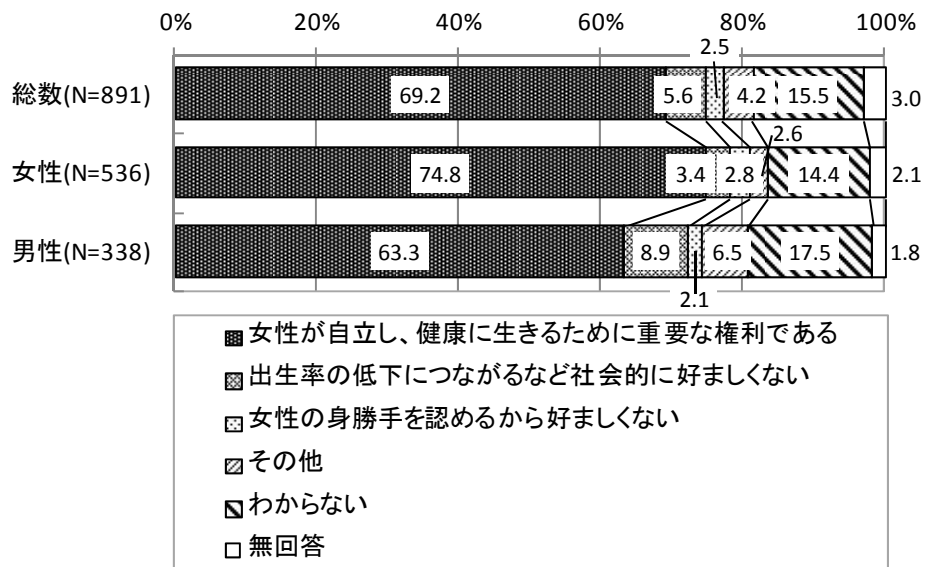
たからづかDV相談室について



(4) リプロダクティブ・ヘルス／ライツについて

リプロダクティブ・ヘルス／ライツについて、性別で見ると、「女性が自立し健康に生きるために重要な権利である」と答えた人は女性で 74.8%、男性で 63.3%と女性が 11.5 ポイント高く、「出生率の低下につながるなど社会的に好ましくない」は男性が 8.9%、女性が 3.4%と、男性が 5.5 ポイント高かった。また「わからない」も男性のほうが多く、男性 17.5%、女性 14.4%となった。「女性の身勝手を認めるから好ましくない」は女性で 2.8%、男性で 2.1%と、男女とも非常に少なかった。

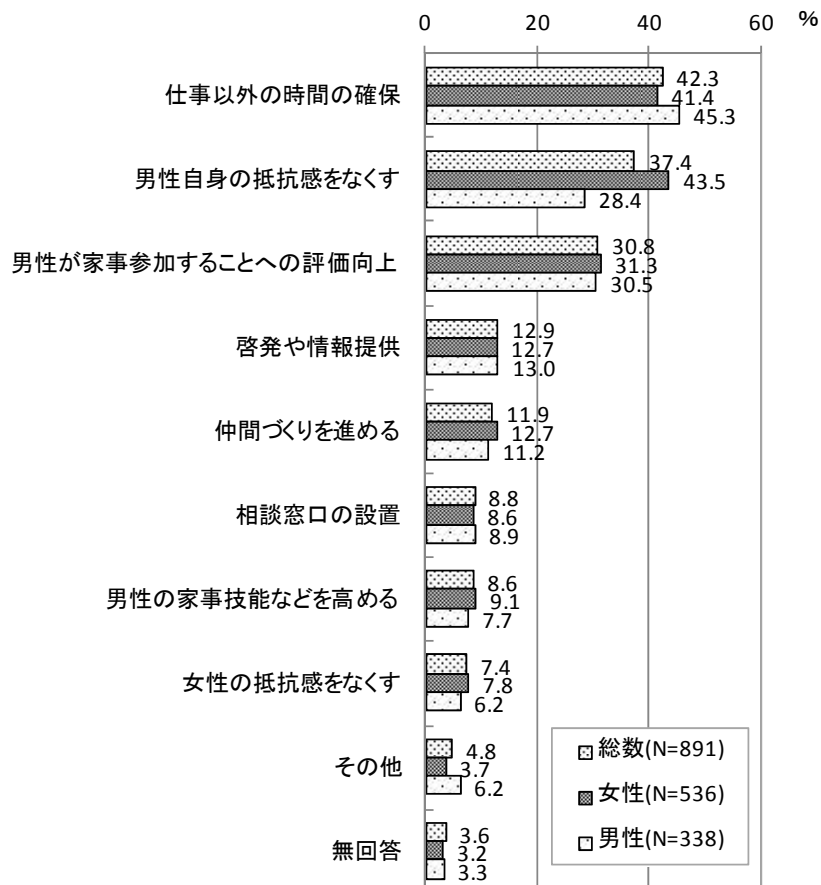
リプロダクティブ・ヘルス／ライツについて



(5) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）について

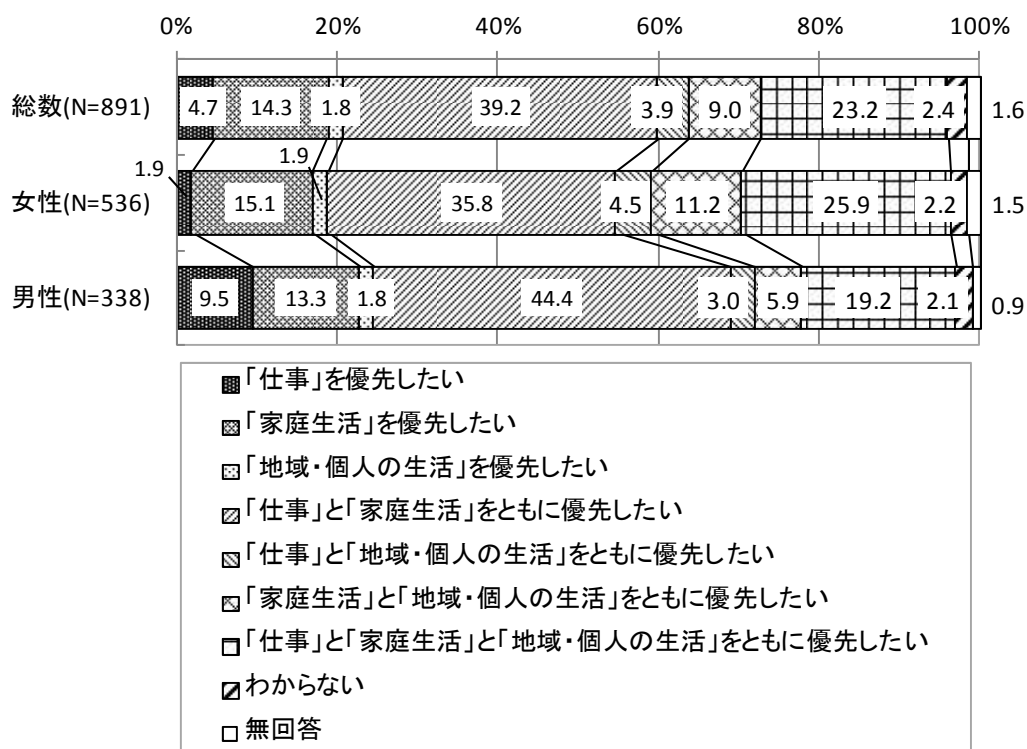
男性の家事・育児・地域活動参加について、性別で見ると、女性でもっとも多かったのが「男性の家事・地域活動などへの関与に対する男性自身の抵抗感をなくす」（男性自身の抵抗感をなくす）で 43.5%、男性でもっとも多かったのは「労働時間短縮や休暇制度の普及により、仕事以外の時間を多くもてるようにする」（仕事以外の時間の確保）で 45.3%であった。女性の2位は男性では1位だった「労働時間短縮や休暇制度の普及により、仕事以外の時間を多くもてるようにする」（仕事以外の時間の確保）で 41.4%と1位とさほど違いはないが、男性の2位は「社会の中で、男性の家事・地域活動などへの参加に対する評価を高める」（男性が家事参加することへの評価向上）で 30.5%と、1位との差が 14.8ポイント開いた。また女性の1位であった「男性の家事・地域活動などへの関与に対する男性自身の抵抗感をなくす」（男性自身の抵抗感をなくす）は男性では 28.4%で第3位に位置している。

男性の家事・育児・地域活動参加について



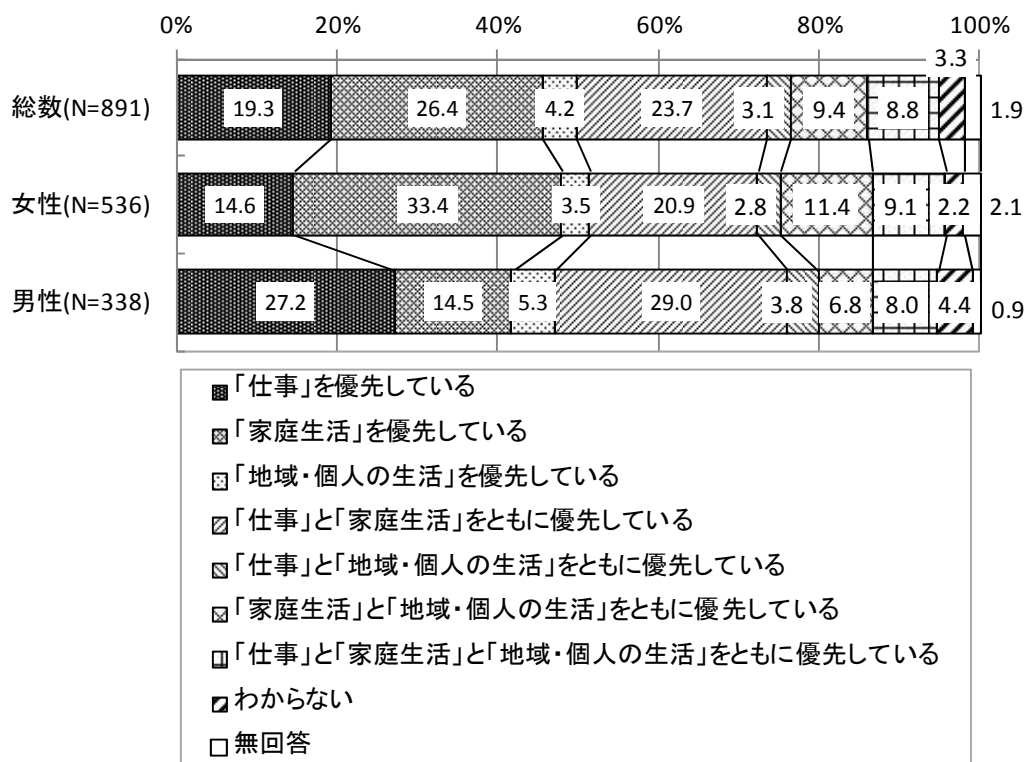
仕事、家庭生活、地域、個人の生活の優先度の希望について、性別で見ると、男女とも「仕事」と「家庭生活」がもっとも多く、女性で 35.8%、男性で 44.4%と男性が 8.6ポイント高かった。また、男女とも2位の「仕事」と「家庭生活」と「地域・個人の生活」は女性が 25.9%、男性が 19.2%と女性が 6.7ポイント高かった。また、「仕事」のみを優先させたい人は女性では 1.9%と非常に少なかったが、男性では 9.5%と1割前後を占めている。

仕事、家庭生活、地域、個人の生活の優先度について（希望）



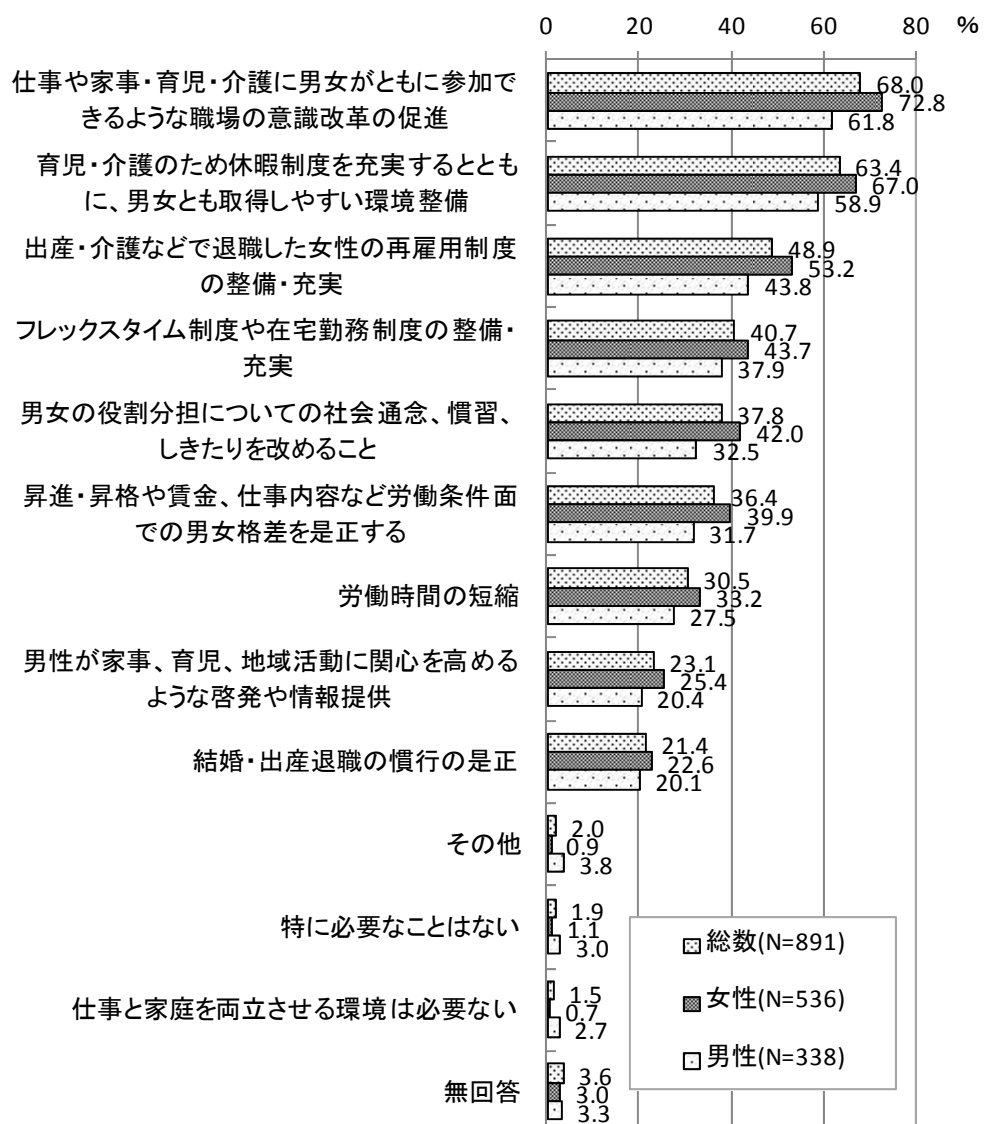
仕事、家庭生活、地域、個人の生活の優先度の現実について、性別でみると、女性でもっとも多いのが「家庭生活」優先で33.4%、ついで「仕事」と「家庭生活」優先で20.9%となっているが、男性では「仕事」と「家庭生活」優先が29.0%、「仕事」優先が27.2%と僅差で上位ふたつを占めており、女性では「家庭生活」との関連性を、そして男性では「仕事」との関連性を指摘することができる。

仕事、家庭生活、地域、個人の生活の優先度について（現実）



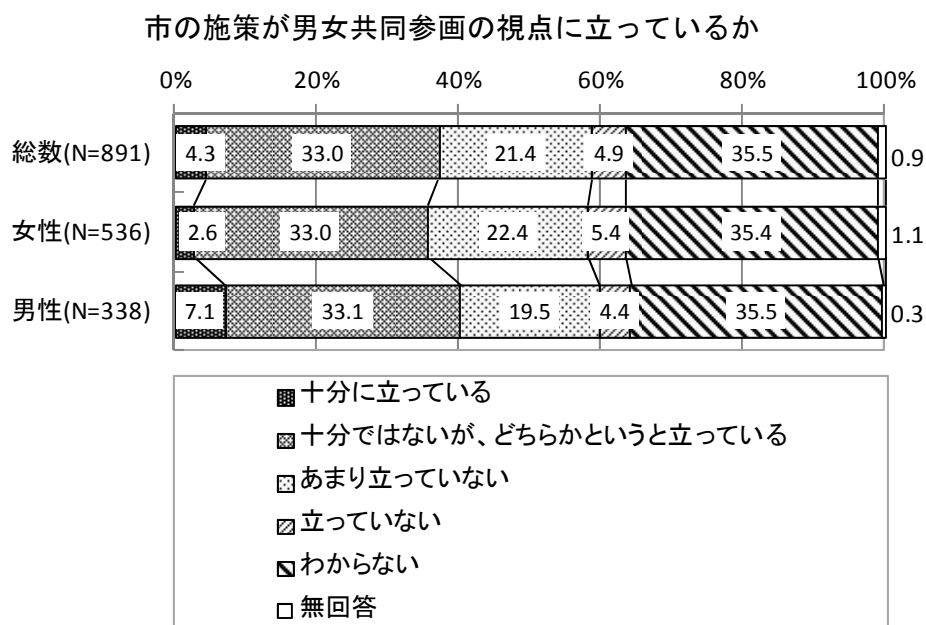
仕事と家庭を両立させる環境を作るために必要なことについて、性別でみると、「仕事や家事・育児・介護に男女がともに参加できるような職場の意識改革の促進」（職場の意識改革の促進）は女性が72.8%、男性が61.8%、「育児・介護のため休暇制度を充実するとともに、男女とも取得しやすい職場環境」（育児・介護休暇を取得しやすい職場環境）が女性で67.0%、男性で58.9%と、男女ともこれらは過半数の人が選択しており、女性のほうが選択した人は多いものの性別で大きな傾向の違いはみられない。また女性は「出産・介護などで退職した女性の再雇用制度の整備・充実」（女性の再雇用制度の整備・充実）も53.2%と半数以上の人が選択している。

仕事と家庭を両立させる環境を作るために必要なこと



(6) 男女共同参画社会実現に向けて

市の施策が男女共同参画の視点に立っているかについて、性別でみると、女性で「立っている」と感じている人は「十分に」「どちらかという」とを合わせた 35.6%であるが、男性では 40.2%となり、女性の評価の方が厳しいことがわかる。評価の厳しい女性においても「わからない」が 35%以上いることも注記しておきたい点である。



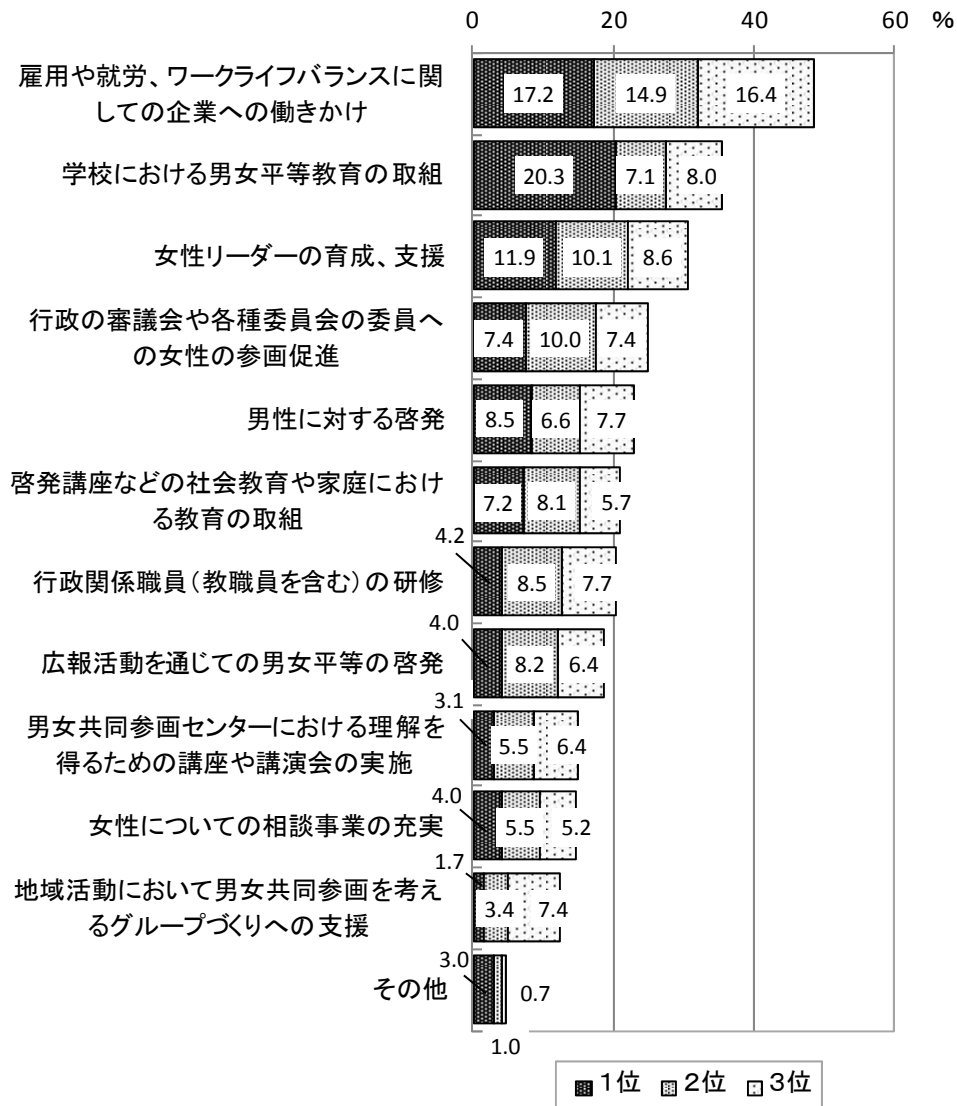
男女共同参画社会実現にむけて、宝塚市が講じなければならない施策を尋ねたところ、第1位に挙げられた項目のなかでもっとも回答者の多かったものは「学校における男女平等教育も取組」で 20.3%、次いで多かったのは「雇用や就労、ワークライフバランスに関する企業への働きかけ」で 17.2%、「女性リーダーの育成、支援」が 11.9%と続いた。

回答者の選んだ1位から3位までを合計してみると、「雇用や就労、ワークライフバランスに関する企業への働きかけ」が 48.5%ともっとも多く、以下「学校における男女平等教育も取組」が 35.4%、「女性リーダーの育成、支援」が 30.6%となった。

前回調査でも項目に若干の違いがあるが同様の質問が設定されているので比較してみた。「学校教育」を第1位として選択した人が前回の 15.2%から今回は 20.3%と 5.1ポイント増加し、また、「社会教育、家庭教育の取組」を第1位とした人は前回の 20.7%から今回の 7.2%と 13.5ポイント減少した。ただ、前回は、「学校教育における男女平等教育の取組」は単に「学校教育の取組」と表現され、また「社会教育、家庭教育」の前には「啓発講座など」という修飾句はつけられていない。それゆえ、今回回答者は「学校教育」のなかでもとりわけ男女平等教育に焦点をしばって選択した可能性があること、そして「社会教育、家庭教育」も限定的に捉えた可能性があり、単純に比較することには慎重であらねばならない。

また1位から3位までの合計で前回調査と比較すると、前回も今回と同じく、もっとも多かったのはワーク・ライフ・バランスなどの用語が入っていないが「雇用や就労などに関する企業への働きかけ」であった。次に多かった「社会教育、家庭教育の取組」が今回大幅に減少し、今回は「学校における男女平等教育の取組」、そして新項目の「女性リーダーの育成、支援」が続いた。

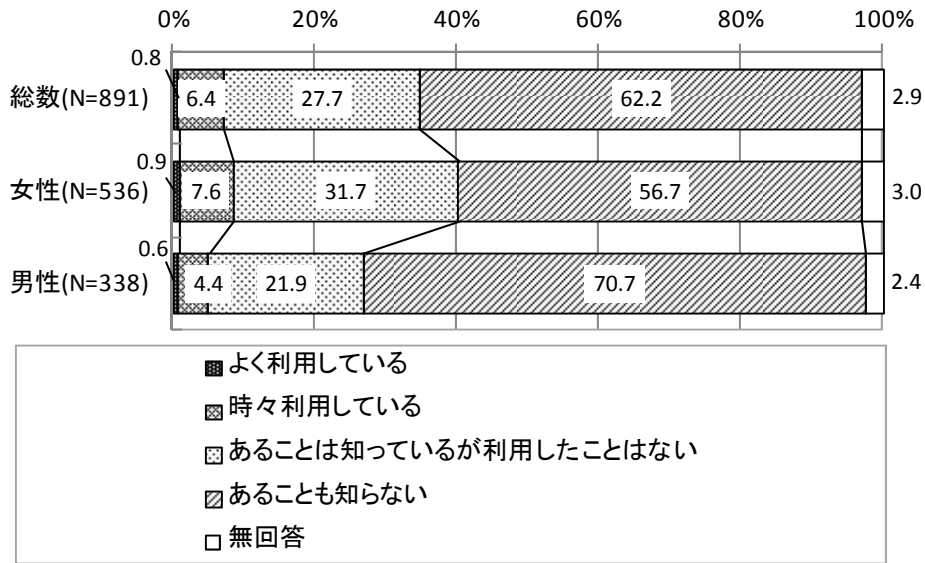
男女共同参画社会実現のために必要な宝塚市の施策



宝塚市立男女共同参画センターの利用について、性別で見ると、「よく利用している」「時々利用している」ともに女性が多く合計すると8.5%で、男性の合計5.0%を3.5ポイント上回った。また「あることは知っているが利用したことはない」も男性が21.9%、女性は31.7%と、女性が9.8ポイント上回った。いっぽう、「あることも知らない」人は女性が56.7%、男性70.7%と、男性のほうが14.0ポイント高かった。

前回と比較すると、「よく利用している」「時々利用している」が女性で1.9ポイント減少しているが、男性では2.2ポイント増加しており、男女ともほぼ変わらないものの男性の利用率が若干上がったことがわかる。また「あることも知らない」が女性で4.6ポイント、男性で1.9ポイント増えている。この数字は上にも書いたが前々回から前回、そして今回へと男女とも増え続けている点に注意が必要である。

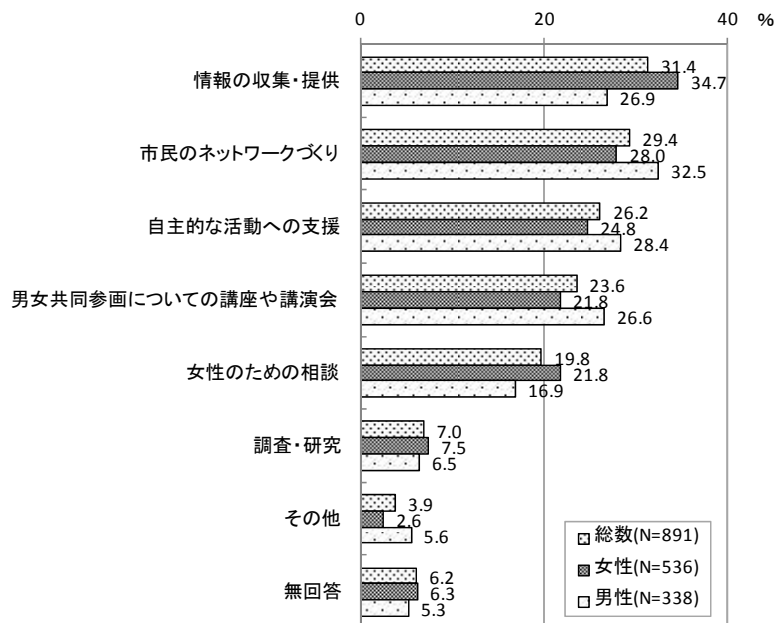
宝塚市立男女共同参画センターの利用について



宝塚市立男女共同参画センターの特に重要な業務について、性別で見ると、女性と男性で上位2つの業務が微妙にずれた。女性の第1位は「情報の収集・提供」で34.7%、第2位は「市民のネットワークづくり」で28.0%であったが、男性の第1位は「市民のネットワークづくり」で32.5%、第2位が「自主的な活動への支援」で28.4%であった。

前回と比較すると、「情報の収集・提供」を選択した男性が減少し、前回と表現が変わったからか（前回は「心とからだの相談」）、「女性のための相談」を選択した女性が増加した。

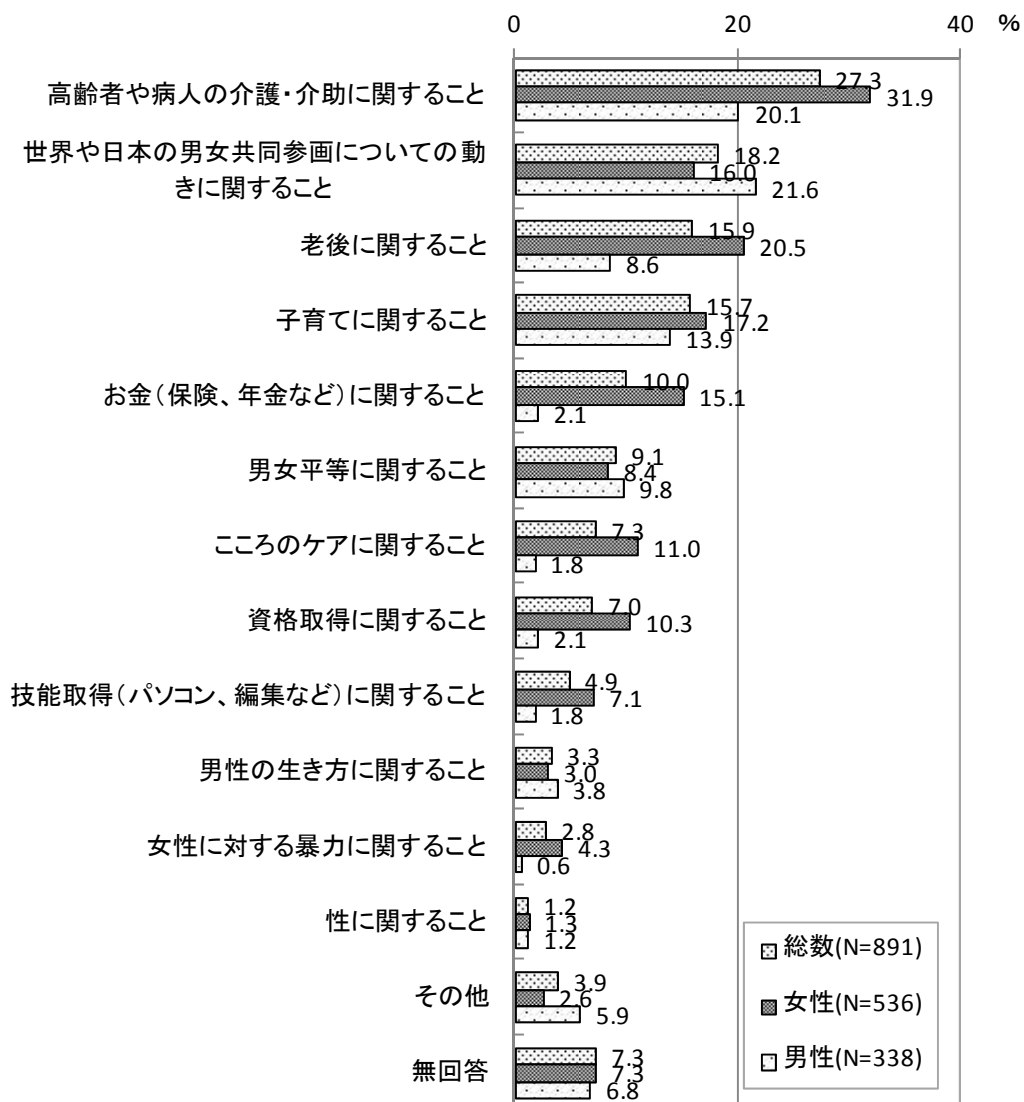
宝塚市立男女共同参画センターの特に重要な業務について



宝塚市立男女共同参画センターで参加したい講座について、性別でみると、女性の上位3つは「高齢者や病人の介護・介助に関すること」が31.9%、「老後に関すること」20.5%、「子育てに関すること」17.2%と続き、男性の上位3つは「世界や日本の男女共同参画について」が21.6%、「高齢者や病人の介護・介助に関すること」が20.1%、「子育てに関すること」が13.9%と続いた。

前回と比べると、男性で「お金に関すること」が26.3ポイント、「技能取得に関すること」が23.4ポイント、「資格取得に関すること」が19.5ポイントと大幅に減少している。また女性でも「技能取得に関すること」が23.9ポイント、「資格取得に関する事」が17.7ポイント減少している。

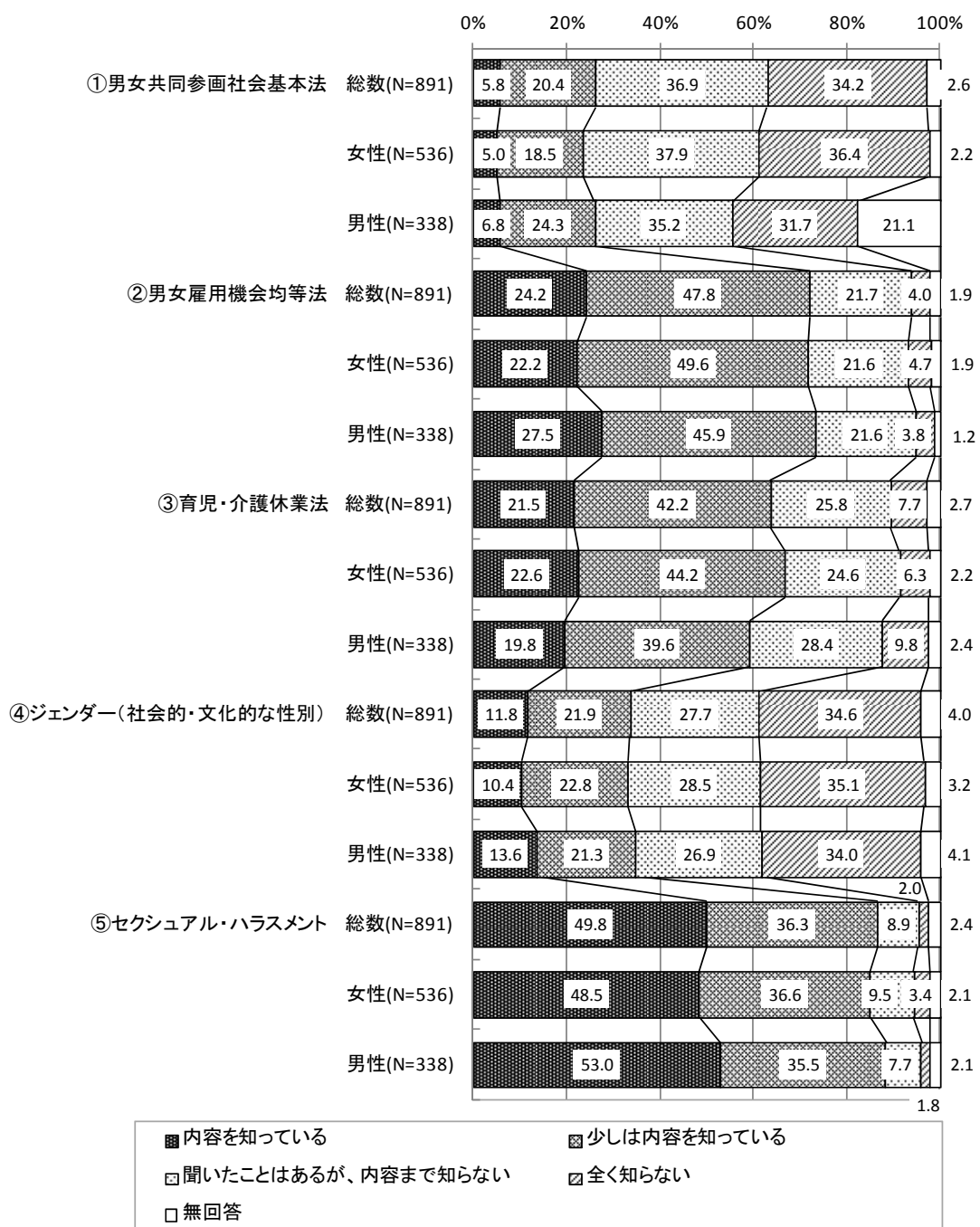
宝塚市立男女共同参画センターで参加したい講座

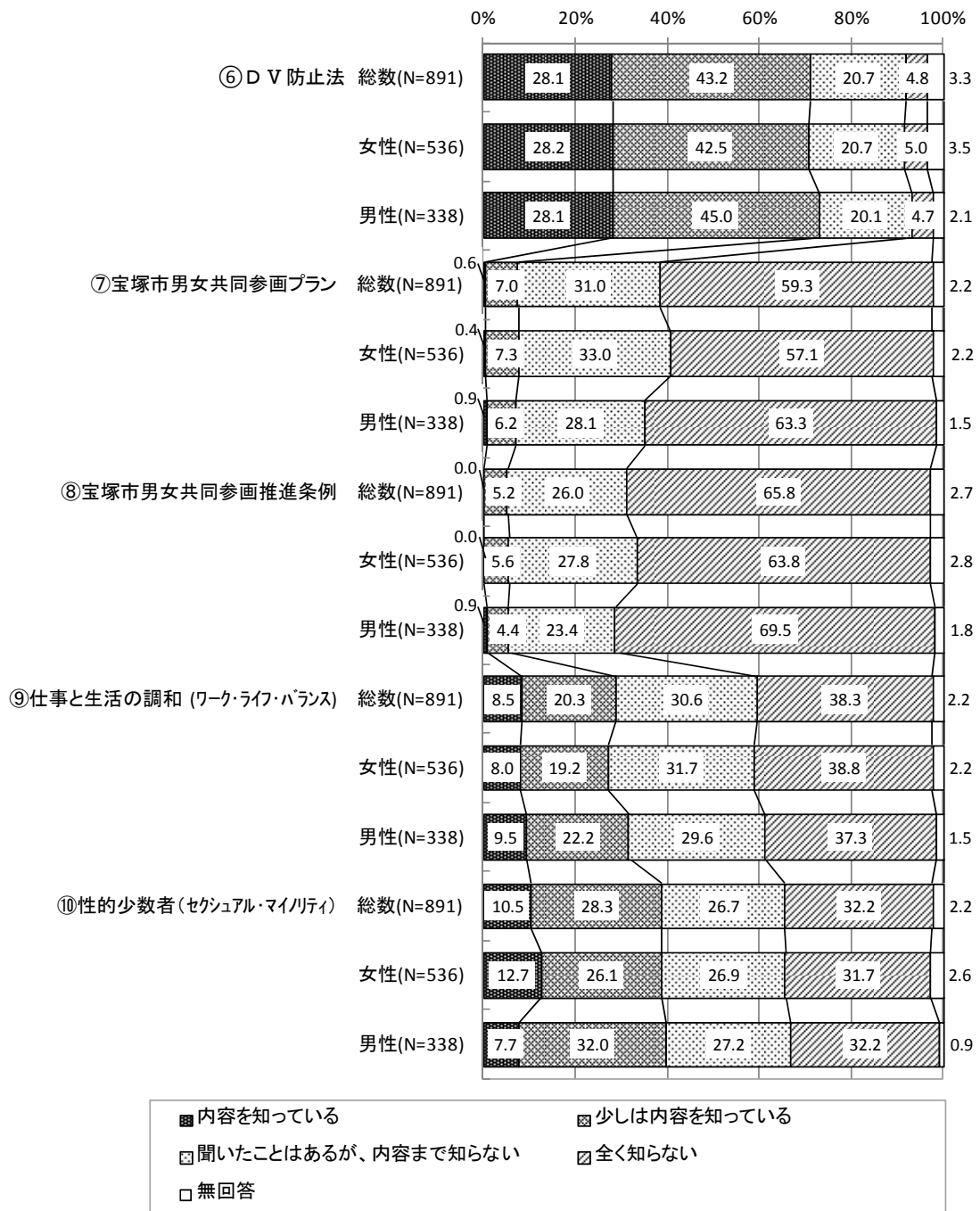


(7) 男女共同参画に関する法制度・計画・用語の認知について

男女共同参画に関する法制度・計画・用語の認知についてきいたところ、知っている割合（「内容を知っている」と「少しは内容を知っている」を合わせた割合）が最も高いものは、「セクシュアル・ハラスメント」で、女性が85.1%、男性が88.5%となっており、次いで「男女雇用機会均等法」で、女性が71.8%、男性が73.4%などとなっている。最も割合の低いものは「宝塚市男女共同参画推進条例」で、女性が5.6%、男性が5.3%となっており、次いで「宝塚市男女共同参画プラン」で、女性7.7%、男性7.1%などとなっている。

男女共同参画に関する法制度・計画・用語の認知について





Ⅱ 計画策定の体制及び経過

1 計画策定の体制

計画策定にあたっては、市民意識調査により市民意識の現状やニーズの把握に努めたほか、市役所内の関係課職員で構成する宝塚市男女共同参画推進検討会や知識経験者、市民公募委員で構成する宝塚市男女共同参画審議会で審議を行いました。

また、幅広い市民の多様な意見を聴取し計画に反映させるため、パブリック・コメント条例に基づくパブリック・コメントを行いました。

2 宝塚市男女共同参画推進審議会の審議経過

	開催日	審議事項
第1回	平成27年7月29日(水)	(仮称)第2次宝塚市男女共同参画プランの策定について(諮問)
第2回	平成27年8月31日(月)	・現行プラン推進状況(主な成果と課題)について ・(仮称)第2次宝塚市男女共同参画プラン策定に際しての基本的な考え方について
第3回	平成27年9月25日(金)	・(仮称)第2次宝塚市男女共同参画プラン施策体系(案)について ・(仮称)第2次宝塚市男女共同参画プラン原案について
第4回	平成27年11月13日(月)	・(仮称)第2次宝塚市男女共同参画プラン(案)について
	平成27年11月24日(火)	・(仮称)第2次宝塚市男女共同参画プラン(案)について ※正副会長と協議
第5回	平成28年2月4日(木)	・パブリック・コメント実施結果について ・(仮称)第2次宝塚市男女共同参画プラン(案)について
第6回	平成28年3月8日(火)	・(仮称)第2次宝塚市男女共同参画プラン(最終案)について
答申	平成28年3月17日(木)	・市長に答申書を提出

3

宝塚市男女共同参画推進検討会等の審議経過

開催日	会議名	審議事項	市民意見等の反映
平成26年9月26日(金) ～10月14日(火)			市民意識調査
平成27年7月10日(金)	男女共同参画推進検討会(第1回)	次期男女共同参画プラン策定について	
平成27年8月20日(木)	男女共同参画推進検討会(第2回)	現行プラン推進状況(主な成果と課題)について (仮称)第2次宝塚市男女共同参画プラン策定に際しての基本的な考え方について	
平成27年9月14日(月)	男女共同参画推進検討会(第3回)	施策体系表(案)について (仮称)第2次宝塚市男女共同参画プラン原案について	
平成27年11月4日(木)	男女共同参画推進検討会(第4回)	(仮称)第2次宝塚市男女共同参画プラン(案)について	
平成27年11月30日(月)	都市経営会議	(仮称)第2次宝塚市男女共同参画プラン(案)パブリックコメント実施について	
平成28年1月26日(火)	男女共同参画推進検討会(第5回)	(仮称)第2次宝塚市男女共同参画プラン(案)について	
平成28年2月23日(火)	男女共同参画推進検討会(第6回)	(仮称)第2次宝塚市男女共同参画プラン(最終案)について	
平成28年3月23日(水)	都市経営会議	「(仮称)第2次宝塚市男女共同参画プラン(案)」に対するパブリックコメント実施結果について	

4 パブリック・コメント結果概要

(1) 意見募集期間

平成 27 年（2015 年）12 月 9 日（水）～平成 28 年（2016 年）1 月 8 日（金）

(2) 意見の提出方法

持参、郵送、ファクシミリ、Eメール

(3) 周知方法

募集記事を宝塚市ホームページ (<http://www.city.takarazuka.hyogo.jp>) の総務部人権平和室 人権男女共同参画課のページに掲載したほか、市役所 2 階の総務部人権平和室 人権男女共同参画課、市役所 1 階の市民相談課、各サービスセンター・サービスステーション、男女共同参画センター、各人権文化センター、各公民館等に資料を設置した。

(4) 実施結果

ア. 意見提出者

3 名（内訳 Eメール 3 名）

イ. 意見の詳細

意見数 5 件

（内訳）

個別事業について(3 件)

プラン全般に関すること(2 件)

ただし、うち 1 件には、数値目標に関する意見を含む。

5 宝塚市男女共同参画推進審議会規則（附則省略）

平成 13 年 3 月 30 日

規則第 18 号

注 平成 14 年 3 月 29 日規則第 15 号から条文注記入る。

（趣旨）

第 1 条 この規則は、執行機関の附属機関設置に関する条例(昭和 41 年条例第 1 号。以下「条例」という。)第 2 条の規定に基づき、宝塚市男女共同参画推進審議会(以下「審議会」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について、調査審議し、答申する。

(1) 宝塚市男女共同参画推進条例(平成 14 年条例第 39 号)第 9 条第 2 項及び第 19 条第 2 項の規定により審議会の意見を聴くこととされた事項

(2) 男女共同参画の推進に関する総合的施策その他の重要事項

2 審議会は、前項第 2 号に掲げる事項について、必要に応じ、市長に意見を述べる。

（平 14 規則 50・全改）

（組織及び任期）

第 3 条 審議会の委員は、条例第 1 条に規定する者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

2 男女いずれか一方の委員の数は、委員の総数の 10 分の 4 未満であってはならない。

3 市長は、委員が欠けたときは、その都度補欠委員を委嘱し、又は任命しなければならない

4 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第 4 条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれらを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第 5 条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（意見の開陳その他の協力依頼）

第 6 条 審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、委員以外の者に意見の開陳、説明その他必要な協力を依頼することができる。

（部会等）

第 7 条 会長は、必要があると認めるときは、審議会に部会又は小委員会を置くことができる。

2 部会又は小委員会は、会長が指名する委員で組織する。

（庶務）

第 8 条 審議会の庶務は、人権男女共同参画課で行う。

（平 14 規則 15・平 20 規則 37・一部改正）

（委任）

第 9 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

(五十音順、敬称略)

No.	氏名	選出区分	専門分野等
1	○ <small>うえすぎ</small> 上杉 <small>たかみち</small> 孝實	知識経験者	京都大学名誉教授
2	◎ <small>きしもと</small> 岸本 <small>ようこ</small> 洋子	知識経験者	弁護士
3	<small>ごとう</small> 後藤 <small>ゆきのり</small> 至功	知識経験者	佛教大学福祉教育開発センター 福祉教育開発センター実習指導講師
4	<small>たかしま</small> 高嶋 <small>ひろおみ</small> 宏臣	公募市民	
5	<small>たかだ</small> 高田 <small>まさよ</small> 昌代	知識経験者	神戸市看護大学教授 日本DV防止・情報センター事務局長
6	<small>たけうち</small> 竹内 <small>みほ</small> 美保	知識経験者	武庫川女子大学心理・社会福祉学科 准教授
7	<small>たてかわ</small> 立川 <small>ふみよ</small> 文代	公募市民	
8	<small>なかむら</small> 中村 <small>あきら</small> 彰	知識経験者	とよなか男女共同参画推進センター すてっぷ前館長
9	<small>みちうえ</small> 道上 <small>じゅんこ</small> 純子	公募市民	
10	<small>みやまえ</small> 宮前 <small>ちかこ</small> 千雅子	知識経験者	関西大学人権問題研究室 委嘱研究員

◎会長、○副会長

7

宝塚市都市経営会議設置規程（附則省略）

平成 15 年 9 月 30 日

訓令第 26 号

注 平成 17 年 3 月 31 日訓令第 13 号から条文注記入る。

(設置)

第 1 条 市政の基本方針及び重要施策に関する事項を審議し、決定するとともに、市政の総合的かつ効率的な推進及び適正な運営を図るため、市長の事務執行に関する最高協議機関として宝塚市都市経営会議(以下「都市経営会議」という。)を設置する。

(平 20 訓令 14・平 23 訓令 28・一部改正)

(所掌事務)

第 2 条 都市経営会議は、市政の円滑な推進を図り、市政全般にわたる重要事項を決定する。

2 前項の規定により都市経営会議に付議する事項は、おおむね次に掲げるとおりとする。

- (1) 市の基本方針及び重要施策に関すること。
- (2) 条例案、予算案その他市議会提出議案に関すること。
- (3) 各部の重要施策に関すること。
- (4) 各部における重要な報告に関すること。
- (5) 前各号に掲げる事項のほか、市長が必要であると認める事項

(平 20 訓令 14・全改)

(構成)

第 3 条 都市経営会議は、次の者をもって構成する。

- (1) 市長及び副市長
- (2) 理事及び技監
- (3) 市長事務部局の部長、危機管理監及び消防長
- (4) 上下水道事業管理者
- (5) 上下水道局長
- (6) 病院副事業管理者
- (7) 市立病院経営統括部長
- (8) 教育長
- (9) 教育委員会事務局の部長
- (10) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要であると認める職員

(平 19 訓令 5・平 20 訓令 6・一部改正、平 20 訓令 14・旧第 7 条繰上、平 21 訓令 3・平 21 訓令 29・平 22 訓令 14・平 23 訓令 24・平 24 訓令 8・平 25 訓令 7・平 26 訓令 14・平 26 訓令 17・一部改正)

(会議)

第 4 条 都市経営会議は、市長が主宰する。

2 市長に事故があるときは、副市長がその職

務を代理する。

3 市長は、必要があると認めるときは、審議事項に関係する職員を都市経営会議に出席させて、説明又は報告を求めることができる。

4 都市経営会議は、定例会及び臨時会とする。

5 定例会は、毎月第 2 月曜日及び第 4 月曜日に開催するものとし、市長において特別の事情があると認めるときは、変更することができる。

6 臨時会は、市長が必要であると認めるとき臨時に開催する。

(平 19 訓令 5・一部改正、平 20 訓令 14・旧第 8 条繰上、平 25 訓令 7・一部改正)

(付議手続)

第 5 条 都市経営会議に付議する事項があるときは、企画経営部長に通知しなければならない。

(平 20 訓令 14・旧第 9 条繰上・一部改正、平 21 訓令 3・一部改正)

(小委員会及び検討会の設置)

第 6 条 市長は、都市経営会議において更に詳細な調査検討を加える必要があると認める事項については、小委員会を設置し、調査検討させることができる。

2 市長は、事前に専門的な検討を要すると認める事項については、都市経営会議に諮った上で検討会を設置し、検討研究させることができる。

3 小委員会の委員は、都市経営会議の委員のうちから市長が指名する。

4 検討会の委員は、職員のうちから市長が指名する。

(平 20 訓令 14・旧第 10 条繰上)

(庶務)

第 7 条 都市経営会議に関する庶務は、政策推進課で行う。

(平 20 訓令 6・一部改正、平 20 訓令 14・旧第 11 条繰上・一部改正)

(補則)

第 8 条 この規程に定めるもののほか、都市経営会議の運営に関し必要な事項は、別に市長が定める。

(平 20 訓令 14・旧第 12 条繰上・一部改正)

（趣旨）

第1条 この要綱は、宝塚市都市経営会議設置規程（平成15年訓令第26号）第6条第2項の規定に基づき、宝塚市男女共同参画推進検討会（以下「検討会」という。）の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第2条 検討会は、次に掲げる事務を所掌する。

（1）男女共同参画の推進に関する施策の策定及び推進に関すること。

（2）男女共同参画の推進に関する施策の部局間の調整に関すること。

（3）前2号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関し必要な事項に関すること。

（組織）

第3条 検討会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

2 会長には総務部長を、副会長には人権平和室長を、委員には別表に掲げる職にある者及び会長が指名する女性職員をもって充てる。

3 会長は、検討会を代表し、会議の議長となる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

（会議）

第4条 会議は、会長が必要に応じて招集する。

2 会長は、必要があると認めるときは、委

員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

（部会）

第5条 会長は、必要があると認めるときは、検討会に部会を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する者をもって組織する。

（庶務）

第6条 検討会の庶務は、人権男女共同参画課で行う。

（委任）

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

別表（第3条関係）

部 組 織	役 職 名
企画経営部	政策推進課長
市民交流部	市民協働推進課長
総務部	人事課長
健康福祉部	高齢福祉課長
	健康推進課長
	障害福祉課長
子ども未来部	子育て支援課長
	保育企画課長
	子ども政策課長
産業文化部	商工勤労課長
	文化政策課長
教育委員会事務局	学校教育課長
	教育支援課長
	社会教育課長

宝塚市男女共同参画推進検討会委員名簿

(組織順・ただし会長指名を除く)

	所 属	役職名	氏 名	備 考
1	企画経営部政策室	政策推進課長	中村 智成	
2	市民交流部きずなづくり室	市民協働推進課長	梶原 正義	
3	総務部	総務部長	森本 操子	会長
4	総務部人権平和室	人権平和室長	山下 浩	副会長
5	総務部行政管理室	人事課長	松永 公一	
6	健康福祉部安心ネットワーク室	高齢福祉課長	古田 健	
7	健康福祉部健康推進室	健康推進課長	中西 聡	
8	健康福祉部福祉推進室	障害福祉課長	公手 勤	
9	子ども未来部子ども家庭室	子ども政策課長	小西 清久	
10	子ども未来部子ども家庭室	子育て支援課長	梶山 博之	
11	子ども未来部子ども育成室	保育企画課長	西垣 早百合	
12	産業文化部産業振興室	商工勤労課長	岡田 進	
13	産業文化部宝のまち創造室	文化政策課長	岡本 直也	
14	教委・学校教育部学校教育室	学校教育課長	藤井 優惠	指導・人権教育担当
15	教委・学校教育部教育支援室	教育支援課長	福本 徳子	
16	教委・社会教育部生涯学習室	社会教育課長	高井 緑	
17	企画経営部市税収納室	市税収納課係長	中塚 由起子	会長指名
18	会計課	会計課係長	山本 奈津子	会長指名
19	議会事務局	総務課係長	西川 はるみ	会長指名

III 法令関係

1 日本国憲法（抜粋）

公布：昭和21年11月3日

施行：昭和22年5月3日

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたって自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

第9条 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

2 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

第11条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

第12条 この憲法が国民に保障する自由及び権

利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第13条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第14条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

2 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

3 栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

第22条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

2 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

第24条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

第25条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

第26条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

第27条 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

2 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。

3 児童は、これを酷使してはならない。

2

男女共同参画社会基本法（附則省略）

公布：平成11年6月23日法律第78号

施行：平成11年6月23日

改正：平成11年7月16日法律第102号

施行：平成13年1月6日

改正：平成11年12月22日法律第160号

施行：平成13年1月6日

目次

前文

第1章 総則（第1条—第12条）

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第13条—第20条）

第3章 男女共同参画会議（第21条—第28条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を

明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社

会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする

男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市

町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

(設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会

議」という。)を置く。

(所掌事務)

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。
2 議長は、会務を総理する。

(議員)

- 第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。
- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。
 - 3 第1項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。
 - 4 第1項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

- 第26条 前条第1項第二号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 前条第1項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力

を求めることができる。

- 2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

**附 則 (平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号) 抄
(施行期日)**

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条 男女共同参画審議会設置法(平成9年法律第7号)は、廃止する。

**附 則 (平成 11 年 7 月 16 日法律第 102 号) 抄
(施行期日)**

第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成11年法律第88号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第10条第1項及び第5項、第14条第3項、第23条、第28条並びに第30条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第28条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第30条 第2条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

**附 則 (平成 11 年 12 月 22 日法律第 160 号) 抄
(施行期日)**

第1条 この法律(第2条及び第3条を除く。)は、平成13年1月6日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)

3

宝塚市男女共同参画推進条例

平成 14 年 6 月 27 日

条例第 39 号

女性差別撤廃条約の発効を大きな契機とする国際的な潮流の中で、我が国においては、女性の社会的地位向上を図る等、男女共同参画社会づくりに向けた取組により、男女共同参画社会基本法が制定された。

宝塚市においては、特に女性を取り巻く就労、子育てや介護等の問題の解決を図るため、活動の拠点施設の整備、提言活動を通じてまちづくりへの積極的な参画を目指した「女性ボード」の設置、女性施策の基本計画に基づく施策の推進、さらに、いち早く男女共同参画宣言都市となる等、男女平等の実現に向けた取組を積極的に進めてきた。

しかしながら、状況は少しずつ改善はしているものの、依然として性別による固定的な役割分担意識やこれに基づく社会慣行等が根深く残り、個人の能力が十分に生かされていない状況である。また、女性に対する暴力が、人権に関わる深刻な社会問題として顕在化しつつある状況もあり、いまだ多くの課題が残されている。

真の男女平等の達成を図るには、男女の人権が共に尊重され、一人一人の能力や個性が十分に発揮でき、あらゆる分野に対等に参画できて、それに伴う利益を共に享受でき、責任も共に担う社会の早期実現が求められている。

ここに、私たちは男女共同参画社会の実現を目指すことを強く決意し、この条例を制定する。

(目的)

第 1 条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進し、もって男女共同参画社会を実現することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、責任を共に担うことをいう。

(2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(3) 事業者 市内に事務所又は事業所を有する法人及び個人その他の民間の団体をいう。

(基本理念)

第 3 条 男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

2 男女共同参画の推進に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画の推進を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

3 男女共同参画の推進は、男女が、社会の対等な構成員として、市における政策又は事業者における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

4 男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

5 男女共同参画の推進に関する取組は、国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、国際的協調の下に行われなければならない。

6 男女共同参画の推進は、男女が互いの性を理解し合い、妊娠、出産その他の性と生殖に関する事項に関し双方の意思が尊重されること及び生涯にわたり健康な生活を営むことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)のっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、男女共同参画の推進に関する施策を推進するに当たり、市民、事業者、国、他の地方公共団体及び関係団体と相互に連携と協力を図るよう努めるものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念に対する理解を深め、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に寄与するよう努めるとともに、市が行う男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、その事業活動に関し、基本理念のっとり、男女共同参画の推進に努めるとともに、市が行う男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(性別による権利侵害の禁止)

第7条 何人も、直接的であると間接的であるとを問わず、社会のあらゆる分野において、性別による差別的取扱いをしてはならない。

2 何人も、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる場において、セクシュアル・ハラスメント(相手の意に反する性的な言動により相手方に不利益を与えること又は相手方の生活環境を害することをいう。)を行ってはならない。

3 何人も、家庭等において、配偶者等に対する身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的行為等を行ってはならない。

(公衆に表示する情報に関する留意)

第8条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担及び暴力を助長する表現並びに性的感情を著しく刺激する表現を行わないよう努めなければならない。

(基本計画)

第9条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を策定するものとする。

2 市長は、基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ市民の意見を反映することができるよう適切な措置を講ずるとともに、執行機関の附属機関設置に関する条例(昭和41年条例第1号)第1条に規定する宝塚市男女共同参画推進審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴くものとする。

3 市長は、基本計画を策定したときは、遅滞なくこれを公表するものとする。

4 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(財政上の措置)

第10条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(調査研究)

第11条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を効果的に実施するため、調査研究を行うよう努めるものとする。

(年次報告)

第12条 市長は、男女共同参画の推進に関する主要な施策の実施状況について、毎年、報告書を作成し、公表するものとする。

(家庭生活における活動と他の活動との両立の推進)

第13条 市は、男女が家庭生活における活動と職業生活における活動その他の活動とを両立することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

(市民及び事業者の理解を深めるための措置)

第14条 市は、男女共同参画の推進について、広く市民及び事業者の理解を深めるため、広報活動その他の適切な措置を講ずるものとする。

(学校教育及び社会教育における取組)

第15条 市は、学校教育及び社会教育において、男女共同参画の推進に関する教育及び学習の推進に必要な措置を講ずるものとする。

(市民及び事業者の活動への支援)

第16条 市は、市民及び事業者が男女共同参画の推進に関して行う活動を支援するため、当該活動に必要な情報の提供その他の支援を行うよう努めるものとする。

(附属機関等における積極的改善措置)

第17条 市は、附属機関等における委員を委嘱し、又は任命する場合にあっては、積極的改善措置を講ずることにより、できる限り男女の均衡を図るものとする。

(事業者への働きかけ)

第18条 市長は、男女共同参画の推進に必要であると認めるときは、事業者に対し、職場その他の活動の場における男女共同参画の状況について報告を求めることができる。

(苦情申出への対応)

第19条 市長は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関し、市民又は事業者

から苦情の申出を受けた場合には、適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市長は、必要があると認めるときは、前項の申出への対応に当たり、審議会の意見を聴くことができる。

(相談申出への対応)

第20条 市長は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する人権の侵害に関し、市民又は事業者から相談の申出があった場合には、関係機関等と協力し、及び連携し、適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

(推進体制)

第21条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を円滑かつ総合的に企画し、調整し、及び実施するため、必要な体制の整備を図るものとする。

(委任)

第22条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成14年7月1日から施行する。

公布：平成27年9月4日法律第64号

施行：平成27年9月4日

目次

第1章 総則（第1条—第4条）
 第2章 基本方針等（第5条・第6条）
 第3章 事業主行動計画等
 第1節 事業主行動計画策定指針（第7条）
 第2節 一般事業主行動計画（第8条—第14条）
 第3節 特定事業主行動計画（第15条）
 第4節 女性の職業選択に資する情報の公表
 （第16条・第17条）
 第4章 女性の職業生活における活躍を推進する
 ための支援措置（第18条—第25条）
 第5章 雑則（第26条—第28条）
 第6章 罰則（第29条—第34条）
 附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性はその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

(基本原則)

第2条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力

が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第3条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第5条第1項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第4条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第2章 基本方針等

(基本方針)

第5条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
- 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
- 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
- イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
- ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
- ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
- 四 前3号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

- 第6条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第3章 事業主行動計画等

第1節 事業主行動計画策定指針

- 第7条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第1項に規定する一般事業主行動計画及び第15条第1項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。
- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
- 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項
- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第2節 一般事業主行動計画

(一般事業主行動計画の策定等)

- 第8条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が300人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
- 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しな

なければならない。

6 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が300人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

8 第3項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第4項から第6項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第9条 厚生労働大臣は、前条第1項又は第7項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第10条 前条の認定を受けた一般事業主(次条及び第20条第1項において「認定一般事業主」という。)は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項において「商品等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第11条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第9条の認定を取り消すことができる。

一 第9条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。

二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

三 不正の手段により第9条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第12条 承認中小事業主団体の構成員である中に小事業主(一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が300人以下のものをいう。以下こ

の項及び次項において同じ。)が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法(昭和22年法律第141号)第36条第1項及び第3項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの(厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。)のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第1項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第37条第2項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第5条の三第1項及び第3項、第5条の四、第39条、第41条第2項、第48条の三、第48条の四、第50条第1項及び第2項並びに第51条の二の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第40条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第50条第3項及び第4項の規定はこの項において準用する同条第2項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第37条第2項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第12条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第41条第2項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第 36 条第 2 項及び第 42 条の二の規定の適川については、同法第 36 条第 2 項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第 42 条の二中「第 39 条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号）第 12 条第 4 項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第 2 項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第 13 条 公共職業安定所は、前条第 4 項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

（一般事業主に対する国の援助）

第 14 条 国は、第 8 条第 1 項若しくは第 7 項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第 3 節 特定事業主行動計画

第 15 条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
- 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性

職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも 1 回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第 4 節 女性の職業選択に資する情報の公表

（一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第 16 条 第 8 条第 1 項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

2 第 8 条第 7 項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表するよう努めなければならない。

（特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第 17 条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

第 4 章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置 （職業指導等の措置等）

第18条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第19条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第20条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であつて政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するよう努めるものとする。

(啓発活動)

第21条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第22条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第23条 当該地方公共団体の区域において女性の職

業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第18条第1項の規定により国が講ずる措置及び同条第2項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第18条第3項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一 一般事業主の団体又はその連合団体

二 学識経験者

三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前2項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第24条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第25条 前2条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第5章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第26条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第8条第1項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(権限の委任)

第27条 第8条から第12条まで及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局

長に委任することができる。

(政令への委任)

第28条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第6章 罰則

第29条 第12条第5項において準用する職業安定法第41条第2項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第30条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

- 一 第18条第4項の規定に違反した者
- 二 第24条の規定に違反した者

第31条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

- 一 第12条第4項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 二 第12条第5項において準用する職業安定法第37条第2項の規定による指示に従わなかった者
- 三 第12条第5項において準用する職業安定法第39条又は第40条の規定に違反した者

第32条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- 一 第10条第2項の規定に違反した者
- 二 第12条第5項において準用する職業安定法第50条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第12条第5項において準用する職業安定法第50条第2項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第33条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第29条、第31条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第34条 第26条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、20万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第3章（第7条を除く。）、第5章（第28条を除く。）及び第6章（第30条を除く。）の規定並びに附則第5条の規定は、平成28年4月1日から施行する。

(この法律の失効)

第2条 この法律は、平成38年3月31日限り、その効力を失う。

2 第18条第3項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第4項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第24条の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第1項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第1項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第3条 前条第2項から第4項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第4条 政府は、この法律の施行後3年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(社会保険労務士法の一部改正)

第5条 社会保険労務士法（昭和43年法律第89号）の一部を次のように改正する。

別表第1第20号の25の次に次の1号を加える。
20の26 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）

(内閣府設置法の一部改正)

第6条 内閣府設置法（平成11年法律第89号）の一部を次のように改正する。

附則第2条第2項の表に次のように加える。

平成38年3月31日	女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第5条第一項に規定するものをいう。）の策定及び推進に関すること。
------------	--

公布：平成13年4月13日法律第31号
 施行：平成13年10月13日
 改正：平成16年6月2日法律第64号
 施行：平成16年12月2日
 改正：平成19年7月11日法律第113号
 施行：平成20年1月11日
 改正：平成25年7月3日法律第72号
 施行：平成26年1月3日
 改正：平成26年4月23日法律第28号
 施行：平成27年4月1日

目次

前文

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第1章の二 基本方針及び都道府県基本計画等
（第2条の二・第2条の三）
- 第2章 配偶者暴力相談支援センター等（第3条―第5条）
- 第3章 被害者の保護（第6条―第9条の二）
- 第4章 保護命令（第10条―第22条）
- 第5章 雑則（第23条―第28条）
- 第6章 罰則（第29条・第30条）
- 附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第1章 総則

(定義)

第1条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第28条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第2条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第1章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第2条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための

施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第1項の都道府県基本計画及び同条第3項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。
 - 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
 - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
 - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（都道府県基本計画等）

- 第2条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。
- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
 - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
 - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

（配偶者暴力相談支援センター）

第3条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第5条及び第8条の三において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

（婦人相談員による相談等）

第4条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

（婦人保護施設における保護）

第5条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第3章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第6条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法（明治40年法律第45号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前2項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第7条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第3条第3項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第8条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和29年法律第162号）、警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第8条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第15条第3項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による

被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第8条の三 社会福祉法（昭和26年法律第45号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和25年法律第144号）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第9条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第9条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第4章 保護命令

(保護命令)

第10条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第12条第1項第二号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から

引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。)により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第18条第1項において同じ。)に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- 一 命令の効力が生じた日から起算して6月間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
 - 二 命令の効力が生じた日から起算して2月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。
- 2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。
- 一 面会を要求すること。
 - 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
 - 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
 - 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後10時から午前6時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
 - 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又は

その知り得る状態に置くこと。

- 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 3 第1項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子(以下この項及び次項並びに第12条第1項第三号において単に「子」という。)と同居しているときであつて、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第1項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、当該子の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が15歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。
- 4 第1項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者(被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第12条第1項第四号において「親族等」という。)の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第1項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、当該親族等の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)その他の場所において当該親族等の

身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかしてはならないことを命ずるものとする。

- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の15歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が15歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

(管轄裁判所)

第11条 前条第1項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

- 2 前条第1項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

(保護命令の申立て)

第12条 第10条第1項から第4項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時における事情

三 第10条第3項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

四 第10条第4項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

- 2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治41年法律第53号）第58条ノ二第1項の認証を受けたものを添付しなければならない。

(迅速な裁判)

第13条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

(保護命令事件の審理の方法)

第14条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

- 2 申立書に第12条第1項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

第15条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又

は居所を管轄する警視総監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第12条第1項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが2以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

- 5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

第16条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

- 4 前項の規定により第10条第1項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第2項から第4項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

- 5 前2項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

- 6 抗告裁判所が第10条第1項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第2項から第4項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

- 7 前条第4項の規定による通知がされている保護命令について、第3項若しくは第4項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

- 8 前条第3項の規定は、第3項及び第4項の場

合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第17条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第10条第1項第一号又は第2項から第4項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して3月を経過した後において、同条第1項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して2週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

- 2 前条第6項の規定は、第10条第1項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

- 3 第15条第3項及び前条第7項の規定は、前2項の場合について準用する。

(第10条第1項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第18条 第10条第1項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して2月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

- 2 前項の申立てをする場合における第12条の規定の適用については、同条第1項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」と、同条第2項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第19条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方によっては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方と呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第20条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第12条第2項(第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第21条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成8年法律第109号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第22条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第5章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第23条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第24条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第25条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴

力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第26条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第27条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第3条第3項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)
- 二 第3条第3項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第4項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用
- 三 第4条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
- 四 第5条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他相当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第4条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第28条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その10分の5を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の10分の5以内を補助することができる。

- 一 都道府県が前条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
- 二 市が前条第2項の規定により支弁した費用

第5章の二 補則

(この法律の準用)

第28条の二 第2条及び第1章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手から

の暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第28条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第2条	被害者	被害者（第28条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第6条第1項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第10条第1項から第4項まで、第11条第2項第二号、第12条第1項第一号から第四号まで及び第18条第1項	配偶者	第28条の二に規定する関係にある相手
第10条第1項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第28条の二に規定する関係を解消した場合

第6章 罰則

第29条 保護命令（前条において読み替えて準用する第10条第1項から第4項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、1年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第30条 第12条第1項（第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第28条の二において読み替えて準用する第12条第1項（第28条の二において準用する第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。ただし、第2章、第6条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第7条、第9条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第27条及び第28条の規定は、平成14年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 平成14年3月31日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第12条第1項第四号並びに第14条第2項及び第3項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

（検討）

第3条 この法律の規定については、この法律の施行後3年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 （平成16年6月2日法律第64号）

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第2条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第10条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第10条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第10条第1項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第18条第1項の規定の適用については、同項中「2月」とあるのは、「2週間」とする。

（検討）

第3条 新法の規定については、この法律の施行後3年を目途として、新法の施行状況等を勘案

し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則（平成 19 年 7 月 11 日法律第 113 号）抄

（施行期日）

第 1 条 この法律は、公布の日から起算して 6 月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第 2 条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第 10 条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則（平成 25 年 7 月 3 日法律第 72 号）抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して 6 月を経過した日から施行する。

附 則（平成 26 年 4 月 23 日法律第 28 号）抄

（施行期日）

第 1 条 この法律は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第 1 条中次世代育成支援対策推進法附則第 2 条第 1 項の改正規定並びに附則第 4 条第 1 項及び第 2 項、第 14 条並びに第 19 条の規定
公布の日

二 第 2 条並びに附則第 3 条、第 7 条から第 10 条まで、第 12 条及び第 15 条から第 18 条までの規定
平成 26 年 10 月 1 日

（政令への委任）

第 19 条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

以上

第2次宝塚市男女共同参画プラン

～すべての人が性別にとらわれず、
自分らしくいきいきと暮らせるまちをめざして～

平成28年（2016年）3月

発行 宝塚市 総務部 人権平和室 人権男女共同参画課
〒665-8665 宝塚市東洋町1番1号

TEL : 0797-71-1141（代表）

FAX : 0797-77-2171

E-mail : m-takarazuka0018@city.takarazuka.lg.jp

